

温泉地域研究

第 29 号

2017年 9月

論文

- 温泉地滞在における「食」の役割とその変容－近世から近代にかけて－
 内田 彩 (1)
- 大分県竹田市の成立とその温泉活用施策の展開 岡村慎一郎 (13)
- 「湯治」という用語の登場と温泉との関わりについての考察
 石川理夫 (25)

講演

- 環境省における温泉地活性化に向けた取り組み 山本麻衣 (35)
- 三重県における温泉研究－温泉資源の保護と活用－ 森 康則 (44)
- 榊原温泉の医学的効果 前田真治 (51)

書評

- 熱海温泉誌作成実行委員会編：『熱海温泉誌』 浜田真之 (55)
- 由佐悠紀著：『地球のはなし－別府温泉より－』 長島秀行 (56)

資料

- ヘレン・ケラーの心身を癒やした雲仙温泉 池永正人 (57)

温泉地情報

- 下諏訪温泉における入浴施設の住み分けと課題 澤田陽介 (59)

学会記事 (61)

投稿規程・執筆要領（改訂） (66)

日本温泉地域学会

温泉地滞在における「食」の役割とその変容

—近世から近代にかけて—

The Function and Changes of the "Food" during the Hot Springs Stay
from the Early Modern Period to the Modern Period

内田 彩*
Aya UCHIDA

キーワード：温泉地 (hot spring) ・長期滞在 (long stay) ・近世 (early modern period) ・
食 (food) ・食習慣 (dietary habits)

1 研究の背景と目的

(1) 研究の背景

近年は観光における食の役割が注目され、「国内宿泊旅行、海外宿泊旅行をしてみたいと思う動機」では、「旅先のおいしいものを求めて」が一位となっている。さらに「行ってみたい旅行タイプ」は、「温泉旅行」「自然観光」に続いて、「グルメ」があがっている¹⁾。近世の旅行案内本にも食に関する記述が多く残されているように、旅行において食事は欠かせない要素であるといえよう。

温泉地においては、多くの宿泊施設が「1泊2食付」の宿泊料金を基本としているため、旅行者は夕朝の食事を宿泊施設でとる。そのため、「温泉地における食」といった場合は、旅館をはじめ宿泊施設の料理がその比重を占めているといえよう。しかし近年では泊食分離や温泉街での食の魅力づくりも含めて、多様な挑戦が試みられている²⁾。

歴史を振り返ればこうした「1泊2食付」の形態は、近代以降に発展したものであり³⁾、近世後期の温泉地は療養・保養を中心とした長期滞在地であった⁴⁾。これが変化したのは近代以降である。温泉地の変容に関しては、医学面の変容、法制度の変化、交通の発展、政府の政策などから考察され、これらの研究により近代の温泉地は、西洋医学の流入による従来の温泉医学への信頼低下⁵⁾、私有財産

性の導入による温泉地開発、交通の発展による滞在の短期化などが諸要因となり、温泉地の開発と「歓楽化」が進んだと指摘されている⁶⁾。特に山村は交通機関の発達による短期滞在観光者の増加、それに伴う入湯圏の広域化を挙げ、これにより宿泊形態も自炊から食事付に、固定客から不特定多数の客にと変化を遂げたと指摘している⁷⁾。さらに多くの温泉地が宣伝を始めて、激しい競争を展開した⁸⁾。近代のマスツーリズムにおける観光化は、長期滞在地としての魅力ある空間を衰退させ⁹⁾、戦後は画一化された歓楽温泉地を生み出し、今日に連なる多くの問題を引き起こしたと指摘されている¹⁰⁾。

(2) 研究目的と研究方法

近世から近代にかけての温泉地の「食」の変容に関しては、自炊の変化、「1泊2食付」という料金体系など¹¹⁾から論じられてきた。しかし、観光者のニーズが多様化し、多彩な滞在型が求められるなか、改めて歴史における温泉地の「食の役割と変容」について考察する必要がある。

本研究では近世から近代初期にかけての紀行文・日記、案内記、広告等を対象に、温泉地の食に関する記述を収集し、近世中期から後期の温泉地における「食」の実態を分析したうえで、近代の温泉地における食の役割の変化について考察する。

*千葉商科大学 (Chiba University of Commerce)

2 近世における温泉地の食

(1) 湯治と長期滞在生活の構造

新常は近世旅行史の視点から、近世は旅の諸条件が整備されたが、人々は無条件で旅行に出かけられたのではなく、「参詣」、「湯治」の名目が必要であり、この2つの旅は日本における「旅の大衆化」の契機となったと指摘した¹²⁾。これ以降、温泉地の歴史、医学と湯治の様相¹³⁾等の研究が行われ、近年では温泉地域側の成り立ちと運営¹⁴⁾、温泉を産業化していく過程¹⁵⁾、湯治者の観光行動¹⁶⁾等、地域側の取り組みの詳細を考察した研究も進んでいる。

温泉地域の集落の発達については、近世には温泉集落の基本型が確立し、各藩が湯銭をとり、藩の財政を潤すために湯治場を保護した事が温泉地の発展を促し、三廻り程度の滞在が定着していた¹⁷⁾。

さらに、長期間にわたり温泉地で生活が行えた社会的構造として、武井ほかにより次の3点が指摘されている。①温泉医療が社会的に求められており、治療として認められていたこと、②農閑期に湯治をした民衆の多数を占める農民、藩から「湯治休暇」がもらえる藩士、豊かな商人など自由に休暇が得られる人々の存在があったこと、③江戸時代の温泉地は、多様なランクの宿が選べたほか、食事に関しても自炊、賄い付きなど選択ができたことがある。また、必要な調理器具の鍋、釜などの日常の設備も各自が借りることも持ち込みも選択でき、各自の所得水準にあった生活ができた。こうした湯治に対する社会的認知の浸透、長期休暇を取得できる人々の存在、各自の経済状況に応じた生活の選択可能性が、温泉地における長期滞在生活を可能にしていた¹⁸⁾。

近世の温泉地において、「温泉の本質は病氣治療の現場」¹⁹⁾であり、湯治者は療養のために長期滞在しながら、「入湯の客は大半自分賄ひ也」(『有馬入湯入用記』1866年)のように、自ら煮炊きする自炊生活でもあった。

しかし、近世初期から栄えていた有馬温泉は、後期には温泉管理の悪さ、宿泊費などの高騰、遊興客を優遇して自炊客をぞんざいに扱うなどの対応の悪さから、湯治場としての本来の機能を失い、湯治者の減少を招いた²⁰⁾。

この変化は、箱根で「一夜湯治」が公認され²¹⁾、浅間温泉でも善光寺詣と一夜湯治が非公認ながら組み合わせられていったほか²²⁾、宮城県秋保温泉でも、1637(寛永14)年の利用者41人程度から1805(文化2)年には延べ1万人を超え、保養と遊山をかねる短期滞在者も増加²³⁾するなど各地でみられる。地域により違いはあるが、近世後期にかけて温泉地は遊山的な要素が強くなった。こうしたなか、「一般の庶民の日常生活に題材求めた²⁴⁾」滑稽本にも温泉地での「食」が描かれるようになる。

(2) 滑稽本に描かれた自炊

滑稽本の代表的作品とされる『東海道中膝栗毛』(1802～09年)などは、寛政の改革の出版統制を受けた後、社会風刺を除き娯楽性に特化したものである。この時代には本屋主導の刊行となり、読者は家庭に出入りする貸本屋から借りて読むことが中心であったが、気に入れば近所の貸本屋や本屋で購入しており、作者も職業として宣伝に努めるようになった²⁵⁾。読みやすい配慮がされた娯楽



図1 温泉地での自炊

(出典)『上州草津温泉道中 続膝栗毛十編』。
国立国会図書館デジタルアーカイブ転載。

性の高い作品は、主に庶民層に支持されて大流行し、十返舎一九の『上州草津温泉道中続膝栗毛』（1820年）（図1）、大根土成『滑稽有馬紀行』（1827年）、滝亭鯉丈・為永春水『温泉土産 箱根草』（1844年）（図2）など、温泉地が題材になった滑稽本も刊行された。これらはともに、滑稽本の形式を取りながら、温泉地を案内している共通点がある。特に『滑稽有馬紀行』は、滑稽本と言うよりは案内の要素が強く²⁶⁾、温泉への「楽しみの旅」と「温泉地案内」を融合した本であった。これは不特定多数の人々にむけて娯楽的に書かれたものであり、温泉に関する情報を広く大衆に伝える役割を果たしていた。この中で自炊は下記のように描かれている。

●『上州草津温泉道中続膝栗毛』

北「サアサア これから飯を焚にヤアならねへ」
弥「おれがミそをすつてやろう。手めへ米をとげ」

●『滑稽有馬紀行』

オ「ナニサ、今夜から、てめへめしだぜ」
太郎「フン、そんならめしはないか」
オ「追付酒だ。めしをくふと酒がまずい」

上記の物語で描かれたように、湯治場での生活はまさに「今夜からてめへめし」であり、そのため宿から買い物する方法を教えてもら



図2 宿への魚の販売
（出典）『温泉土産 箱根草』

『神奈川県郷土資料集成 第10輯』（1983）。

う²⁷⁾、自炊のために宿に売りに来た食料品を購入したりする様子が描かれている。『上州草津温泉道中続膝栗毛』では、商人から食材を購入した後、自分達で食事を作るが失敗して大騒ぎをしたため、隣室の人から漬け物などを譲ってもらい、漬物と飯、汁物だけですませる様子が描かれている²⁸⁾。

(3) 湯治者が入手できる食材

各自に応じた滞在スタイルを持つことができるなか、湯治者が記した日記などには、購入した食材が購入金額などと記されていることも多く、湯治者にとって食事にかかる費用は大きな要素であったことがわかる。

1815（文化12）年に、草津温泉を訪れた深谷の旅籠屋の主人、春山金兵衛（やまとの哥成）が『旅につき』に湯治滞在中の費用を書き残している（表1）。

哥成は39歳頃と推定され、温泉に入りながら、周辺の名所を廻り、湯治仲間と交流を持ちながら、8月2日～17日（15泊）間にわ

表1 『旅につき』にみる滞在費①

品名	代金
仕出し料	五十武文
米三升	貳百七拾文
みそ	百文
薪四束	五十六文
つけぎ	八文
柄杓	拾武文
はし一膳	三文
布とん	貳十四文
あぶら	四十六文
下駄	六十四文
まくら	五十五文
越中	百十二文
中夜き	三百四十六文
ふとん	三百廿壹文
すみ	五十文
茶	五十文
正ゆ	三十武文
あぶら	四十六文
みそ	百文
茶	五十文
正ゆ	三十武文
あぶら	四十六文
みそ	百文
薪木	五十六文
つけぎ	八文
茶	五十文
あぶら	四十六文
米一升	八十七文
宿代	六百八十文
ミ(づ)扱代	三拾文

（出典）『旅につき』『草津温泉誌』（1976）より筆者作成。

たり滞在生活を過ごしている。

帰宅時に「宿」に支払った代金の記録では、「宿代」、「仕出料」「はし一膳」「下駄」のほか、あぶらを4回、茶、ミソを3回、薪、米、正ゆ等を2回にわたり購入しており、滞在生活でそれらの需要が高かったがわかる。

また、後述する「茶代」のほか宿の番頭や滞在中の食事の世話をしてくれた「飯たき」等にも心付けや費用を渡している(表2)。

この「飯たき」は、費用を渡すと滞在中の食事の世話をしてくれる人々を指し、主に女性が多かった。また料金に「水汲み」がはいっており、これもまた費用を払えば生活用の清水を運んでくれるサービスであった。それでは湯治者はどのような食材を購入していたのであろうか。『草津薬泉之記』(1755年)には今後の手引きとして、どのような食品が購入でき、借りられるかが記されている(表3)。

表2 『旅につき』にみる滞在費②

品名	代金
茶代内江	三百文
内方へ	貳百文
番頭与一江	百文
同林蔵	百文
飯たきへ	貳百文
おとよ、おほの、おかよ、おあき	貳百文

(出典)「旅につき」『草津温泉誌』より筆者作成。

この本の中では酒、油といったものは宿から賃貸できるほか、主食、さまざまな野菜、魚、豆、そしてお菓子などは宿にくる商人から購入できるとしている。

また、草津温泉では、18世紀後半以降、温泉宿が副業として新たに飲食等の諸営業の許可をもらい営業を始めており²⁹⁾、素朴ではあるが滞在の方法に合わせて様々な食材や惣菜が入手できたと考えられる。

有馬温泉でも、「近在の商人又魚荷などもあまた来る」(『有馬之日記』、1738年)と記述されており、さまざまな人が売りに来て充実した品揃えであったと考えられる。また、温泉地の宿には先述した商人たちのほかにも、近隣の人々も荷物を背負って宿を訪れている。鳴子温泉郷のような山に囲まれた地域でも、女性達が朝は山芋、ゆり、わらび、串柿、漬物などを売りに来て、朝食後は、もち、だんご等を売りにくるので、「山のおくなれど、何事もたらさることなし」(『撫子日記』、1861年)と記録されている。

充実した品揃えの温泉地がある一方で、「養生一通りの所也」という地域もあった(『従花巻夏油温泉迄一見記』、1747年)。ここは宿泊代が一廻り：米壺升と銭貳拾文であり、燃料は鉞をもって自ら造り、食料も菜の物、みづうど等を自身で収穫していた。そのため、本の中では湯治客の持参したほうが良い

表3 草津温泉における食材

品物	買い物・借り物		持ち物	
	宿及び宿の出店	宿にくる商人	持参すると良い物	
食品	酒 細引きの類 茶たばこ そのた(沢山) ※品数も多いが高値、質がわるいものもある	●主食・調味料 米、みそ、小川そうめん ●野菜 自然薯、ゆでな、わかな、ふき、三つ葉、ゆでわらび、生わらび ●魚 むしかれい、塩だいたい、鯛のはまやき、山め、干魚(さば、きす、あじ) ●豆 豆腐、やきとうふ、小豆、黒大豆、座禅豆 ●そのた 串柿、香り物、玉子、ゆでたまご、まんじゅう、柏餅、しんご餅、焼餅、でんがく	酒 溜まり 味噌など ※現金買いたと安価で質も良い	茶(質が悪い) 鯉節(入手しずらく、高い) 赤みそ(高い) 煮あられ(インスタントになる) 干瓜(かさばらずに良い) 高菜(汁物に良い) 干し大根 溜まり

(注)「草津薬泉之記」『草津温泉繁盛誌-江戸期草津温泉資料集成-』、『草津温泉誌』より筆者作成。

持ち物として、米、味噌、衣類などを挙げ、「菜物は湯にはミづうどの外なし、むりでも持参すべし」と強く勧めている。このような地域差に加え、同じ温泉地でも個人による温泉地の「食材」は異なっていた。

しかし、温泉地が形成され整備されていくに伴い、賑わう温泉地では多様な食材が購入でき、湯治者の選択により食生活が選択できるようになっていったと考えられる。

(4) 生活を支える役割としての食

—滞在生活における自炊の形態—

温泉地は山奥の秘湯から大都市に近い温泉集落もあり、地域性により温泉地の状況は異なっていたうえ、湯治者の経済状況もあり、「自炊」といっても多様性があった。これらを分析すると、自炊の形態は主に三点に分類することができる。

①自給自足型

湯治者は食料を自ら持参したうえで、滞在地周辺で自給自足に近い生活をする。『従花巻夏油温泉迄一見記』によると、この温泉は4月上旬から8月下旬までしか湯治できない場所で、湯守りはいるが簡素な小屋があるだけであった。希望者には湯守が蓄えていた米を販売していたとある。ここでは湯治者が自ら鉞(まさかり)を持ち、燃料を作り、菜のもの・ミづうなどを収穫して食料とし、なた包丁を持って刻むか、さもなければ手もみにして食すとある。まさにここは「養生一通りの所也」であった。

②食料購入型

湯治者は一定の食料を持参、購入もしくは借りたりしながら、自炊生活を行う。これらは味噌・醤油などは宿から賃貸し、野菜、大豆製品、魚などや、副菜(完成品)を購入することも可能であった。有馬温泉で「さて、此里は朝夕の物(食)なんどもよろづた(足)らはぬ事なく、ちかき所々の里人の荷ひはこびてまう(参)で、京、大坂にもをさをさおとらず、市をなしてうり侍るはいとにぎは(賑)、しきわぎにて、よき見物にも侍り」

(『有馬日記』、1781年)とあり、市などに商品をもって近隣の里人が訪れるなど、食材豊富にあったことがみてとれる。東北の鳴子温泉郷でも「野菜等ハ近地ヨリ持来リ、朝二街ニ市シテコレヲ売ル」(『浴陸奥温泉記』)など市場、地域の行商人からも購入できた。また熱海の湯宿には「十二三ばかりのをとめの、門明ると入来りて『くだもの・もちひ、買給へ』と重箱にいれ来る」(『玉匣両温泉路記』、1839年)と地域の人々が売りに来ていた。

③賄(まかない)型

湯治者が調理するのではなく、料理を宿などに提供してもらう。草津には「飯たき」「壺廻女」がおり、湯治者の世話をしていた。「飯たき老女」は、一回り毎の料金を支払い、副食材料を湯治者が買って与えると、朝夕の食事の支度をした。このほかにも相部屋で込みすぎた場合は、部屋で調理できず、宿から料理を買うことになる場合もあった(『草津繁盛記』、1865年)。しかし、宿からの「附食」は料金が高くなるから避けた方が良いともあり(『草津薬泉之記』)、湯治客の多くは滞在費を抑えるために質素な食事を基本としながら生活していたことがうかがえる。

以上のように、「自炊」といっても、温泉地の状況、湯治者の経済状況、体調などにより、多様な形態があったといえよう。

3 滞在における食の役割

(1) 滞在の節目としての役割

温泉地における食は単に栄養素としての「食」だけではなく、温泉地滞在の様々な場面で登場している。国学者である跡部良顕の『伊香保紀行』(1698年)には、「士農工商ともに病ありて温泉に浴する事、二廻り三廻りの間は其業をやめ、世事の繁多なるを忘れ」とあり、湯治者は滞在期間、日常生活から離れて生活をしていた様子が伺える。

温泉地の滞在生活に関する史料を調べてみると、この「廻(まわり)」という言葉が散見され、「今日なん二廻りにもなぬれは」(『有

馬入湯入用記』)など、人々が「廻り」を一つの行動基準としている様子がうかがえる。

「廻り」は『日本国語大辞典』で「湯治や服薬療法などの日数について、普通、七日を単位として、一まわりという」とあるように、湯治の治療期間を表す言葉である。温泉地への旅を道中記等から調査すると、①旅立ち、②往路の道中、③湯治場での長期滞在、④復路の道中、⑤帰宅という形式をとっていた。そして、③温泉地での滞在においては、療養のために長期にわたり滞在することが医学的に求められており、「一廻り」という医療的なタームが存在していたといえる。そして、その節目にも「食」が登場している。

湯治宿は自炊が中心ではあるが、到着した日には、宿から「落付一飯宿よりさしいたす」ことがあった³⁰⁾。また、到着したお祝いに尾ひれのある鯛を買う例や酒宴を行う例が見られた³¹⁾。これらからは長い旅を終え、目的地に到着したことへの安堵の思いが見取れる。温泉地での長期滞在は、日常とは離れているが、一つの場所に長期間滞在し、自炊をして、仲間をつくるという生活体験型の「異日常」生活であった。

しかし、旅の道中はむしろ毎日のように場所を移動し、目新しい物に出会う「非日常」であった。つまり長い道中をへて、旅の目的地に着くことは「非日常」から「異なる日常」へ移り変わることもあったと考えられる。

こうした視点から見ると、長い旅の道中を終え、温泉地に到着することは、まさに「落ちついた祝ひ」の喜びであった。こうした節目の行為は、一廻り目のお祝いに宿主がお客に赤飯³²⁾を送る、また旅立ちの際には湯治客同士で旅立ちの宴を開いたり³³⁾、宿が「黄飯」を炊いて祝うことなどからも見て取れる。「黄飯」を送られた湯治者は珍しさを喜びながらも、手間をかけたことに心苦しさを感じ、宿主に感謝している³⁴⁾。まさに節目と思いを伝える役割が「食」に込められていた。

(2) 交流を育み、行動範囲を広げる役割

『塔沢紀行』(1694年)では「今、温泉に浴して去れば、東話西談南北の人」と記述されており、湯治場には多様な地域から人々が集まっている様子がうかがえる。橘南谿は、『西遊記』(1795年)のなかで不知火見学に集まった人々が、顔も見えないなか酒をとりだし、小唄、太鼓、三味線などの芸を尽くして戯れ遊ぶのを見て、「隔てなくむつびかたらふ事、有馬、但馬など、温泉の場の交の如し」と記述している。見も知らぬ者同士が、酒を酌み交わし、遊び戯れる様子を『温泉場の交の如し』と表されることは、温泉地独特の交流が周知のものであったと指摘されている³⁵⁾。

『有馬之日記』では、江戸中期の俳人で医者 井上布門が湯治のため有馬温泉に行き、16日間の逗留中、10日間以上外出し、滝見物、登山、寺社参詣、連句等を行い、湯治の傍ら「酒宴」や飲食も含む様々な行為を楽し

表4 『有馬之日記』(1738年)にみる

	天気	主な交流と食
7月25日	—	難波を出立、有馬到着・入浴(後は折々に入浴)
26日	雨	晴れを得て薬師堂に参詣
27日	晴	近在の商人、魚荷などが来る
28日	雨	知人が来訪。知人らと共に山と座雲庵へ遊びに行き、弁当を酒とともに味わう
29日	雨	宿で半酔して寝る、湯女に起こされ入浴
30日	晴	目洗湯に行く、滝近くの店で蕎麦切りと酒肴を味わう。地元の老女と話す、宿にて湯女たちと今様などを楽しむ
8月1日	—	魚売りの声聞きながら夜明けを迎える。管神(天神社)へ参詣
2日	晴	専修庵にて句会、湯女が迎えにきて帰宅するが、その後に酒宴
3日	曇	蘭岩院に参詣、幕湯にいき湯女も含め酒宴。湯見舞が来る
4日	—	手紙を書く
5日	—	宿主が蕎麦切調える、連句の会・酒宴
6日	晴	知人と共に愛宕山に登る、寺で仏事
7日	晴	入浴後、土産の品々をみる。様々な人が訪ねてきて一献をかたむける
8日	晴	知人たちが来て一献をかたむける。薬師堂に参詣・薬師堂の庭で夜遊び
9日	晴	町を見て歩く、筆を買い求める。別れの酒宴
10日	晴	有馬を出立、浪速着

(出典)『有馬之日記』により筆者作成。

んでいる様子がうかがえる(表4)。

井上は一見すると遊びに行ったのかと思えるが、入浴もしており、帰宅の際に「けふは形も健に心もいさミ目出度キ帰路にむかふて、ひとへに名湯の効」と述べるなど、湯治という意識も持ち合わせている。

こうした温泉における交流と食は、案内本、日記、絵図などにも描かれており、温泉地の楽しみの一つであったことがうかがえる。草津温泉で、18世紀後半以降に新たに飲食等の諸営業を許可したのは、旅行者の消費活動を促すとともに、外湯等を広範囲に設置することで、温泉地内における旅行者の行動の分散化を図ったと指摘されている³⁶⁾。

このように「食」という魅力を温泉地内に点在させることで、人々の行動範囲を広げ、回遊性を高める役割も担っていたといえよう。この背景には地域ならではの食の役割も存在していた。

(3) 地域を味わう食の役割

熱海・箱根に行った沼田藩士は、熱海の地域の風習として、起きると先ず、くだもの・餅の類を茶うけとして食べ、その後にご飯を食べるので、朝になるとそうした食べ物を宿に売りに来ると記している(『玉匣両温泉路記』)。また、彼自身も宿で「浜より鮑を持き来たり。もともと、ふくら煮」して食べたり、海辺の走湯に行った際に、「このあたりの海士は、多くは鮑取をわざとすれども、まれには釣網船もありときく」など、地域の状況を把握したうえで、「とりおきたるうを(魚)あらん」などと尋ね、地魚を求めて帰っている。夜はこの魚を調理し、「うを(魚)煮てかれ飯たうべたるに、うをの味ひことなり」と新鮮な地域の食を味わっている。また、箱根の滞在で、同行者が川に行き、山女魚を釣り上げてきた際には、「海のうをよりめずらしく」とすぐに調理して食べている。

こうした地域の食だけではなく、箱根の各地を散策した際に「この里の蕎麦は、信濃国の名ある里より出すよりも、味ひことなるよ

し」と蕎麦を味わっている。この蕎麦屋は、店の前にある谷川で山女魚が取れ、それを取りに来る「湯あみにきたまへる都人」むけにそばを出しているという³⁷⁾。ほかの旅行者も、箱根滞在中に湖畔の店から「湖水の産赤はら魚」を持ち帰り味わったり、湯巡りをした際に湯宿で昼ご飯を食べたりしたほか、宿の主人から「諸客のもてなし」として蓬餅を送られている(『木賀の山踏』、1835年)。

さらに、温泉地には温泉の熱を利用した調理法も存在していた。先述した沼田藩士は到着した日に酒飲む際、宿から「酒かんするには、溜湯に徳利入りてもせよ」と教えられ、「湯の徳は病をいやすばかりにはあらざりけり」と笑い合っている。さらに『鶴見七湯廻記』(1845年)の「今井の湯」の説明には、この地獄で里人たちが地獄の噴気が出ているところで食べ物を蒸している様子が描かれている。これは地元の住民が利用するだけではなく、「軽羹(かるかん)」や「椿餅」といった湯治客向けの商品も製造していた³⁸⁾。まさに、入手できる食材で指摘したように、温泉地ならではの折々の食を自ら得る楽しみ、味わう楽しみが存在していたことがわかる。

4 近代における食の変容

(1) 多様化する宿の料理

近世の温泉地は「一夜湯治」などを除き、原則として短期滞在は認められていなかったが、宿場町には短期宿泊施設として、武士・庶民が利用した旅籠があった。これらの旅籠は一夜泊まりが原則であり、1泊に付き2食を提供していた。

前田によると、近世期には「街道宿場の宿」、「社寺門前の宿」、「湯治場の宿」、都市部の「商人の宿」、訴訟のために長期滞在する「公事宿」など、旅行者により宿泊施設の性格が異なっていた。社寺参詣の際に精進落としとして遊興を目的に利用された宿(精進落しの宿)や飲食・歓談を主たる目的とした「茶屋・料亭等」など異なる特徴を持つ施設

が現在の旅館の起源であると指摘されている³⁹⁾。

近代になり、江戸幕府により細かく統制されていた上記の「宿」に対する規制が明治政府によって解放されたことにより、各自が保持されていた機能が集約されて完成したのが近代の日本旅館であった⁴⁰⁾。この温泉旅館で提供される料理は、明治時代以降に増加する短期宿泊客への対応として、「1泊2食(夕朝)」という特性を引き継いだといわれる⁴¹⁾

しかし、この時代の食事はかなり多岐にわたっており、「その日の素材で板前さんが品書きを作って注文をとっていくという“お伺い板”という制度があったり、自炊をして副業を近隣の農家が販売するような形態」があったと指摘されており⁴²⁾、近世の形態が強く残されていたことがわかる。

1917(大正6)年刊『保養遊覧 日本温泉案内』の草津温泉では、滞在方法は旅籠と自炊があり、「旅籠の中にも、宿賄と伺賄とがあるのは、何れの温泉場とも同一である」と記されている。1926(大正15)年刊『療養案内 全国温泉案内』には、「宿賄」は「特等、一等、二等、三等などの等級を附して金額を定め、料理は宿の方で選定する」もので、「伺賄」は「三食料理向きを伺ひ出る」と説明している。なお、『保養遊覧 日本温泉案内』の草津温泉の「宿賄」は、一等旅館で一泊普通80銭、二等以下は順次低廉となり、自炊式にすると一週間の費用が座敷料、夜具料、米、塩、味噌、醤油、薪、炭、油などで、一等(4円～10円)、二等(3円～7円)、三等(2円～3円)とある。しかし、この旅籠と自炊の価格差に加え、中食を定めている地域も複数あり⁴³⁾、地域により多様性があったことがわかる。

実際に、大正期の歌人である若山牧水が書いた『みなかみ紀行』(1922年)には、温泉地で「見物」のため一晩しか泊まらないので、よい部屋、よい料理を希望する旅行者と、長期滞在を基本としていた旅館側が行き違う場面が記されている⁴⁴⁾。時代とともに変化する

食の様子がうかがえるが、一方では多様な食が存在していたことがわかる。

(2) 1泊2食付の定着

日本の旅館には「宿泊料」以外に、心付け(チップ)と「茶代」を支払うという伝統的慣行があった。明治中頃はこの「茶代」の額により接遇に差がつけられることが一般的であった。だが一方では旅行が「大衆化」しつつある中で、茶代という前近代的な慣行に疑問が生じ始め、1901(明治34)年には堺利彦が「茶代廃止」という提案を新聞『萬朝報』で本格的に唱えたが、当初は簡単には無くならなかった⁴⁵⁾。

平出によると、訪日外国人誘致を目的として設立されたジャパン・ツーリスト・ビューローは、当初は茶代について容認の方向であった。しかし、第一次世界大戦後以後の景気回復からの旅行ブームによる訪日外国人の増加に伴うホテル不足から、日本旅館へ外国人の受け入れ要請をせざる負えない状況になり、1921(大正10)年5月の雑誌『ツーリスト』に「『茶代』廃止の提案」が掲載された。さらに、次第に日本人客数が増加したこともあり、1925(大正14)年には鉄道、船・自動車・旅館などの利用券が一冊になったクーポン式遊覧券を鉄道省が設定し、ビューローが販売したが、このクーポンには茶代が廃止されていた⁴⁶⁾。大久保によると、このクーポンは従来の料金形態、つまり曖昧な料金体系で接遇の良しあしが決まってしまう煩わしさから旅行者を解放させることが目的として登場しており、旅行業の発達の中で定着していったシステムであった⁴⁷⁾。

こうした変化は温泉地の食にも影響を与え、1932(昭和7)年にジャパン・ツーリスト・ビューローが発売したクーポンには「宿泊料金(一泊夕・朝食付)」が明示されており、このクーポンが利用できる指定旅館では統一された「1泊2食」の形式が成立した。

しかし、この形式が広く定着するのは戦後になってからである⁴⁸⁾。1935(昭和10)年

に発行された日本温泉協会編『温泉大鑑』の
 広告欄には、クーポン券を利用した「一泊二
 食」のほか、「三食付」「お伺い」「自炊」「中食」
 など、宿により旅行者の目的・滞在に応じた
 料理が選択できたことがわかる(図3)。

(3) 温泉地における飲食店の変化

宿泊施設の変化とともに温泉地内の飲食店
 にも変化がおとずれる。有馬温泉では明治時
 代の案内に日本料理3軒、洋風料理1軒が記
 されているほか(『有馬温泉記』、1910年)、
 草津温泉でも洋食店、牛肉などの文字が見え
 る(『上州 吾妻五湯案内』、1908年)。大規模
 な温泉地では洋食を味わえるようになるな
 ど、温泉地において多様な料理を味わえるよ
 うになった。

さらに、都市温泉も含め旅館業が料理業を
 行うことも目立つようになった。この都市温
 泉は明治期に東京などの都市に開業したもの
 で、滝や池、花見などが出来る庭園を備える
 など、「宿泊・料理・庭」を持つものや、待
 合茶屋を兼ねる遊興的なもの、寄席と一体に
 なった演芸場のなもの、湯治が可能なものな
 ど多様性があった⁴⁹⁾。

『東京新繁昌記』(1897年)では「温泉料理」
 という項目が掲載されており、「温泉料理は
 料理のほかに温泉を兼ねるを持って保養を欲
 する客には適当なり、《中略》目的は養生と
 滋養一挙両得にあるなり」とあり、温泉と食

御案内

位置 諏訪湖畔にて温泉地の中心閑静にして
 風光明媚居ながらにして諏訪湖の風景をばし
 いままにする事が出来ます。

構造 和洋折衷二層、三層、四層
 客室 三十餘
 浴場 三
 収容人員 百五十人

営業 紳士向、家族向、團體向、
 御客様本位の特殊サービス
 設備 應接室、化粧室、娯樂室
 スキー、スケート、湖上遊覽船の案内所、其
 他一般文化設備

御宿料 貳圓―五圓
 御中食料 八拾錢―貳圓
 ターボン宿料 三圓五十錢
 同 中食料 一圓五十錢

團體様特別御相談致します。
 御一報次第御案内書進呈

電話上諏訪 (二五九番
 七一四番)

図3 料理選択ができる広告
 (出典)『温泉大鑑』(1935年)。筆者所蔵。

が目的の温泉施設であった⁵⁰⁾。

こうしたなか、温泉地の旅館でも「料理向
 き」に改良したという広告を出し、料理に力
 を入れるようになった⁵¹⁾。さらに福島県東
 山温泉では、「旅館の多くが、料理業を兼ね
 ており、うち芸者まで抱えており、「温泉場
 によくある淫風は免れない」(『療養案内 全
 国温泉案内』、1926年)と記述されたほか、
 都市部に近い熱海温泉では「歓楽化」の色合
 いが次第に強くなり、温泉地の料理屋に酌婦
 がおり、旅館よりも料理屋が賑わうほどに
 なった⁵²⁾。

こうした風潮は社会的にも問題視され、戦
 時色が強くなる1940年には旅館業の料理業
 廃止が話題になり(図4)、1943年には「歓楽
 地から健民強兵の修練」の場にするため、料
 理屋の兼業をやめるよう温泉協会の決議が行
 われた(『読売新聞』1943年3月21日朝刊)。

このように温泉地は、療養のための長期滞
 在から、楽しみのための短期滞在に変化して
 いくにつれて、次第に長期滞在から短期滞在
 向きの食が登場し、滞在を支えた食事から豪
 華な温泉料理に変化していった。しかし、本
 格的なマスツーリズムが登場する第二次世界
 大戦前までは、温泉地においては地域性によ
 る違いや、多様な滞在に対応した「食」が存
 在していた。

温泉を大衆向に

料理業廃止や宿料適先
遊樂面を拭ひ去る

「温泉地は、戦時色が強くなるにつれて、次第に長期滞在から短期滞在向きの食が登場し、滞在を支えた食事から豪華な温泉料理に変化していった。しかし、本格的なマスツーリズムが登場する第二次世界大戦前までは、温泉地においては地域性による違いや、多様な滞在に対応した「食」が存在していた。」

親日報

図4 「温泉を大衆向に」
 (1940年10月28日記事)
 (出典)『朝日新聞』データベース。

5 結論

先行研究で指摘されているように、現代において食の多様化が進むなかでも、湯治場を除いて温泉地の宿泊施設の基本は「1泊2食」(夕・朝)である。こうした「伝統」は近代になり生み出されたものであり、歴史的には「自炊」が一般的であった。

(1) 自炊の形態

近世期の温泉地における「自炊」は、先行研究で指摘されているように、長期滞在をするうえで欠かせない要素であった。

本研究を通して温泉地の滞在生活における自炊は、質素ではあるが多様性があったこと、特に滞在者の体調、好み、経済力、また宿、地域の状況に応じて、①自給自足型、②食料購入型、③賄型の三つの形態があったことが明らかになった。

(2) 食の役割

① 長期滞在における節目を表す役割

さらに、食は湯治という長期滞在にわたる時間に区切りを与える場面でも登場しており、「赤飯」「黄飯」「別れの宴」など、滞在における節目を祝う役目も担っていた。これは単に区切りを表すだけではなく、宿主と湯治者、湯治者同士の交流を育む役割も担っていた。

② 楽しみの食(交流を育み、地域を味わい、行動範囲を広げる)

湯治者の行動を分析すると、交流を育む場面で食が登場したり、温泉街や地域を散策したりするなかで特徴のある食に出会っていた。さらに、温泉地側も温泉地内の回遊性を高めるために、飲食店を設置することが指摘されるなど、温泉地の食は湯治者の行動にも影響を与えていた。時には自ら海、山、川などの地域の自然環境から生まれる食材を入手したほか、各地域の食材や温泉熱で調理された食べものを商人、地元の住民から購入していた。まさに温泉地の食は、その地域ならではの特徴を体験できる役割を果たしていた。

(3) 近代への変化と変容した食の役割

近代への変化は、温泉地の短期滞在化とも関わりながら変化し、温泉地の発達、旅行業の発達とともに「1泊2食付」に変化し、定着していった。短期滞在に伴う非日常的な料理への要望は、温泉地の飲食店にも表れていた。近代になり大規模な温泉地では洋食を味わえるようになったり、旅館業が料理業を行うようになった。

温泉地滞在において食が滞在の中で特別な意味を持つことは、近世の温泉地における「節目の食」にも共通する要素である。大きな変化が少ない中で、特別な「食事」自体が滞在生活を区切る役割をもったり、非日常性を演出することができた。旅行者側にも特別な日を「食」によって感じたいという思いが、存在していたのだろう。

しかし、今日のような温泉地での食の基本が「1泊2食」の非日常的な豪華な食という選択肢しかないことは、地域性や滞在者のニーズに合わせて食を選択できた温泉地の魅力を喪失させたとも言えよう。近代化に伴う食の変容は、温泉地が本来持ち合わせていた滞在の多様性、柔軟性を失わせていく過程であり、今日に至る滞在の課題を生み出したといえる。

【謝辞】

本研究はJSPS科研費26360085の助成を受けたものです。ここに記して感謝いたします。

- 1) (公財)日本交通公社(2016):『旅行年報2016』公益財団法人日本交通公社、58～59頁、66～67頁。
- 2) 久保田美穂子(2008):『温泉地再生—地域の知恵が魅力を紡ぐ』学芸出版社、207頁。
- 3) 大久保あかね(2013a):「日本旅館の発展過程における接遇形態の研究」『日本観光研究学会全国大会学術論文集』、28、181～184頁。
- 4) 山村順次(1998):『新版 日本の温泉地』日

- 本温泉協会、234頁。
- 5) 中村昭 (2006) : 「温泉の歴史と文化」社団法人民間活力開発機構、『温泉療養学』、657頁。
高橋陽一 (2010) : 「明治前期の温泉と政府—衛生問題・温泉論と旅先地域の動向—」日本温泉文化研究会編、『湯治文化誌—温泉2』岩田書店、143～190頁。
 - 6) 前掲4)、47～96頁。
 - 7) 前掲4)、47～68頁。
 - 8) 関戸明子 (2007) : 『近代ツーリズムと温泉』ナカニシヤ出版、206頁。
 - 9) 下村彰男 (1994) : 「わが国における温泉地の空間構成に関する研究 (2) 近代における温泉地空間の変遷」『東大農学部演習林報告』、91、23～114頁。
 - 10) 溝尾良隆 (2003) : 『観光学—基本と実践』、古今書院、149頁。
 - 11) 大久保あかね (2013b) : 「近代旅館の発展過程における接遇文化の変遷」『観光文化』、37 (2)、17～20頁。
 - 12) 新城常三 (1973) : 『庶民と旅の歴史』NHKブックス、213頁。
新城常三 (1997) : 『社寺参詣の社会経済史的研究 新稿』塙書房、1387頁。
 - 13) 鈴木則子 (2010) : 「幕末沼津藩における湯治の諸相—『水野伊織日記』の分析から—」『湯治の文化誌』岩田書店、75～100頁。
 - 14) 高橋陽一 (2005) : 「近世の温泉運営と湯守・村—陸奥国名取郡秋保温泉を事例に」『歴史』、104、東北史学会、57～81頁。
 - 15) 山本英二 (2004) : 「自然環境と産業—近世の温泉」、井上勲編『日本の時代史29 日本史の環境』吉川弘文館、104～113頁。
 - 16) 内田彩 (2013) : 「滞在型観光—江戸時代後期の温泉地における行動傾向」、橋本俊哉編著『本観光研究学会 観学全4巻 光行動論』原書房、23～57頁。
 - 17) 山村順次 (2007) : 「日本における温泉地の発達と温泉地域社会の構築」『地理』、52 (6)、14～26頁。
 - 18) 武井裕之・渡辺貴介・安島博幸・天野光一 (1989) : 「江戸・明治期の温泉地における長期滞在の構造に関する研究」『都市計画論文集』、24、385～390頁。
 - 19) 伊藤克己 (2010) : 「江戸時代の温泉と「癩病」—適応・禁忌と泉質・湯性—」、日本温泉文化研究会編『湯治文化誌—温泉2』、岩田書店、7～74頁。
 - 20) 鈴木則子 (2005) : 「江戸時代の湯治と梅毒」、福田真人・鈴木則子編『日本梅毒史の研究』思文閣出版、67～99頁。
 - 21) 岩崎宗純 (1979) : 『箱根七湯—歴史とその文化』有隣堂、199頁。
 - 22) 山本英二 (2003) : 「江戸時代におけるレジャーの誕生—湯治と宿駅—」『平成14年度信州大学地域貢献特別支援事業費プロジェクト研究成果報告書』、24、87～96頁。
 - 23) 前掲14)。
 - 24) 野田寿雄 (1985) : 「滑稽本」『国史大辞典』吉川弘文館、952頁。
 - 25) 長友千代治 (2001) : 『江戸時代の書物と読書』東京堂出版、396頁。
 - 26) 板坂耀子編 (1987) : 『江戸温泉紀行』平凡社、322頁。
 - 27) 「又仕出しやと申しまして、諸式の品を其方より売上ます。或は米・薪・油・醤油・炭・塩、其外一さいのものを送ります」(『滑稽有馬紀行』1827年)。
 - 28) 弥「その飯もそんなにこげては、にがくてくはれめへが《中略》」
上「わしのとこにえいかうもん (香物) があるさかい、上ゲよわいな」ト、たつてゆき、《中略》ごぼうのみそづけをもたせてよこせしゆゑ、それをさいにして、ちやづけ (茶漬け) をくひしまひ (『上州草津温泉道中続膝栗毛』、1820年)。
 - 29) 高橋陽一 (2009) : 「近世の旅先地域と諸営業」『地方史研究』、59 (2)、5～24頁。
 - 30) 「落付一飯宿よりさしいたす也」(『有馬入湯入用記』、1866年)。
 - 31) 「けふは落つきたる祝ひに、尾ひれ有ものこそほしけれ」(『玉匣両温泉路記』)
 - 32) ゆあみの日数七日に満るごとにこはいひものして、壺廻女といふものしてもたせおこすをならひとせり (『草津繁盛記』)。
 - 33) 「さらは明日出立のいはひなさはやと、いさゝかの肴なともし酒くみかはし」(『有馬入湯入用記』)。
 - 34) 「湯入して后下の女朝のせんもて来ぬ。汁に煮しめ又黄飯を焚て出しける。めつらしけれと世話のかゝりし事の気の毒なれば、主にも厚く謝して」(『木賀の山踏』、1835年)
 - 35) 板坂耀子編 (1987) : 「解説」『江戸温泉紀行』平凡社、311～312頁。

- 36) 前掲29)。
- 37) 「湯あみにきたまへる都人もそれとらんとて網もてきてなぐさみ給へば、そばもまゐ(進)らする也」(『玉匣両温泉路記』)。
- 38) 大分県歴史博物館(1999)：『湯浴み～湯の歴史と文化』、大分県歴史博物館、63～64頁。
- 39) 前田勇(2002)：「旅館の特徴としての"曖昧性"に関する分析」『立教大学観光学部紀要』、4、1～18頁。
- 40) 前掲3)、17～19頁。
- 41) 前掲11)、181頁。
- 42) 大久保あかね(2012)：「『旅館』の本質について」『講演内容の詳録およびディスカッション』、旅の意味と可能性を探る研究会、4頁。
- 43) 「一般の温泉場と同様に、伺いと宿賄とがある」「中食は三十銭以上一圓まで、之れは全箱根を通じて同じことである」(『日本温泉案内』)。
- 44) 「僕等は見物に来たので、出来るならいゝ座敷に通して貰ひ度い、たゞ一晩の事だから」。
- 45) 平出裕子(2009)：「旅館の茶代廃止にみる近代の慣行の変化—「万朝報」ジャパン・ツーリスト・ビューロー、生活改善同盟会の取り組み」、日本生活文化史学会『生活文化史』、56、51～74頁。
- 46) 前掲45)、63～65頁。
- 47) 前掲11)、183頁。
- 48) 前掲47)。
- 49) 松田法子(2007)：「近代の保養地形成と都市—明治十年代の『温泉』をめぐる」『学術講演梗概集、F-2、建築歴史・意匠』、309～310頁。
- 50) 内田彩(2012)：「明治期における『都市温泉』の成立過程について」『日本観光研究学会 全国大会論文集』、27、137～140頁。ここでは「都市に開発された温泉、人工温泉および温泉水を輸送することにより運営されていた温泉施設」を「都市温泉」と定義し、上記に当てはまるものを「都市温泉」とした。また、都市温泉における施設は必ずしも、宿泊が目的ではなく、日帰り施設も存在したため「温泉旅館」とはせず、「温泉施設」を用いた。
- 51) 「箱根塔の沢福住温泉、料理向きに改良、御来浴を願う／福住楼長谷川松」『読売新聞』(1890年7月12日記事)。
- 52) 熱海では昭和9年～11年(1934～36)には400名を超える酌婦がいた。松田法子(2010)「温泉場の「三業」空間—昭和初期熱海における料理屋・待合・置屋(特集 遊郭社会)」『年報都市史研究』、17、64～76頁。

大分県竹田市の成立とその温泉活用施策の展開

Establishment of Taketa City, Oita Prefecture and Development of the Spa Utilization Measures

岡村 慎一郎*
Shinichiro OKAMURA

キーワード：市町村合併 (municipal amalgamation) ・地域資源 (regional resources) ・
行政施策 (administrative measures) ・温泉療養保健システム (spa medical
health system)

1 はじめに

(1) 国勢調査結果による市町村の変容

総務省の「平成27年国勢調査人口等基本結果」の確定値の要約¹⁾によれば、2010年との比較で、外国人人口は6.3%増加したが、総人口は初めて減少した²⁾。また、老年人口比率は26.6%と過去最高であるのに対し、年少人口・生産年齢人口は比率を下げている。さらに、東京都特別区などは人口増加だが、全1,719市町村のうち、82.5%の1,419市町村は人口減少である。この調査結果は、依然、東京の一極集中が改善されておらず、日本が縮小・高齢社会にあることを明らかにしている。

また、この調査が実施された平成27年は、「平成の大合併」の収束時期に重なる³⁾。市町村合併のうち、「明治の大合併」では戸籍や租税などが、「昭和の大合併」では教育や、社会福祉・保健衛生などが国主導により整備された。これに対し、「平成の大合併」は、国・地方とも厳しい財政状況にあり、合併特例債が利用できる法的経過措置⁴⁾などの要因があるが、その結果は偏在している⁵⁾。また、今世紀からは全国的に地方分権は推進されてきているが、特に地方の市町村は、人口減少・少子高齢化対策や行財政改革対策とともに合併選択が迫られた。このため合併市町村は、より広域的な行政ニーズへの方策が求め

られている。

(2) 「平成の大合併」後の市町村分析への一視点

事務次官通知・指針⁶⁾が出されても、当初の「平成の大合併」は低調であった。「昭和の大合併」から半世紀ほどしか経っていない中、機運は熟しておらず、合併協議会の設置や住民発議などの制度整備がされたこともあり、非合併や合併に至らなかったケースもある。

「平成の大合併」の研究は現在も進められている⁷⁾。地方制度調査会も、2010年に答申しており、「市町村合併の評価・検証」による成果を次の4点に整理している⁸⁾。

- 1 経営中枢部門の強化や保健福祉等の専門職員の配置など、地方分権の受け皿としての行政体制が整備されつつある。
- 2 人口減少・少子高齢社会への備えとして、強化された行財政基盤を活かし、地域の将来を左右する少子化対策・高齢化対策などの取組が行われている。
- 3 広域化が進む行政需要への対応や地域資源を戦略的に活用した広域的な地域活性化の新たな取組が生まれつつある。
- 4 適切な職員配置により住民サービスの水準の確保を図りつつ職員総数を削減するなど、効率的な行政運営の取組が行われている。

同答申は、合併の評価検証は10年程度の

*前横浜市役所職員 (Former Yokohama City Staff)

期間が必要としつつ、その成果は、新しいまちづくりに向けた課題対応の過程としている。本論は、特に「3」について注目する。

2 研究の目的と方法

市町村は、住民生活と地域振興に資する施策を図る必要がある。それは、一定地域としてまとまりをなす自らの地域住民に対するものが一義的であるが、合併市町村としては、合併前の市町村の施策などを再構築する必要がある。また、地域の特性や歴史などを踏まえて、地域資源をいかに戦略的に活用し、広域的な地域活性化につなげていくかが求められる。

本論は、温泉が豊富な大分県の竹田市を事例として考察する。同県は複雑な地形で、大都市圏からも遠い。これら制約条件がある中で、合併市の竹田市が温泉をもつ市として、どのような施策などを展開しているか、また課題は何かを明らかにすることが研究目的であり、主眼は温泉を軸にした地域の多様な資源活用にある。このため、冒頭に大分県及び竹田市について、第二次世界大戦後の市町村合併を視野に概要をまとめた。また、研究方

法は、各種文献や公表データ、新聞、提供資料などを用い、2016年6・10月に現地調査を行った。

3 大分県と竹田市の概要

(1) 県内市町村の変遷と県の行政施策

大分県の人口は約1,160,000人で、1に示した国勢調査と同様に比較すると、5年間で約30,000人、2.5%の減少である。老年人口は増加しており、その比率は30.4%と全国を上回っているのに対し、年少人口・生産年齢人口はともに減少している⁹⁾。

大分県は現在18市町村であるが、表1は、現在を基準に「平成の大合併」以前の市町村数及び減少状況の都道府県の上・下5位をまとめ、「昭和の大合併」前の1950年国勢調査時の市町村数及び減少状況を併記した。市町村の減少数・減少比率は著しく、「平成の大合併」前との比較では約7割が、1950年との比較では9割強が減少している。2回の合併によって、県内の市町村は、行政区画がはるかに拡大していることが分かる。

合併をめぐるのは、「昭和の大合併」時には反対行動があり¹⁰⁾、「平成の大合併」時に

表1 合併による都道府県内の市町村数と対比表

順位	都道府県名	「平成の大合併」前後の比較										1950年との比較		
		2006年3月31日市町村数				1999年3月31日市町村数				減少状況		市町村数	減少状況	
		市	町	村	計	市	町	村	計	減少数	比率(%)		減少数	比率(%)
1	広島県	14	9	0	23	13	67	6	86	63	73.3	347	324	93.4
2	愛媛県	11	9	0	20	12	44	14	70	50	71.4	240	220	91.7
3	長崎県	13	10	0	23	8	70	1	79	56	70.9	160	137	85.6
4	大分県	14	3	1	18	11	36	11	58	40	69.0	217	199	91.7
5	新潟県	20	9	6	35	20	57	35	112	77	68.8	387	352	91.0
43	奈良県	12	15	12	39	10	20	17	47	8	17.0	141	102	72.3
44	北海道	35	130	15	180	34	154	24	212	32	15.1	227	97	20.7
45	神奈川県	19	15	1	35	19	17	1	37	2	5.4	117	82	70.1
46	東京都	26	5	8	39	27	5	8	40	1	2.5	87	48	55.2
47	大阪府	33	9	1	43	33	10	1	44	1	2.3	152	109	71.7

(出典) 大分県総務部地方行政局編(2006):『大分県合併記念誌』3頁及び「昭和25年国勢調査」より筆者抜粋作成。

も、合併方法やまちの成り立ちなどから反対する意見や行動があった¹¹⁾。大分県では、県民アンケートや市町村長への意見聴取をした上で合併推進要綱を策定しているが¹²⁾、「平成の大合併」は極めて順調に進んでおり、相次いで記念誌も発行されている¹³⁾。この背景には、小規模な市町村の維持の困難さと、大分県政の影響力の大きさがあることがうかがわれる。

大分県政の市町村への影響力の大きさを示す例としては、「一村一品運動」がある^{14)・15)}。これは、地域活性化や市町村の人材育成を図る施策であり、背景には、過疎対策・地場産業の振興・自助自立などがあるが、県からの補助や支援に関わるために、当初はどの市町村も第一次産業関連の特産品づくりに注力している¹⁶⁾。また、現在展開されている「おんせん県おおいた」¹⁷⁾もその例である。全18市町村のうち16市町村に温泉があり¹⁸⁾、未使用分を含めると17市町村である¹⁹⁾。県内の市町村は温泉に恵まれており、この施策は広く知られるところとなっているが、市町村が必ずしも同一の地理的・社会的条件にはない。

(2) 竹田市の概要と変遷

竹田市のホームページ²⁰⁾によれば、同市は大分県の南西部に位置し、熊本県・宮崎県との県境にある。また、「竹田市統計書」による人口は約22,000人で、1955年の約60,000人をピークに減少し続けている。19地区別の人口もすべてで人口減少傾向である。一方、高齢人口は約10,000人で推移しており、人口減少に伴う高齢化率は40%を上回っている。

現竹田市は、2005年4月1日に直入郡役所があった旧竹田市と同郡荻町・久住町・直入町との1市3町による合併市である。前記19地区は、合併前の旧市町村と編入地区であり、また、市の概要には旧竹田市の11、旧荻町の2、旧久住町の3、旧直入町3の地区が地域のあゆみとして掲載されている。同

市は、複雑な過程を経てできた広域合併市である。

市の行政組織は総合支所方式で、本庁舎を旧竹田市に置き、3支所は4課であった。以降、職員削減や組織改革がなされ、現在3支所は2課体制である。また、市長は過去4回いずれも選挙により選出されている。合併に伴う新市長は二氏により争われたが、現市長は、2009年の選挙で選出された3期目で、大分県議会・旧直入町出身者である²¹⁾。

主な産業では、農業と観光が盛んで、米、前記「一村一品運動」の特産品であるカボス・椎茸、トマト・スイートコーンの野菜、花卉のサフラン・菊、豊後牛などが生産される。また、観光では、岡藩趾や滝廉太郎記念館などの史跡・文化財、白水の滝などの名水、久住高原やくじゅう花公園、湧水群、長湯温泉などを市は紹介している。なお、発地別観光客は、3分の1強が大分県内で、9割強が九州圏である。

(3) 竹田市と温泉

旧直入町の長湯温泉は温泉医学などとの関係は古く²²⁾、炭酸泉で知られ、入浴剤企業が注目するなど²³⁾、現在も研究がなされている²⁴⁾。また、飲泉や湯治文化、ドイツ交流なども注目されるが、同町の町営国民宿舎は1975年開業である。一方、1954年から指定開始の国の国民保養温泉地²⁵⁾での指定は1978年で、また、1980年度から指定開始の前記1節の大分県「一村一品文化推進事業」での指定は1992年で、ともに早い段階での指定ではない。

また、旧久住町は温泉が点在し、保養・療養などに利用されてきた。国立公園にある高原リゾートとして一定の地位を築いているが、同町の町営国民宿舎は1998年開業である。

一方、旧荻町には水の景勝地があるが、宿泊兼立寄り温泉入浴施設の町営荻の里温泉は1999年開業である。また、旧竹田市には史跡・文化財があるが、市営立寄り温泉入浴施

設は2001年開業であり、両旧市町の温泉は、平成になってからの比較的新しいものである。

このように、いずれの旧市町も公営の温泉施設を建設している。中山間地域である旧市町としては、厳しい財政状況の中、主産業の農業のほか、観光振興・拠点として温泉に活路を求めたこと、また、雇用の場を含め、地域住民が温泉施設を求めていたことがうかがわれる。なお、公共施設に対しては、適正な施設整備、運営・管理が求められている。現在3施設は稼業中であり、一部には直営事業があるが、市では、公共施設の特別会計や指定管理者制度導入などを図ってきており、老朽化した旧直入町の国民宿舎は、解体後に、公設民営の温泉利用型健康増進施設と民設民営の宿泊施設を建設する予定である²⁶⁾。

4 竹田市の温泉行政施策と展開

(1) 竹田市の温泉行政施策の構築

表2は、竹田市ホームページ及び環境省「竹田温泉群 国民保養温泉地計画書」²⁷⁾などに

よる、竹田市の温泉関係の施策概要をまとめたものである。

市では、発足当初は合併に伴って、まず諸条例の整備や新市総合計画の策定を進めた²⁸⁾。温泉行政施策が急進するのは2009年からで、諸政策の方針となる「竹田市TOP運動」を軸に据えている。また、2011年に「竹田式湯治パスポート」の発行と「温泉療養保健システム」を開始する。前記の計画書にある基本理念には、「竹田市ならではの地域力・人間力・行政力・経営力で“現代版湯治文化”を構築し、竹田温泉群の特色を活かした国民保養温泉地を目指す」ものであり、「温泉資源を活用した観光施策等を竹田市全域で実施してきた」、「現在でも地域住民の健康福祉増進のための温泉としての機能を有する」としてある²⁹⁾。「竹田式湯治」と「温泉療養保健システム」は、基本理念を支えるものに相当する。

次に、市は予防医学・健康づくりの推進などのために、一般財団法人日本健康開発財団と相互協力協定を締結している。この背景には、市の高い高齢化率、平均寿命の伸びの低

表2 竹田市の温泉関係の施策概要表

年度	内 容	備 考 欄
2009	「竹田市TOP運動」(現「竹田市地方創生TOP運動」) (「地域力」「人間力」「行政力」「経営力」を軸にした施策展開上の方針) 特定非営利活動法人竹田市観光ツーリズム協会登録	TOP { T=竹田・Try(挑戦) O=オリジナル・オンリーワン P=プロジェクト・パワー 大分県知事登録旅行業 第3-177号
2011	「竹田式湯治パスポート」発行開始 「温泉療養保健システム」開始	協力:一般財団法人日本健康開発財団
2012	一般財団法人日本健康開発財団(温泉医科学研究所)と相互協力協定を締結	○温泉資源を使った予防医学・健康づくりの推進 ○温泉地への長期滞在による経済効果・観光振興
2013	「竹田式湯治読本」発行	「温まって」「歩いて」「食べて」「笑う」行動
2015	環境省国民保養温泉地を竹田温泉群に地域拡大指定 炭酸泉入浴剤(タブレット)の企業進出協定 地方創生型・先駆的事業として国が採択 温泉水がもたらす健康増進効果の一端解明	平成27(2015)年5月1日「官報第6225号」公示 株式会社ホットタブ炭酸泉タブレット 一般財団法人日本健康財団・伊藤医院・慶應義塾大学・竹田市の産学官連携による飲泉エビデンス調査

(出典)竹田市ホームページ・「竹田温泉群 国民保養温泉地計画書」・大分合同新聞などより筆者作成。

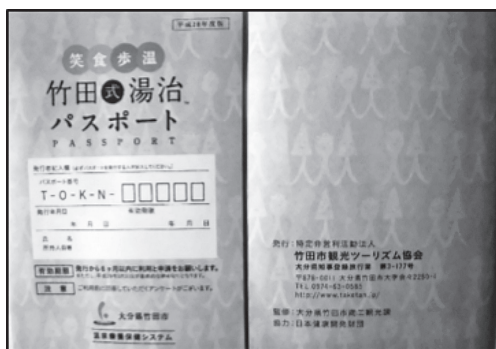


写真1 「竹田式湯治パスポート」
(注)筆者入手・撮影、2016年12月1日。

迷、健康寿命の短縮などの数値があり³⁰⁾、医療面も脆弱であった³¹⁾。このために市では、観光振興だけではなく、予防医療などでの温泉行政施策を進めた。写真1は、基本理念を支える一つの「竹田式湯治パスポート」で、同財団の協力を得て発行されている。

パスポートの中には、宿泊・立寄り温泉入浴施設用スタンプ欄、アンケートなどの記入欄のほかに、温泉療法の解説がある。また、「温泉療養保健システム」を利用する前・後での「元気」「健康」「幸せ度」「睡眠の質」「ス

トレス」「不安」「憂鬱」「疲労」についての質問評価項目があり、温泉利用による分析ができるように工夫されている。なお表紙には、パスポート利用に際してのアンケートがある旨の注意書きがある。

新市では、国民保養温泉地の指定がされていた旧直入町の長湯温泉だけを特別扱った温泉行政施策を展開することはできない。いずれの旧市町も、温泉資源を活用した観光施策などを実施してきた経緯があり、市全域に留意した温泉行政施策が必要であった。また、農業も中心的産業であり、市全域での農業振興策が必要であった。自然や人の手によって維持されてきた環境は貴重なものであり、市では、これらの地域資源を戦略的にとらえた広域的施策を進めた。この成果が、竹田温泉群として地域拡大指定などにつながっている。

表3は、竹田温泉群を旧市町名・温泉地名などを含めてまとめた。泉質だけでも環境省が示す10泉質³²⁾中の7つがあり、全国有数の多種類の泉質からなる温泉群となっている。

表3 竹田温泉群の概要表

旧市町名	温泉地	温泉エリア	源泉数	泉質	宿泊施設数	日帰り温泉入浴施設数	浴用	飲用
竹田市	竹田	竹田・萩温泉	3	単純温泉 塩化物泉	—	3	○	○
萩町	萩の里		1	塩化物泉 炭酸水素塩泉	1	1	○	—
久住町	赤川	久住高原温泉郷	19	塩化物泉	9	5	○	○
	七里田			炭酸水素塩泉				
	白丹			硫酸塩泉				
	久住			二酸化炭素泉				
	法華院			硫黄泉				
直入町	長湯	長湯温泉	36	炭酸水素塩泉 二酸化炭素泉 含鉄泉	15	12	○	○

(出典)「竹田温泉群 国民保養温泉地計画書」より筆者作成。

(2) 「国民療養保健システム」

日本の温泉地は大衆観光型のところが多く、経営に関心の重点が置かれ、一般的には地域社会に対する関心は薄い。健康づくりに資する温泉地を目指すならば、滞在する人の自主的な生活習慣の改善意識と、人を支える地域社会の環境の改善という、人と社会の質の向上が必要であり、この方向性は、「国民健康づくり運動」にも沿ったものである³³⁾。基本理念を支えるもう一つの「国民療養保健システム」は、温泉を介した自主性のある人と、温泉地に滞在する人の受け皿としての地域社会との実践であり、表4はその概要である。

当システムの特徴としては、第一に、入湯税の用途の明確化がある。納税義務者の温泉利用者や、入湯税を徴収して市に納入する温泉施設経営者に対して、本来の税の目的と用途が明らかになっている。当システム適用の申請者は、温泉利用回数に応じた金額が指定口座に振り込まれる。一方、市や温泉施設関係者は、徴収する入湯税の意義を説明できる。

第二に、市全域での地域活性化がある。滞在する人は、温泉を満喫しながら多様な事物に触れるが、それは温泉を含む自然や観光施

設だけではない。ビジネスホテルや民宿、農家、食堂、体験施設など、受け皿となる市全域の地域社会そのものである。当システムは、滞在する人と地域社会の交流を通して、市全域での多様な地域づくりを促している。

次頁の表5は、市提供資料³⁴⁾による「国民療養保健システム」の実績表である。

申請者数や申請率、宿泊総数は伸びており、平均宿泊数も毎年度5泊以上である。また、3に示した発地別観光客の9割強が九州圏であるのに対して、提供資料による発着地別での内訳は、「九州54%（うち県内7%）、関西16%、関東10%」とあり、利用者に広がりが見られる。さらに、当システムの適用給付金額が毎年度増加しているのに対し、年度別平均額は異なっており、申請者が多様な温泉利用をしていることが分かる。

当システム実績は順調に推移しているが、分析が十分とはいえない。第一は、属性分析である。年齢層や性、新規・固定申請者による集計は可能である。第二は、外部機関の協力を得て作成した8項目の温泉利用前後の分析である。回収した質問評価項目とアンケートの結果は、主観的な外部評価ながら年間500超あり、他にはない貴重なものである。これは竹田温泉群の個性や、良い点・改善す

表4 竹田市「国民療養保健システム」概要表

項目	内容	備考欄			
		エリア	温泉付き 宿泊施設数	非温泉 宿泊施設	立寄り温泉 入浴施設数
保健適用条件	○ 対象の温泉付き宿泊施設に延べ3泊以上の宿泊者 ○ 温泉がない宿泊施設の滞在者のうち ・対象の宿泊施設に延べ3泊以上の者 ・対象の立寄り温泉入浴施設を宿泊数の半数以上の利用者（1宿泊につき2回まで）	竹田・荻エリア	1	9	3
		久住エリア	7	7	11
		長湯エリア	13	2	10
保健適用特典	○ 宿泊施設利用料金	14泊を上限として1泊につき500円			
	○ 立寄り温泉入浴施設（200円未満は利用不可）	14泊を上限として1回の料金につき200円			
	○ その他特典	市内対象施設にパスポートを提示			
保健適用手続	○ パスポート入手後、利用施設でスタンプを押印、必要事項及び領収書により申請、振込払	・申請はパスポート発行後6か月以内 ・領収書はコピー可			
原資	○ 入湯税	・目的税である入湯税を一部充当			

(出典) 竹田市ホームページ及び「竹田式湯治パスポート」より筆者作成。

表5 竹田市「温泉療養保健システム」過去5年間の実績表

		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
竹田式湯治 パスポート	発行部数(冊)	783	912	1,057	1,115	1,087
	申請者数(人)	543	628	657	760	763
	申請率(%)	69.3	68.9	62.2	68.2	70.2
宿 泊	総数(泊)	2,877	3,470	3,505	3,949	4,014
	平均(泊)	5.2	5.5	5.3	5.2	5.3
立 寄	入浴数(回)	1,208	1,176	2,237	1,220	1,823
	平均(回)	2.2	1.9	3.4	1.6	2.4
保健適用	給付金額(円)	1,680,100	1,961,300	2,180,900	2,218,500	2,371,800
	平均(円)	3,094	3,128	3,319	2,919	3,109

(出典)竹田市提供資料を筆者加筆・作成。

べき点などを確認できる資料となる。行政としては、検証をする上で、得られた資料の整理と緻密な分析が必要である。

一方、懸念されることもある。第一は、市民利用である。市へのヒアリングによれば、当システムの市民の申請はなかった。竹田温泉群は市民に最も身近であり、高い高齢化率などから、温泉による健康づくりを市民に活かすことが重要である。このため、市民が市全域の魅力を発見・再発見する仕組みづくりや、市保有の健康状況データとの照合、モデル地区の設定による地区間正など、広域的健康づくり施策の充実が必要である。第二は、予算措置などの市政運営である。当システムは、目的税である入湯税の使途を明確化した点では評価できるが、給付金額が増加傾向にあり、自主財源である一般会計に影響する。限られた予算での効率的・効果的な執行のため、個別事業を精査し、課・部での事業連携や事業統合化を図ることが必要である。また、関係団体などとの連携は欠かせないため、的確な情報発信と説明責任を果たす必要がある。これらは、この行政施策の持続可能性に関わることである。

竹田市は、温泉を軸に、市内の多様な地域

資源を戦略的に活用し、広域的な地域活性化を促す方策を展開している。しかし、行政施策には分析と検証が必要であって、緻密な分析や、市や市民実態を視野に入れた施策を充実させるなど、改善すべき余地は残されている。

(3) 地域人材と竹田温泉群

市へのヒアリングによれば、市民向け健康運動教室などを実施しており、これに参画する市民がいるという。前記1節の計画書にある「竹田フィットネス」とは、市独自の健康運動インストラクターなどである^{35)・36)}。

市では、一般財団法人日本健康開発財団に対して、温泉入浴指導員養成講習会を事業委託している。筆者は、2016年10月開催に現地で開催された当講習会に同行し、また、市から受講状況資料を得た。次頁の写真2は、講習会の時の研修風景である。

温泉入浴指導員養成講習会は、厚生労働省の定めによるもので、カリキュラムは温泉医学などの講義と入浴プログラム指導実習などからなり、筆記試験の合格者には修了証が交付される。また、主な開催会場は東京・大阪である³⁷⁾。同財団へのヒアリングによれば、受講数や会場確保などにより相談に応じる



写真2 温泉入浴指導員養成講習会時の研修風景(講義・実習)

(注)各写真とも筆者撮影、2016年10月19日。

が、竹田市のような例は少ないとのことであった。

一方、市へのヒアリングによれば、当講習会の募集年齢は、次世代への対応ができる概ね65歳以下とし、居住地は、旧市町に偏りはなく市全域であり、地域での健康づくり指導を視野に入れている。また、受講者へのヒアリングによる受講動機は、自己啓発のほか、地域貢献や温泉に対する現役世代としての責任といった回答もあった。

表6は、市提供資料による受講者状況表である。温泉関係者が多いものの、市内各種運動団体や一般市民を含めると約8割となる。また、医療関係者も毎年度受講している。

市全域で温泉を活用した健康づくりを図る上では、育成する人材の構成は、地域や性、年齢などに偏りがなく、自主的であることが望ましい。竹田市は、外部機関を有効に活用

して実効性のある温泉関係講習会を実施し、地域資源である人材を戦略的・広域的に取り込んでいる。

(4) 非営利セクターと竹田温泉群

地域社会の担い手は、行政や一般住民だけを指すものではない。NPO法人などの非営利セクター活動は、阪神・淡路大震災を機に、市民社会を支える力として定着してきている。信用組合は、利益追求目的とする株式会社の金融機関とは根拠法が異なり、地域社会に貢献する非営利セクターである。また、域内の中小企業や生活者を対象にした相互扶助の理念に基づく協同組織金融機関であり、在任・在勤者を組合員にした金融サービスを行っている³⁸⁾。主な地域貢献活動のサービスは、地域実態に即した金融商品の提供である。

大分県信用組合は、2015年度から大分県

表6 竹田市「温泉入浴指導員養成講習会」受講者状況表

	行政職員 (人)	医療関係者 (人)	温泉関係者 (人)	市内各種運動 団体 (人)	一般市民 (人)	合計 (人)
2015年度	4	3	9	15	0	31
2016年度	2	1	10	3	5	21
2ヵ年度合計	6	4	19	18	5	52
構成比(%)	11.5	7.7	35.5	34.6	9.7	100

(出典) 竹田市提供資料より筆者作成。



写真3 大分県信用組合の健康関連定期預金チラシ
 (注) HPより筆者入手・撮影、2016年12月1日。

及び県内全市町村と包括連携協定を順次、締結した³⁹⁾。また、具体的な連携協定内容は、定住支援向けのローン、子育て世代支援や健康の維持・増進支援での上乗せ金利定期預金などで、同信用組合は、各市町村と検討して商品を募集している。チラシはホームページからも入手可能であり、写真3は、筆者が収集した同信用組合の健康関連定期預金のチラシで、写真4は、竹田市民対象のチラシである。

募集期間を考慮し、2016年11月末日までで集計したところ、全18市町村のうち14市町で募集がなされていた。写真3のとおり、どの商品も店頭表示金利に同率金利を上乗せしていた。また主な預金対象者は、国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者の各健康診査受診者、がん検診受診者であった。チラシは、市・町で商品名や色合いなどが異なり、キャラクターなども掲っていた。紙媒体であるチラシは、両面刷りが可能だが、両面を活用したチラシは日田市・竹田市の2市だけであった。このうち、日田市民向けの商品は、市が実施する「ひた市民婚活ポイント事業」の参加者で、国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者の各健康診査受診者、がん検診受診者が対象であり、チラシには市の事業概要とボーナスポイント対象の事業内容が載っていた。



写真4 竹田市「健康一直線応援定期」預金チラシ
 (注) 筆者撮影、2016年12月1日。

一方、竹田市は同信用組合とは2015年8月20日に締結していたが、写真4のとおり、唯一、温泉利用者を預金対象者に加えていた。チラシの表面には、「毎年の健康や温泉でカラダもココロも豊かな生活を！」とあり、対象者欄には、竹田温泉群を健康維持のため所定回数以上の入浴した人を他の対象者と併記してあった。裏面には、温泉活用した健康への効果の説明、竹田温泉群の対象温泉施設、スタンプ欄、「竹田式湯治」の説明があった。

新聞各紙では、同信用組合の商品を随時掲載していたが、竹田市民向けの商品に関して、大分合同新聞は2016年5月12日付け13面で、「温泉入浴で金利優遇 竹田市と県信組 金融商品取り扱い開始」と報じており、市でも広報に掲載している⁴⁰⁾。

この商品募集の経緯について、市からの回答⁴¹⁾を要約すると、2015年12月に健診受診率向上対策を目的とする商品紹介と提案を同信用組合から得た。保険健康課は、同信用組合から、各市独自要件が盛り込め、他市が先行募集しているとの回答を得たため、国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者の各健康診査受診者、5大がん(肺・胃・大腸・子宮頸・乳)健診受診者を対象者とした。一方同信用組合は、市の独自性を出すため、温泉に関する要件を入れてはどうかと提案し

た。そこで商工観光課が参画し、温泉に関する関係機関との調整や入浴回数(3エリア計10回)を決定した。なお、市民向けチラシの表示部分の色は、高齢者にも見やすいピンク色刷りとし、同信用組合は商品化に入り、両者は記者発表をした。

竹田市は、市民の健康維持・増進としての妥当性と、市の独創性に富む商品を大分県信用組合の協働により生み出している。大分県は「おんせん県」であるが、温泉を健康づくりに活用する地元向け限定商品は希で、行政が直接これを担うことはできない。2017年度には同商品の募集が再開され、入浴回数の見直しはなされているが、温泉の健康維持に着目した竹田市民向けの同商品の募集は継続されている。行政と協働する非営利セクターは市民社会を構成する大切な存在で、地域実態を理解し、市民貢献を指向する良きパートナーである。両者は、温泉という地域資源に着目し、市民のための地域活性化を図っている。

5 おわりに

本論は、市町村合併を視野に入れて、竹田市を事例に取り上げた。同市は、昭和・平成の大合併によって大幅に市町村数が減少した大分県内の典型的な広域市である。竹田市では、旧市町の地域特性や歴史、施策などを踏まえ、合併市として広域的対応と取組が求められた。

旧市町は、いずれも公営の温泉施設を建設しており、竹田市では、市の成り立ちを踏まえ、市全域の温泉や自然、文化などの地域資源を基に、戦略的・広域的な地域活性化を目指した。それは、共通政策方針の下の基本理念や「竹田式湯治」・「温泉療養保健システム」として具体的な施策となっている。滞在型で、温泉を活用した健康づくりにつながるこの施策は、実績が示すとおり、一定の支持者を獲得しており、市全域での多様な地域の活性化を促している点からも評価ができる。

しかし、この5年間の実績は、申請者や申請率、宿泊総数などの公表にとどまっている。専門の外部機関の協力により作成した「竹田式湯治パスポート」の申請数は、相当数に及んでいるが、申請者の属性や、温泉活用前後の申請者からの質問評価項目の評価やアンケート結果などは不明である。このため、得られたデータに対する緻密な分析が必要である。

また、本来の目的税である入湯税の使途を明確にしたことは、温泉利用者や市へ納入する温泉施設経営者には分かりやすく、本税の意義を示した点で評価できる。一方、税の使途を固定化したことや、「温泉療養保健システム」の適用給付金額が増加傾向にあることから、一般会計を圧迫する懸念がある。入湯税の超過課税という条例化は一方策であるが、これは性急である。

当システムへの市民の申請者がいないことは、温泉活用による健康づくり施策が十分に市民に反映していないことを示している。このため、例えば地域振興と地域福祉との事業連携や事業統合化といった施策の再構築が先決であり、適正な職員配置が求められていることから、効率的・効果的な行政運営が図られるべきである。さらに、関係団体・組織との連携を図ることは重要で、合意形成への努力も求められる。市では、市全域の人材確保・育成をし、非営利セクターとの連携もできているため、持続可能な行政施策を目指すべきである。

本論は、竹田市の過渡期における論考であり、新たな段階での再考が図られるべきである。また、地域社会には様々な要因が複雑に関わるため、参与観察などの研究方法による長期・継続的な研究方法による考察も有益であると考えられる。

謝辞

本研究に際し、竹田市役所、一般財団法人日本健康開発財団、大分県信用組合の各関係

機関及び温泉入浴指導者養成講習会受講者の協力を頂いた。ここに感謝の意を表する。

注・参考文献

- 1) 総務省ホームページ「平成27年国勢調査人口等基本集計結果要約」
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka/kihon1/pdf/youyaku.pdf> (2016年10月26日閲覧)
- 2) 住民基本台帳法へ外国人住民を適用対象とする「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行は、2012年7月9日である。
- 3) 市町村要覧編集委員会編(2016)の『全国市町村要覧 平成28年版』などによれば、「平成の大合併」は、4町の合併による1999年の兵庫県篠山市から、計3回の合体・編入をした2014年の栃木県栃木市まで続いている。
- 4) 総務省ホームページ「『平成の合併について』の公表」
http://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/100311_1.pdf (2016年10月26日閲覧)
- 5) 帝国書院(2016)：『最新基本地図—世界—日本—41訂版』191～195頁などを参照。
- 6) 自治省(1999)：「市町村の合併の推進についての指針の策定について」(1999年8月6日自治振第95号)、同「市町村の合併の推進についての指針」自治省。
- 7) 公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所編(2013)：『平成の市町村合併—その影響に関する総合的研究』公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所、森川洋(2015)：「『平成の市町村合併』研究」古今書院などがある。
- 8) 総務省ホームページ「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申(第29次地方制度調査会)」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000026968.pdf (2016年10月31日閲覧)
- 9) 大分県ホームページ「平成27年国勢調査(人口等基本集計)」
<http://www.pref.oita.jp/site/toukei/census2015-kaku.html> (2016年11月28日閲覧)
- 10) 豊田寛三・後藤宗俊・飯沼賢司・末廣利人(1997)：『大分県の歴史』山川出版社336頁。
- 11) 前掲7)の森川(304頁)によれば、由布市は、2005年に狭間町・庄内町・湯布院町3町の合併によるが、湯布院町は1955年2月に由布院町・湯平村の合併によるもので、同町内での「平成の大合併」に反対する住民の意識は、地域によって異なると指摘している。
- 12) 大分県(2000)：「大分県市町村合併推進要綱」大分県。
- 13) 大分県町村会編(2005)：『大分県47町村の記録』大分県町村会、大分県総務部地方行政局編(2006)：『大分県合併記念誌』大分県。
- 14) 2016年9月28日「『平松守彦を偲ぶ』お別れの会」配付資料、なお会の主催は大分県。
- 15) 平松守彦(1982)：『一村一品のすすめ』ぎょうせい。
- 16) 前掲15)の「市町村別特産品一覧表」を参照。なお、平松は同書以外の著書でも、温泉関係の「一村一品運動」事例として旧湯布院町を取り上げているが、この活動は、1970年代当初に起きたゴルフ場建設をめぐる反対運動が発端である。
- 17) 大分県観光・地域局(2012)：「大分県ツーリズム戦略」、同(2015)：「日本一のおおせん県おおいたツーリズム戦略2015」大分県。
- 18) 大分県ホームページ「県内温泉の概況」
<http://www.pref.oita.jp/site/onsen/onsen-date.html> (2016年7月30日閲覧)
- 19) 公益社団法人大分県薬剤師会編(2013)：『おおいたの温泉の顔2013』公益社団法人大分県薬剤師会。
- 20) 竹田市ホームページ「竹田市の概要」
<https://www.city.taketa.oita.jp/outline/> (2016年6月1日閲覧)
- 21) 大分合同新聞「2017(平成29)年4月17日」1面などによる。
- 22) 大分県直入町編(1992)：『60年先を歩いていた男・掛掛重徳』、同(2005)：『長湯温泉文化本』直入町。
- 23) 前掲22)(2005)51頁及び石川泰弘(2011)：『お風呂の達人 バスクリン社員が教える究極の入浴剤』草思社を参照。なお、各企業の碑が長湯温泉の天満神社前にある。
- 24) 大分合同新聞「2015(平成27)年11月29日」15面。また、大銀経済経営研究所(2017)の『おおいた温泉白書』49～55頁及び110～112頁には、同研究所の温泉利用調査結

- 果と研究者による湯治モニター調査結果があるが、サンプル数は各50弱で、前者の調査は、他の市町を含めたサンプル数である。
- 25) 環境省ホームページ「国民保養温泉地」
<http://www.env.go.jp/nature/onsen/area/>
(2015年5月31日閲覧)
- 26) 竹田市(2016):「広報たけた 平成28年2月1日 No131」13頁、竹田市。
- 27) 環境省ホームページ「竹田温泉群(長湯温泉、久住高原温泉郷、竹田・萩温泉)国民保養温泉地計画書」
http://www.env.go.jp/nature/onsen/area/plan_takeda.pdf (2016年5月31日)
- 28) 2005年の「竹田市行政組織条例」などの条例や、2006年の「竹田市総合計画」がある。
- 29) 前掲27) 4頁。
- 30) 大分県ホームページ「市町村別健康寿命(お達者年齢)と、市町村別平均寿命」
<http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/1044023.pdf> (2016年6月5日閲覧)
- 31) 大分県ホームページ「平成27年度病床機能報告の結果について」
<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/byoushou2810.html> (2016年6月5日閲覧)
- 32) 環境省(2014):「あんしん・あんぜんな温泉利用のいろは」環境省。
- 33) 辻一郎(2015):「健康長寿社会を実現する—『2025年問題』と新しい公衆衛生戦略の展望—」大修館書店。
- 34) 竹田市商工観光課編(2016):「国民保養温泉地『竹田温泉群』現代版湯治文化の再構築『温泉療養保健制度』の挑戦」、竹田市。
- 35) 前掲27) 17頁。
- 36) 竹田市(2016):「広報たけた 平成28年3月1日 No132」4頁、竹田市。
- 37) 一般財団法人日本健康開発財団ホームページ「温泉入浴指導員・温泉利用指導者」
<http://www.jph-ri.or.jp/guide/index.html>
(2016年10月5日閲覧)
- 38) 全国信用組合連合会ホームページ「信用組合の概要」
<http://www.zenshinkumiren.jp/deai/deai.html> (2016年9月30日閲覧)
- 39) 大分県信用組合総合企画部編(2016):『DISCLOSURE2016』6～7頁、大分県信用組合。
- 40) 竹田市(2016):「広報たけた 平成28年5月1日 No134」17頁、竹田市。
- 41) 2016年10月4日付けの竹田市からの回答文書による。

「湯治」という用語の登場と温泉との関わりについての考察

A Study of Appearance and Change of Operational Concept of Japanese Term

“Tohji” Related with Hot Spring Cure

石川 理夫*

Michio ISHIKAWA

キーワード：湯治 (hot spring cure) ・「湯治」 (tohji) ・温泉の効用 (effect of hot spring) ・
使用概念 (operational concept)

1 はじめに

(1) 「湯治」という言葉について

今日「湯治する」「湯治に行く」と言えば、温泉療法を行うことや温泉地へ出かけることと同義、同じ意味で受けとめられている。それほど「湯治」という言葉は、温泉の総合的な効果・効用と密接に結びつき、身近に語られている。

しかし「湯治」という言葉は、最初から温泉と関わる言葉として登場したのであろうか。また、その言葉は一体いつ頃から文献等に現れ、そのときはどのような意味合い（使用概念）をもって使われていたのか。また、温泉とかかわりを持つ用語として定着していくのはいつ頃の時代であろうか。

これに関して、「湯治」という言葉の初出をさぐるという観点から言及された早い例では、温泉医学者・西川義方が『温泉言志』（1943）において「湯治といふ言葉の起原」にふれ、「湯治」という言葉が初めて登場する時期と文献についての見解を披露した¹⁾。内容的に正確ではなかったが、「湯治」用語の文献初出と温泉にかかわって用いられた初出への見解はその後かなり踏襲された。ただし、立木惇三は『温泉』での連載「中世の温泉史」（1983）の中で「温泉を対象とする湯治という言葉が最初にあられるのは」と、西川説より早い文献初出に言及している²⁾。

一方、平安・鎌倉時代における「湯治」という言葉の意味、内容については曾我良成（2010）が考察している³⁾。これらの言及から、「湯治」という言葉が最初から温泉と関わっていたわけではなかったことが示唆されよう。

(2) 研究の目的と方法

一方で、江戸時代を中心に温泉療養の実態としての湯治行や温泉場湯治のありようについての研究は数多い。結果としてこの時代には、「湯治」という言葉が温泉療養を表す代表的な用語として定着していたことを投影している。

しかし、ここまで代表的な用語として定まった「湯治」という言葉以前には、はたして温泉療養や温泉の効果・効用についてはどのように言い表されてきたのか。また「湯治」という言葉は漢字の名家・中国出自の言葉なのか、日本に漢字が流入する以前の古代中国では温泉療養をどのように言い表してきたのか。また、日本の各時代の辞典において「湯治」という言葉はどのように収録、解説されていたのか。こうした「湯治」用語の歴史的比較検討を含めて考察した上で、はじめて「湯治」という言葉の文献初出の意義や、使用概念の変遷の背景が理解できると考える。このことを考察するのが本研究の目的である。

*温泉評論家 (Critic of Hot Spring)

「湯治」という用語を構成する二つの文字概念のうち、重要な「湯」という字については以前から注目されてきた。関連して内田彩(2007)は、古代における温泉を表す表記を分類し、温泉や湯への心性と、「湯」という言葉の意味について考察を行なっている⁴⁾。

なお、日本の原語としての「ゆ」については戦前来、「斎戒沐浴」というように信仰的概念で用いられる「斎(い・ゆ)」を語源とする説が流布されてきたが、これは問題がある。「ゆ」には本来これを含む二つの異なる原語がある。もう一つは「湧水の意。温泉、温湯を言い、総じて人体の分泌物の意にも用いられる」⁵⁾という、じつに原初的で身体感覚にかかわってくる。古代中国の漢字「湯」と「斎」も同様に意味が異なり、漢字が入ってくると、後者には「湯川」「湯沐」、赤子に湯を飲ませる役の女性「湯母(ゆおも)」というように、「湯」の漢字があてられた。これについては拙著や拙稿で述べてきた⁶⁾。

本稿では研究の方法として、まず「湯治」という言葉が古代中国で使われてきたのかどうか、ならびに温泉療養に関する表現を調べることを重視した。

ただし、膨大で難解な中国の古典文献を渉猟探索することは自ずと限界がある。このとき今日的方法として役立つのが、『諸子百家中国哲学書電子化計画』という中国の古典籍データベース(DB)である。ここには『論語』をはじめ儒家に始まる紀元前5世紀から五胡南北朝・隋唐代まで、日本に漢字が流入する時代までの中国の古典籍がテキスト化されて検索できる。そして重要な出典の記述内容については、ほかの活字文献と照合した。そこからこの古典籍DBの正確さもあらためて再認識している。

次に、先行研究者が行ったことであろうが、文献記録には一つひとつあたった。しかし古典籍のデータベース化は進んでも、テキスト検索はできない文献が多く、まだ不十分であると言わざるを得ない。今後の追加調査

に期す次第である。併せて、これまで比較検証してこなかった辞典類での「湯治」用語掲載の有無と、温泉療養や効用に関する文献上の表現の推移についても考察対象に加えた。

2 温泉療法と効用に関する表現

(1) 中国古典籍における表現

日本で「温泉」(「温」は俗字で、中国では「溫」という用語が文献に初めて登場するのは、733(天平5)年成立の『出雲国風土記』である。そして『万葉集』が続く。漢字の本元・中国における「温泉」という言葉の初出は、後(東)漢時代の天文・地理学者の張衡(78~139)が著した『温泉賦』であることは、すでに于航(2006)が指摘している⁷⁾。

『論語』をはじめ儒家・墨家・道家等の諸家や史書など紀元前の古典籍に、温泉への言及や「湯治」の言葉は見あたらない。なお、于航の先の論稿では、『論語』(「先進」)中の記述として「冠者五六人、童者六七人、浴手折…泳而帰…」と引用し、「温泉で遊び、帰っていった姿」と指摘した。もしそうであれば、「温泉」などの使用例がなくても、温泉への言及は『論語』成立の時期までさかのぼれる。しかし引用箇所は、「冠者五六人、童者六七人、浴乎沂…詠而帰…」⁸⁾(訂正箇所ゴシックは筆者)が正しい。春秋時代に魯と齊の境界地帯を流れる現山東省沂河上流・沂水(きすい)の水辺での沐浴だった。

このように前漢時代までの文献に、温泉への言及はない。一方、日常的な湯水浴みの行為としての「沐浴」という言葉は『論語』以来たびたび登場する。

六世紀初め、515年頃成立とされる、北魏の酈(れき)道元が編纂した地理書『水経注』⁹⁾は、温泉への言及も多い。また、用語としては「温泉」が多いが、「温湯」も見られる。「温湯」という言葉は三世紀に成立した『三国志』のひとつで『魏書』巻二十九「華佗傳」(巻三十が通称「魏志倭人伝」)にも記されている。『日本書紀』は温泉をもっぱら「○○温湯」と

記述しており(「○○湯泉」も一例ある)、中国古典籍の影響を感じとれる。

『温泉賦』では、「有疾癘(れい)兮、温泉汨焉、以流穢(え)兮(流行病が有れば、温泉に泊まって穢れを流す)」¹⁰⁾と、温泉の効用についても記す。『水経注』では、「有温泉、療疾有驗」「右出温湯、療治萬病」(巻13)、「可治百病」(巻18)、「有温泉、世以療疾」(巻19)、飲泉効果について「飲之癒百病」(巻31)、「瘍瘡百病、浴者多癒」(巻37)など、温泉の効果・効用を表す記述も少なくない。すなわち温泉行の目的となる療養とその効果・効用については「療疾」「療治萬病」「癒百病」「多癒」という言葉を用いて表現している。しかしながらそこに「湯治」という言葉は見られない。

以上、日本の平安時代前・中期までに対応する隋唐代までの中国の文献に「湯治」という言葉は見いだせなかった。

(2) 温泉の効用に関する日本での表現

次に、古代日本における温泉療養と温泉の効用についての典型的な表現例として、奈良時代には以下の三つが挙げられる。

一つは、『日本書紀』斉明天皇三年(657)九月条の記述で、有間皇子が「牟婁温湯(むろのゆ)に往き、病を療(おさ)むる偽(まね)して…」とある。「療病」という表現は古代中国

と似ている。二番目が、『出雲国風土記』のよく知られた記述、「一濯則形容端正、再沐則万病悉除(ことごとくに癒ゆ)」の「万病悉除」で、これも古代中国の表現例「癒百病」や「療治萬病」の応用と考えられる。

三番目は、正倉院文書中「駿河国正税帳」738(天平10)年の「依_レ病下_二下野国那須湯_一從四位下小野朝臣…」(返り点は筆者)という記述である。ここでも温泉行は病氣療養の目的と結びついているが、温泉療養の結果、効用には言及していない。

平安時代に入ると、歴史書の『扶桑略記』第廿五・村上天皇(天曆)条に953(天曆7)年3月20日、「権少僧都明珍申_二給官符_一。向_二伊豫國温泉_一治_レ病」¹¹⁾と記している。権少僧都の明珍が「治病」目的で太政官符発給を申請して伊予国の温泉(道後温泉)に向かった。温泉療養の目的を「治病」と表現している。

次に、康平年間(1058～64)に成った藤原明衡編『本朝文粹』巻六に収めた奏状中に996(長徳2)年正月21日、「因之為加湯療、暫向西海之温泉(之に因りて湯療を加える為暫く西海の温泉に向かう)」¹²⁾という記述があり、「湯療」という新しい表現が見られる。これまでが古代中国の文献の表現例を踏襲していると考えられるのに対して、「湯」とい

表1 古代の日本と中国での温泉療養と効用に関する表現例と比較

出典	古代日本の文献記録での表現例	対応する古代中国文献での表現例
『日本書紀』	「牟婁温湯に往き、病を療むる…」	「有温泉、世以療疾」(『水経注』)
『出雲国風土記』	「一濯則形容端正、再沐則万病悉除」	「癒百病」「療治萬病」「瘍瘡百病、浴者多癒」(同上)
『扶桑略記』	「権少僧都明珍…向伊豫國温泉治病」	「可治百病」(『水経注』)
『本朝文粹』	「為加湯療、暫向西海之温泉」	
『権記』	「信濃国の温泉に罷り…身病、状を治す」	「可治百病」(『水経注』)
『小右記』	「左兵衛督…為治身病明且日有馬温泉」	「可治百病」(同上)
『中右記』	「向湯峯…浴此湯人萬病消除…」	「療治萬病」「癒百病」(同上)

(注)筆者作成。該当表現をゴシックにした。

う言葉を探り入れた「湯療」という表現には、日本で生み出された独創性が感じられる。

続いて、権大納言藤原行成の日記『権記』は998(長徳4)年3月21日、弾正忠(藤原)右賢が申請した「信濃国の温泉に罷り下り、身病、状を治す」文に宣旨が下されたことを記す。同じく1000(長保2)年8月19日付にも、「少監物橘惟弘、温泉に赴き、身病を治す事を請ひ…」と記している¹³⁾。

藤原実資(さねすけ)の日記『小右記』1019(寛仁3)年2月15日付の、左兵衛督(源頼定)が「為治身病明且日向有馬温泉(身病を治すため明且日向有馬温泉に向かう)」¹⁴⁾という記述も同様の例である。表現時期の早い『扶桑略記』の事例と共に、これらの「治病」「治身病」という温泉療養目的の表現は、古代中国の「可治百病」(『水経注』)の応用例と思われる。

一方、熊野詣での際に湯の峰温泉の湯屋を体験した藤原宗忠がその感動を日記『中右記』1109(天仁2)年11月1日に記した「向湯峯…此の湯に浴すれば萬病消除…」¹⁵⁾は、『出雲国風土記』と同じ表現である。これも古代中国文献の「療治萬病」「癒百病」(『水経注』)などの応用例と思われるが、温泉の効用を簡潔によく表している。以上の表現例を前頁の表1にまとめた。

3 「湯治」という言葉と文献

(1) 辞書類と「湯治」

以上、「湯治」という言葉が中国の古典籍には見られないことと、温泉療養とその効用・効果を表す言葉について、古代中国と奈良時代から平安前中期にかけての日本の文献記録での表現を調べ、比較検討した。それでは日本の古い辞典類に「湯治」という言葉が記載されているかどうか、次に見ていきたい。

和訓を含む漢和辞書として最も古いのは、平安前期の昌泰年間(898～901)に完成した僧昌住が著した『新撰字鏡』である。上代から平安初期にかけての国語を調べるのに欠かせないというが、「二十七 𠂔」部や「五十六 水」部に「湯治」はもとより、温泉関連の言葉は一切記載されていない¹⁶⁾。

平安時代中期、承平年間(931～38)に源順(したごう)が編纂した辞典『倭(和)名類聚抄(鈔)』(20巻本)巻一・水部第三に「温泉 = 和名由(ゆ)」項があり、「温泉百病久病(長患いの病氣一筆者注)入此水多癒」と説明している¹⁷⁾。温泉は治癒効果を発揮することを示すが、「湯治」という言葉は記載されていない。

次に、平安末期に橘忠兼の編纂で成立した辞書『色葉字類抄』(二巻本と三巻本)では、

表2 辞書類の温泉関連及び「湯治」という用語記載の有無

辞書・辞典	成立時期・編著者	温泉関連と「湯治」という用語記載の有無
『新撰字鏡』	800年代終わり頃 撰者：昌住	「五十六 水部」にも温泉関連の言葉は一切記載されていない。「湯治」も記載されていない
『倭名類聚抄』	承平年間(931～38) 編纂：源順	温泉という項目あり。「温泉 和名由(ゆ)」「温泉百病久病入此水多癒」とある。「湯治」は記載されていない
『色葉字類抄』	平安末期 編者：橘忠兼	「ゆ(由)」項に湯泉、浴室(ゆや)、内衣(ゆかたひら)等は記載しても「湯治」はない
『運歩色葉集』	1548(天文17)年頃 編著者不詳	湯は「とう」とも読んだ。「登(と)」項に冬至、東司(とうす)等はあっても、また「遊(ゆ)」項に湯立、湯女(ゆぢよ)、湯具はあっても、「湯治」はない

(注)筆者作成。

「ゆ(由)」項に「温泉・湯泉(ランセン・ユ)」「浴室(ユヤ)」「內衣(ユカタヒラ)」等の用語を記載している¹⁸⁾。しかし「湯治」という言葉は依然出てこない。

時代はずっと下るが、1547(天文16)年か天文17年頃に成立したとされる室町時代の国語辞書『運歩色葉集』¹⁹⁾でも、該当しそうな「登(と)」項に「冬至」「東司」等はある(湯は「とう」とも読んでいた)、また「遊(ゆ)」項でも「湯立」「湯女(ゆち〔ち〕ょ)」はある、依然として「湯治」は収録されていない(表2)。

これに関連して、漢字学者の簡野道明著『増補 字源』によると、「湯」項の用語例に「湯治(とうじ)」を挙げ、「温泉に浴して病気をなおす」²⁰⁾と説明している。ただし、これは日本のみで通用する訓義で、「湯治」は日本で造られた文字(国字)と説明している。『日本国語大辞典』では「湯治」を「温泉、または薬草などを入れた風呂に入って、病気を治療すること」²¹⁾としている。

このように平安時代を通じた辞書類には「湯治」という言葉を記載していなかった。次にみていく「湯治」の文献記録への登場過程、時期からも、漢字流入後の日本で実情に沿った多くの国字、和語が生み出されたのと同様に、「湯治」という言葉も日本で編み出されていったと考えられる。その時期についても次に考察する。

(2) 文献に初登場する「湯治」

西川義方は先の『温泉言志』で、「『湯治』という言葉の初めは、平安末期に、藤原頼長がものした『台記(たいき)』の久安三年(1147-筆者注)二月十一日の條に『始湯治。毎日二度。禦(ぎょ)風(風邪を防ぐ-筆者注)』とある」のが初出とした。そして「この湯治は、その前後の記述を参照すると潮湯であって、温泉浴ではない」と述べている。「湯治」という用語の使用概念の変化の指摘はそのとおりである。

しかし実際には、温泉との関わり抜きに

「湯治」という言葉が文献に現れるのはずっと早い。先の藤原行成『権記』はそれより約150年前の999(長保元)年7月9日付で、少将藤原成房の病悩が改善したことについて、「少将、今朝、甚だ不覚。今の間、頗(すこぶ)る宣(よろ)し。湯治の験(しるし)なりと云々」(以下引用文中のゴシックは筆者)とつづっている。

『権記』は1002(長保4)年10月15日付にも、産後の肥立ちが悪い行成の正室について、「病者、終日苦悩す。只、湯治の時、頗る其の隙(すき)有り」と記している。いずれも湯水等の入浴その他の処方による「湯治」で、病悩が少し改善したようである。

また、藤原資房の日記『春記』では1039(長暦3)年10月5日、自分の容態が思わしくないとき、「或いは独り随子を服さしめ、或いは湯治せしむ」と記す²²⁾。「随子」は薬草である。同年11月19日にも、「資頼の家に向かふ。終日、湯治す。経長・資高・資仲等、同じく沐浴す」とある²³⁾。これらの記述からは、貴族邸内での服薬治療以外の沐浴行為を「湯治」と表現していることが明白である。

同『春記』にはその後も、1040(長久元)年6月10日付「終日、湯治す」、同年8月30日付「御湯治有るべし」、1041(長久2)年3月18日付「是れ風病か。仍りて湯治す」というように「湯治」が頻出する²⁴⁾。一方、時期を少し戻して、先の『小右記』にも温泉と関わりのない「湯治」用語が頻出する。その一例として1019(寛仁3)年9月28日付には「灸後湯治者…」²⁵⁾と記す。灸治療の後に「湯治」しており、灸治療とは区別している。

一方、物語の世界にも温泉とかかわりのない「湯治」という言葉が登場する。『今昔物語集』巻19の「般若寺覚縁律師弟子僧信-師遺言-語第廿三」で、師の覚縁律師が「病ヲ受ツ。暫ハ風ナド云テ湯治ナド為(なす)レドモ…」²⁶⁾と記す。覚縁は般若寺の僧なので、「湯治」の内容は温室・浴堂での湯浴み(蒸し風呂も含む)であったのではないか。覚縁は

表3 「湯治」という言葉の文献への早い登場事例

作者・文献	記載年月日	「湯治」という用語の記載事例
藤原行成『権記』	999(長保元)年7月9日	「少将、今朝、甚だ不覚。今の間、頗る宜し。湯治の験なり」
『今昔物語集』	(1000年頃か)	「病ヲ受ツ。暫ハ風ナド云テ湯治ナド為(なす)レドモ…」
『権記』	1002(長保4)年10月15日	「病者、終日苦悩す。只、湯治の時、頗る其の隙有り」
藤原資房『春記』	1039(長暦3)年10月5日と11月19日	「或いは湯治せしむ」。「資頼の家に向かふ。終日、湯治す。経長・資高・資仲等、同じく沐浴す」

(注)筆者作成。該当表現をゴシックにした。なお、月日は和暦である。

1002(長保4)年に亡くなっているのです、この話の収録はそれ以降のことであろう。

このように平安時代中期から文献に温泉とは関わりなく、「湯治」という言葉が現れる(表3)。平安王朝では、朝廷や貴族社会で湯を用いた御湯殿や湯浴み行為、沐浴が定式化された。さらに海水利用の「潮湯」(のわかし湯)なども行われるようになる²⁷⁾。日常において湯を体調や症状改善目的に使う治療行為が定着してきたことが背景にあるのではないと思われる。

こうした温泉に関わらない「湯治」行為の内容とその順序を確認するには、平安末期の1164(長寛2)年から鎌倉初期の1200(正治2)年まで36年間にわたって公卿・九条兼実(1149～1207)がつづった日記『玉葉』²⁸⁾がふさわしい。

「病悩」をよく訴えた兼実の日常を反映してか、『玉葉』には温泉に関わらない「湯治」への言及が多く、あらためて貴族の日常生活での「湯治」内容がわかる。典型例を挙げれば、「定成来、問=湯治事、所勞體、尚脚氣風病…今一兩日、可レ始=水湯、来月二三日之間可レ浴=潮湯=云々」(嘉応3年〔1171〕2月24日)²⁹⁾である。「湯治」はまず「水湯」に始まり、次に「潮湯に浴す」ことに続いている。

『玉葉』はこのほか潮湯を湯治体験する記述が多い。さらにほかにも、「今日、以-

菖蒲々木二種、湯治也」(承安5年〔1175〕8月16日)、「風痺を治す為沐浴」(治承元年〔1177〕8月6日)、「毎日兩度、薬湯を浴せしむ」(養和元年〔1181〕12月3日)というように、薬草を用いた薬湯による「湯治」も記している³⁰⁾。

4 温泉に関わって使われ始める「湯治」

(1) 温泉に関わる「湯治」用語の初出

それでは、この「湯治」という用語が温泉に関わって使われるようになるのはいつ頃であるかを見ていく。

西川義方は前出『温泉言志』で、「室町中期の長禄三年(1459---筆者注)五月の湯田の禁制に『但し湯治の人云々』とあるのが、私の知る限りの最初である。それが、織豊時代を経て、江戸時代に入ると、俄かに滋(しげ)くなり、遂に湯治即温泉浴となって了ったのである」と述べている。これについても、もっと早い事例が確認できる。

文献例は、先の『玉葉』である。そのうち1175(安元元)年10月10日付の記述「長光朝臣、日来為=湯治、下=向紀伊國所知、今月三日於=高野、忽出家入道、今日示=送此由…」³¹⁾(以下ゴシックと返り点は筆者)がこれまでのかぎり最も早い初出事例で、平安時代に温泉に関わって用いられた貴重な例と考えられる。

宮中御湯殿の読書儒(儒者)を務めていた

長光朝臣は、このところ紀伊国でよく知られる所の温泉(『日本書紀』『万葉集』『続日本紀』では「牟婁湯(むろのゆ)」「紀温泉(きのゆ)」「武漏湯」の名で記された現和歌山県白浜温泉)へ湯治に出かけていた。それが都には戻らず、今月(10月)3日に高野山に入って出家、入道となったという知らせが本日届いた、という衝撃的な話の中で、「湯治」という言葉が温泉に関わって使われている。

『玉葉』には11年後の1186(文治2)年8月26日付にも、温泉と関わって「湯治」という言葉が用いられている。

すなわち「兼忠依_レ病、為_二湯治_一下_二向有問_一…」³²⁾と、病気に依り兼忠が湯治の為に有馬温泉へ下向したことを記し、「湯治」用語は明白に温泉と結びついている。1186(文治2)年といえ、今日では鎌倉時代がすでに始まっているとみなされており、古代と中世の境目にあたる時期である。

『玉葉』は三巻にまたがり、つづられた膨大な年月と文章量に比べて、温泉に関わって「湯治」という言葉が登場する例は限られ、以上の二例しか現時点で見当たらない。1176(安元2)年3月9日付には後白河法皇の「有馬御幸」を記している(『百鍊抄』にも)が、「湯治」の言葉はない。これは、法皇が度々熊野詣でをするなど元気で、温泉療養の必要はなく、建春門院と保養目的の温泉行だったから、「湯治」とは書けなかったのだろう。

また、記載例がきわめて少ない理由には、日記がつづられた期間の真ん中にあたる時代が、1180(治承4)年の以仁王(もちひとおう)の令旨によって反平氏の決起が始まり、源頼朝の挙兵、木曾(源)義仲の京都侵攻など激動争乱期と重なっていた。自らの去就も問われる貴族たちはとても温泉湯治に出かけられる状況ではなかったことも、日記に反映されていよう。

(2) 鎌倉初期の文献での使用例

この時期から下って本格的に鎌倉時代に入ると、温泉と関わる「湯治」という言葉の使

用例も増えていく。

『新古今和歌集』や『小倉百人一首』の撰者・藤原定家が治承年間以降50数年間にわたって書きつけた日記『明月記』では、1231(寛喜3)年9月14日付に、「十四日丁酉、天晴、浄照坊来談、下旬於撰州欲湯治云々」³³⁾と記す。定家邸に浄照坊が訪ねて来た。雑談の中で9月下旬には撰州(有馬温泉)に出かけて湯治したいという話をした、というのである。

続いて同9月18日付にも、温泉と関わる「湯治」の言葉が出てくる。定家自身昨夜より頭痛と関節痛がして、今朝は行水もしたが、「心神甚だ悩」状態であった。そういうときに「櫻井僧正去朔比為湯治被向撰州山庄頓滅」³⁴⁾、すなわち櫻井僧正が今月朔(一日)に湯治のため撰州山庄(湯山=有馬温泉)に出かけたらたちまち病気が滅除した、という話を思い出したのだった。

貴族の日記以外からも、温泉と関わる「湯治」用語の使用と思われる事例が挙げられる。平安後期の書状・請文を収めた「高山寺文書」(紙背文書)中に、「之許遣使者云、且為斗藪(修行の意—筆者注)、且為湯治、…(以下文字不明)…所申遣…」³⁵⁾と記された事例で、記載年次は元暦2年(1185)と、建久7年(1196)8月20日の二説ある。

端裏書きに「八月廿日到来…馬背寺重陳状」とあり、訴えられた者が反論申し立てに提出した上申文書で、「丹後国芋野郷(現京丹後市弥栄町芋野)字馬背寺住僧並在庁官人等申状子細事」と続く。申し立て人は抖擻(修行)目的と湯治目的で近在のどこかに出かけたか出向く途上だったと思われるが、この場合の「湯治」という言葉は、自宅などでの湯水を用いた場合ではなく、どこか温泉場に出かける目的として用いられている。確証はないが、馬背寺の場所からいって、平安時代すでに知られた近在但馬国の城崎温泉あるいは「二方郡温泉郷」(湯村温泉)への「湯治」を指している可能性が高いのではないか。

(3) 温泉汲み湯にも使われる「湯治」

「湯治」という言葉は、温泉療養に出かけることだけでなく、さらに温泉の汲み湯（宅配）利用の場合にも使われていく。自邸や別荘に温泉水を運ばせ、温泉地に行かずとも湯治した気分になるという、相当上位の貴族でないといわれない特権であった。

先の『明月記』1231（寛喜3）年9月11日付に、「内府今日行例弊事、追被向水田（すいた）云々、雖有湯治之名、其本意只遊放…」³⁶⁾と記す。内府は内大臣で、藤原（九条）道家のこと。道家の舅で太政大臣（「太相」）を務めた西園寺公経と共に公家社会の頂点に立っていた。

「太相」が湯山（有馬温泉）に出かける予定をやめ、「内府」の道家と共に水田（現大阪府吹田市）の別邸に出かけた。別邸には有馬温泉から「以桶二百毎日運有馬湯云々」³⁷⁾と記したように、温泉を大量に運び込ませていた。元祖宅配温泉である。定家は二人の振る舞いに対して、「湯治を名目にして、その本意はただの遊興でしかない」と痛烈に批判している。

ほかの文献にも同じ使用例が見られる。前権中納言・藤原経光の日記『経光卿曆記（民経記）』では、1267（文永4）年9月の22日付にまず、「自今日一院（後嵯峨上皇）御浴湯事

云々、被汲有馬湯」³⁸⁾と、有馬温泉の湯を宮中に運ばせて入浴療法を今日から始めたことを書き留めている。そして25日付に、「一院御脚氣令発御、及御灸云々、依此事無御湯治」³⁹⁾と記す。後嵯峨上皇が脚気を発病したが、灸のおかげで有馬温泉の汲み湯による「御湯治」はしないで済んだという。

5 まとめ

以上、「湯治」という言葉の成り立ちと文献記録への登場の過程、その中で使用概念が次第に拡がっていく変遷について考察してきた。「湯治」という言葉はこれまで無前提的に受け止められてきたきらいがあったが、古代中国の古典籍や古代・中世日本の辞典類も比較検証することで、「湯治」という言葉が和語として平安時代になって用いられるようになったことが確かめられたと考える。

この時代、文献記録の担い手であり、かつ日常生活で湯水浴みや薬湯をはじめ療養行為を行える貴族社会において、「湯治」という言葉が温泉以外に使われることから始まったとしても、その「湯治」内容と手順を貴族の日記から再確認することができた。

その内容と手順は、日にちを定めた沐浴、すなわち水や沸かし湯による湯水浴みを療養行為に応用することに始まり、やがて薬草を

表4 温泉に関わって「湯治」という言葉が文献記録に登場する例

作者・文献記録	記載年月日	記載事例
九条兼実『玉葉』	1175(安元元)年 10月 10日	「長光朝臣、日来為湯治、下向紀伊國所知、今月三日於高野、忽出家入道、今日示送此由…」
同上	1186(文治2)年 8月 26日	「兼忠依病、為湯治下向有間…」
『高山寺文書』 「馬背寺重陳状」	1185(元暦2)年もしくは 1196(建久7)年 8月 20日	「之許遣使者云、且為斗敷、且為湯治、(以下文字不明)所申遣…」
藤原定家『明月記』	1231(寛喜3)年 9月 14日 と 9月 18日(後者)	「十四日…浄照坊来談、下旬於摂州欲湯治云々」、「櫻井僧正去朔比為湯治被向摂州山庄頓滅…」
藤原経光『経光卿曆記』	1267(文永4)年 9月 25日	「一院御脚氣令発御、及御灸云々、依此事無御湯治」 ※汲み湯の温泉利用の「湯治」使用例として

(注)筆者作成。該当表現をゴシックにした。

入れた薬湯、海水利用による潮湯へと続いた。この順番をきちんと守る貴族もいた。そしてその間に施される灸治療とは明確に区別されていた。まさしく「湯治」とは湯水への入浴療法をさすものであった。

そして「湯治」という言葉がいつ頃温泉と関わるようになるのかについて、従来の説以上に早い、平安時代末期という時期の確認ができた。これが鎌倉時代に入ると、温泉利用への使用概念がさらに広がり、温泉地から汲んで運んできた温泉水を宮中や貴族邸で利用する、いわゆる宅配温泉による温泉療法にも「湯治」用語が適用される道筋をつけた。

鎌倉時代以降、日興上人の1284(弘安7)年10月18日付書状案に「三月のあはいに、あたま湯治の次には、如何可有候…」⁴⁰⁾(ゴシックは筆者)とあるように、「湯治」と温泉の関わりはなじみ深くなる。

その一方、室町時代の禅僧・義堂周信が「為湯醫往熱海」⁴¹⁾と、熱海湯治の際に度々「湯醫(医)」という言葉を使っている。平安時代の「湯療」をしのばせる言葉で、温泉療養にこめた人々の思いは用いる言葉ひとつ深いと言わなければならない。この時期なお、「湯治」は温泉療養すべてを代表する言葉に至っていないからである。

注・参考文献

- 1) 西川義方(1943):『温泉言志』人文書院、215頁。
- 2) 立木惇三(1983):「中世の温泉史(二)」『温泉』日本温泉協会、通巻565号、28-29頁。
- 3) 曾我良成(2010):「平安・鎌倉時代の『湯治』と温泉旅行」『名古屋学院大学論集』言語・文化篇第21巻、第2号、55-68頁。
- 4) 内田彩(2007):「古代における日本人と温泉の関わり:研究展望」『立教観光学研究紀要』第9号、37-43頁。
- 5) 松岡静雄(1929):『日本古語大辞典 語誌』(刀江書院)。
- 6) 石川理夫(2015):「日本の『温泉神』の成立構造と特質」『温泉地域研究』第25号、2頁、11頁「注1」本文参照。
- 7) 于航(2006):「中国の温泉文化について」『温泉地域研究』第6号、51頁。
- 8) 「先進第十一」『論語』(漢文叢書第19)、有朋堂、1927年、113頁。
- 9) 『水経注』引用文の巻数については、中国の古典籍データベース(DB)『諸子百家 中國哲学書電子化計画』掲載の『水経注』データテキストにもとづく。記載内容の比較には、国立国会図書館デジタルコレクション(DC)『戴氏遺書』(戴震撰、清の乾隆帝時代刊)第16冊から第29冊まで収録の『水経注』参照。
- 10) 維基文庫『自由的図書館』DB参照。
- 11) 国立国会図書館DC『扶桑略記』第廿五・村上天皇(天曆)、716頁。
- 12) 東大史料編纂所「平安遺文フルテキストDB」及び国立国会図書館DC『本朝文粹』巻第六参照。
- 13) 国際日本文化研究センター「撰関期古記録DB」ならびに藤原行成『権記』(講談社学術文庫)参照。
- 14) 東大史料編纂所『小右記』、0118.tif。
- 15) 国立国会図書館DC『中右記』天仁二年十一月。
- 16) 国立国会図書館DC『新撰字鏡』(『群書類従』所収)、国文学研究資料館電子資料館『新撰字鏡』参照。
- 17) 国立国会図書館DC『倭名類聚鈔』(二十巻本)及び『箋注倭名類聚抄』(十巻本)いずれも巻一参照。
- 18) 国立国会図書館DC『色葉字類抄』(尊経閣叢刊、丙寅本、大正15年)巻下、国文学研究資料館電子資料館『伊呂波字類抄異本』(三冊、鈴鹿文庫)、早稲田大学古典籍DB『色葉字類抄』を参照。
- 19) 京都大学デジタルライブラリー(DL)『運歩色葉集』(三巻)を参照。
- 20) 簡野道明(1923):『増補 字源』(角川書店)、1124頁。
- 21) 日本大辞典刊行会編(1975):『日本国語大辞典』(小学館)、第14巻、459-460頁
- 22) 国際日本文化研究センター「撰関期古記録DB」『春記』参照。
- 23) 前掲22)。
- 24) 前掲22)。
- 25) 東大史料編纂所「古記録フルテキストDB」『小右記』参照。

- 26) 『改訂増補 国史大系17 今昔物語集』(吉川弘文館、1999年)巻19、500頁。
- 27) 武田勝蔵(1967):『風呂と湯の話』(塙新書)、154-155頁。
- 28) 国立国会図書館DC『玉葉』(国書刊行会、1906年)巻一～巻三を参照。
- 29) 前掲28)、『玉葉』巻一、467頁。
- 30) 前掲28)、『玉葉』巻一～二を参照。
- 31) 前掲28)、『玉葉』巻一、480頁。
- 32) 前掲28)、『玉葉』巻三、257頁。
- 33) 国立国会図書館DC『明月記』第三、318頁。
- 34) 前掲33)、319頁。
- 35) 前掲25)、古記録フルテキストDBで「湯治」検索、「高山寺文書」文書番号125と877。
- 36) 前掲33)、317頁。
- 37) 前掲33)、319頁。
- 38) 東大史料編纂所『民経記』、0237.tif。
- 39) 前掲38)。
- 40) 国立国会図書館DC『興尊全集』参照。
- 41) 国立国会図書館DC「空華老師日用工夫略集二」『続史籍集覧』第3冊、57頁、62頁、73頁。

講演①

環境省における温泉地活性化に向けた取り組み

山本麻衣 (環境省自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室長)

皆さん、おはようございます。環境省の環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室という長い名前ですが、そこで室長をしています山本と申します。今ご紹介頂きましたように4月から今の職に就いております。この推進室ができて一年半ということで、まだなかなか成果というものもありませんし、これからの方向性についてもまだ固まっていない状態ですが、そうした悩みも含めながら現状をお話しさせていただければと思います。

最初に自己紹介をさせて頂きたいと思います。

環境省には自然環境を担当する職種、造園職というのがあります。今は別の名前になっていますけれど。ランドスケープ・アーキテクトチャーといいたまうでしょうか、自然環境計画、緑地計画をする職種で入省して、その後全国各地で、例えば国立公園等で野生生物保全を担当する職種ですので、最初の現地としては長野県の現松本市、当時安曇村の鳥々という所に中部地区事務所というものがありまして、そこで担当地域としては乗鞍高原や白骨といった地域を担当したことがございます。そのほか環境省の本省と地方を往復するようなローテーションで、例えば対馬でツシヤママネコの保全をしたり、沖縄で最近話題になりましたけど、奄美の国立公園ややんばるの国立公園の指定をして、世界遺産に繋げていこうといったような仕事ですとか、先ほどご紹介頂いたように長崎県に自然環境課長として出向したこともございます。

温泉法について

そこが温泉法を所管する課で、初めて温泉法をまともに読むことになりました。ずっと

自然環境局で自然環境行政をやっていますが、内情を申せば、温泉法という法律は局の中ではマイナーな法律です。なぜかと言いますと、県にほとんどの権限を下ろしていて、国の方ではかなり少数の職員で担当していたということもあって、なかなか自然環境を担当している職員の中でも浸透していないのが正直なところなんです。そして平成29年に2カ月弱前に今の職に来ております。この推進室が出来たのが27年12月、一年半経っていますので、二代目の室長として赴任致しました。

ということで温泉についてはまだまだ勉強中でございます、とはいっても、行政経験としては20年以上、自然環境の保全に関わった、自然環境を保全しながら活用するというところに関わってまいりましたので、そういった経験を活かして今後の温泉地の活性化については取り組んで行きたいと思っております。

本日いらっしゃるのには温泉法ですとか温泉地のことについても非常にお詳しい方々ですので、聞いたことのある話も多いとは思いますが、温泉法についてと後は温泉地保護利用推進室の発足と最近の温泉地活性化の取り組み、環境省としての取り組みについてと今後の展開ということなんです。皆さんのご意見も頂きたいと思っております。

温泉法は昭和23年にできた法律で、温泉の保護と災害の防止、温泉の適正な利用といったところが目的となっております。

温泉の保護に関して言えば、掘削の許可を出すことや、動力装置を設置をする際の許可制というようなことがございます。

また、災害防止に伴う規制というのが、洪

谷でガス爆発事故が起きたのをきっかけに急遽できた温泉の採取の許可、可燃性天然ガスに係る許可でございます。

温泉の利用の中にも安全に関するものもございまして、公共的利用の許可制の中で、例えば硫化水素ガスの安全対策を取るといったところもこの辺りで見えていっているということになります。

国民保養温泉地の指定については後で時間を取って説明をさせていただきます。

長崎県にいたときに県として申請から申請許可といった仕組みを担当していて、思いのほか温泉法の手続きというのは厄介なものだなと実感致しました。掘削の許可に当たっても様々な条件があるといいますか、それもきっちりと明らかな基準というのが法律には位置づけられていなくて、県の裁量がかなり多いといったようなことですか、その後動力装置を付けて更に可燃性天然ガスの確認をして、更に利用許可を取ると、なかなか複雑と言いますか、事業者にとっては大変な法律なんだなということを実感しました。

この法律上の規定の中で国民保養温泉地の指定は環境大臣がしますが、その他ほぼすべての事務が都道府県などの自治事務となっております、国の役割というのは技術的な助言、審査の際のガイドラインを作るといったようなところになります。

こういった法律を持っていると、温泉に関する数字を集めるようなことは環境省でやっていることで、温泉のトレンドといったものは環境省が追っていける話になります。

源泉数と湧出量の動向

ここでは源泉数を示していますが、自噴泉はここずっと横ばいが続いております、動力揚湯泉がどんどん右肩上がりになって上がって、平成18年をピークにその後はちょっと下がったり上がったりということで横ばいと言えらと思います。

全国に2万7千本くらいの源泉がある中で

都道府県別で見ると、断トツが大分県、ほかでは鹿児島、静岡、北海道がかなり突出して多い。湧出量も概ねの流れとしては同じような動向を描いています。自噴については少し増えた後に減っているようにも見えますが、この辺りの要因分析というのはあんまりできていないのは残念で、これからの課題と思います。動力揚湯についてのピークは平成19年になります。全体の揚湯量のピークが平成19年となります。

都道府県別で見ますと、湧出量については長野県がかなり多い数字を示しています。鹿児島県は源泉数と同様に多いですね。

最近の温泉利用状況のまとめとしては、先ほどからのグラフを見ていただくと分かるように、源泉数については近年では2万7千本程度で推移していて、湧出量については必ずしも源泉数とは比例しないのですが、自噴の湧出量は横ばい、申請数で見ても平成17年中くらいから大幅に減少してきて、18年、19年くらいから減少して、その後横ばいという形になっています。

環境省でこれまで数字を取ってきていますが、残念ながら何が影響を与えて、増えて減っているのか、最近の地熱発電などの申請が増えていますけれど、それがどの程度の影響を与えているのか、といったところは実はあまり整理はされていません。そこはこれから今後の温泉全体の流れを見ていく上では重要なことかと思うので、少し検討して行きたいと思っています。

国民保養温泉地の指定と国の補助

温泉法の中で国民保養温泉地というものを指定できることになっております。これは環境省が元々持っていた温泉地活性化のツールとして大きなものだったと思います。国民の公共的な利用の増進のため、温泉利用の効果が十分期待されかつ健全な保養地として活用される温泉地を指定するという一方で、あまり派手なところ、歓楽街があつては基本的に

は指定をされないので、自然の豊かな地域にある鄙びた温泉地というイメージのところが多いと思います。現在全国で97箇所の指定がされております。

歴史的に見ますと、昭和27年に国民保養温泉地の仕組みができております。最初の指定は29年の酸ヶ湯、日光湯元と四万の3カ所。この後、ポイントとしましては国庫補助制度ができています。遊歩道とか、園地、休憩所、野営所、温泉センター、温水トイレとか、そういったものを作るのに国が補助をする制度がありました。

その後、国民保健温泉地とか、ふれあいやすらぎ温泉地の整備、いろんな名前が付いていて、それぞれ違いが何かよく分かりません。基本的には国民保養温泉地の中でそうした温泉地を整備していくということでした。役所の仕事の進め方として、法律に根拠を置いて何らかの指定をした上で、そこにお金を回すというのが一般的なやり方ですね。ただこれがなかなかそうも行かなくなったのが、平成16年の三位一体改革です。

一般の方がどれくらい意識をされているか分かりませんが、国と地方公共団体にとって非常に重大な事件と言いますか、重大な事象でして、これによって国、法律に指定の根拠があったとしても、地方の事務であるところにお金を流せなくなる、補助金というものをそもそも否定する改革でした。補助をするということは、国がそこに力を及ぼしているということで、そこは地方自治、地方が判断して事務を行うべきだということで、国庫補助制度というものをよほどの理由がないものは止めなさいというのが三位一体改革で、この国民保養温泉地もそれに伴って補助制度が廃止されました。

この辺りで環境省では、もう温泉法はガイドラインを作ることが基本的な仕事ですとなったのではないかと思います。これ以降はあまり活性化ということは口に出さずに粛々と温泉法の運営をしていった。お金もないし、

どうしようもないでしょうというふうには正直思っていた。まあ役人としてはそう思うのが一般的だと思いますし、またそういう流れにあったと思います。

国民保養温泉地計画書の作り直し

国民保養温泉地では選定標準を平成24年に見直しをしています。大きなポイントとしては、温泉地計画を作り直して下さいということです。

指定後ずっと同じもので来ていました。何十年も経った計画ですが、5年をめぐりに見直しをしていくことにして、それが平成24年から、皆計画を作り直さなければいけないことになっています。新選定標準にもとづき、5年のうちに作り直して下さいということで、それが29年、まあ30年くらいに一応の期限が来ます。

そこで環境省としては今年、改めて指定を継続する意志があるかどうか、計画を出さないとすぐに取り消しということには勿論なりません、今後作り直す意志があるかどうか、もう良いですという所で指定の解除の申し出、指定の解除をして欲しいという所もあるならば、お話を伺いますということにしています。その結果、この一、二年か数年の間にもしかしたら減少していく、大きく減ってしまう可能性もあると思っています。

普通に考えると、予算的な措置もなく、指定をして何をしてくれるでもなければ、指定の意味がないと思われるだろうと思っていましたが、最近の動きとして、私が不思議というもおかしな話ですが、27年以降8カ所の国民保養温泉地が、そのうち新規の指定と、大幅に地域を拡大して指定して欲しいという所がございました。ここ3年間で8カ所の何らかの指定拡充がされております。秋田の大館市で大館ぐるみ温泉郷、静岡市の梅ヶ島温泉郷、岡山県美作市の湯郷温泉の3カ所の新規指定を致しました。

その他にも継続を強く希望される所や、療

養泉と言えるかどうかが微妙になってしまった地域もあります。でも何とか条件をクリアして、継続指定して欲しいという強い希望を持たれている温泉地の話を聞いて、私も正直なところなぜそこまで希望されるのか若干不思議にも思ったので聞いてみたところ、やはり自分たちの温泉地に誇りを持っていると。自然の豊かな地域で少し鄙びた感じ、日本本来の温泉地とも言えるような、自分たちの温泉地の在り方に誇りを持っているので、この指定というのは非常に重要なものだというふうに言って頂きました。

この週末、金土と天草の下田温泉にも行ってきました。ここでもあちこちに国民保養温泉地であることに誇りを持っているという掲示がされていたり、地元の挨拶の中でもそのことをPRされているのを見ますと、意外とこれはこれで意味があると言いますか、お金だけではないということは強く感じました。

国民保養温泉地で何ができるのか、多分ハード整備のために補助金を落とすことは今後の流れの中では難しいと思いますけれども、何かソフト的なことであるとか、PRや新たなイメージ作り、国民保養温泉地といったものをもっと売り出して行くといったようなところでやれることはもっとあるのかなと最近実感しているところです。今までの認識は若干改めなければなりません。

いまなぜ温泉地利用保護推進室か

ここからは、環境省のやっている仕事はどんなことかということを少し紹介したいと思います。その前になぜいま温泉地利用保護推進室なのかといったところについて、私なりの理解と言いますか、ご紹介をしたいと思います。

今政府の大きな目標は地方創生です。地方創生のためにもということもありますが、観光立国、インバウンドを大きく伸ばしていくというのが政府全体の方針となります。環境

省もそんな中で政府の一員としてどうしていくかという時に、今一番大きく取り上げて力を入れている国立公園満喫プロジェクトというプロジェクトがあります。

一部の国立公園ではすごく盛り上がりまして、国立公園を世界標準にしていって、インバウンドで稼ぐ国立公園になるのだ、と。元々国立公園というのは保護と利用を両方やっていくということでしたので、一時期までは保護の面がすごく強かったとされています。保護に偏って、環境省は保護ばかり、厳しいことばかり言っていて、観光振興の足かせになっているというようなことを、特にバブル期辺りは言われていたと思います。ただそれはそれで大きな役割だったと言いますか、開発の波をすべて認めてしまっていれば、今資源は残っていない可能性もあったわけです。そう考えますと、今まで保護してきたものを今こそ良い形で使っていく時期だろうということで、環境省としてはそういった自然資源を地方創生、観光資源に役立てるということを自らやっという方向になっております。

恐らくその中で温泉でも何かできることがあるのではないかとということで、温泉地利用保護推進室というものができたのだと思います。そう考えると、そういう意味ではすごく大きな戦略があって推進室を作ったというよりは、この大きな流れの中の一部であると言えるのかなと思います。

最近の温泉地の現状

温泉地活性化という観点から見た最近の温泉地の現状について、温泉法を所管している立場で持ちうる数字というのが幾つかあるのでご紹介したいと思います。

近年の温泉地の宿泊者数は減少傾向にありました。平成7、8年から平成10年を越えたくらいから右下に下がっていったところ、平成19年辺りから上昇に転じているように見えます。現状では宿泊延べ人数で1億3200

万人です。温泉宿泊利用施設数は右肩下がりのまま上がったようには見えません。宿泊人数は増えていても、宿泊施設は減っていることが見て取れます。それから温泉利用公衆浴場数は右肩に上がって行って、今そのまま横ばいというような状況にあります。温泉利用者数の正確な数は分かりませんが、入湯税収から見た入浴者数については横ばい、入湯税収が250億円前後で推移しているということで、横ばいということで判断できるのではないかと考えています。

ただこれらの要因分析は、源泉数の話と同じで、なぜ減ってなぜ増えているかという辺りをもう少し分析していきたいと思っています。

以上の数字からも見えてくる温泉地の課題としましては、皆様も感じていらっしゃるのと一緒かと思えますけれど、地方における過疎化・高齢化の現象で宿泊者の減少、旅館の廃業などに悩む温泉地が多いということです。日帰り利用が多くて、日帰り利用については増えている傾向にありますけど、宿泊が減少しているということで、特に旅館などでの消費額が減少していく傾向にあるのではないかと。宿泊施設の稼働率は東京の都市部では非常に高く、またホテルなどは高く推移をしていますけれど、旅館業が非常に低い、平均稼働率が37%ということになっています。これは観光庁のデータをお借りしています。

この稼働率を見ると、北海道、沖縄、三大都市圏は比較的高い傾向にありますけど、地方で青く着色しているエリアは55%未満ということで、全体的に非常に低いこととなります。国内修学旅行でも平均単価で泊まれば5万円近くになりますが、日帰り旅行であれば1万5千円程度の単価になります。

外国人の来訪温泉地については統計データが少ないので、ただの参考ということで、中韓、タイ、米50人ずつと、香港、タイ、オーストラリア、フランス各30人ずつを対象としてヒアリングをしたところ、こういった

ところに訪れていました、ということです。

一番多かったのが、登別、洞爺湖と北海道が2つずつあります。そのほか京都の周辺で嵐山は温泉地というイメージあまりないですが、有馬、城崎あたりは関西の観光と一体的なのではないか。そのほか富士山周辺で河口湖、箱根、強羅、仙石原といったところに今のところは来ております。

全国温泉地サミットの開催

そういった現況を踏まえて、環境省で何をしていくかということの手始めといいますか、温泉保護利用推進室ができて始めたのが、全国温泉地サミットです。昨年5月に開催をしたのが初めてで、今年も第二回ということで5月15日に開催しました。

温泉という括りで首長さんたちが集まって議論をするというのは、あまりこれまで設定をされていなかったということで意見交換の場としては意味があったのではと思います。今年はメインテーブルに座っていただいた首長さんが20数市長・町長、あと副市長や部局長さん以上で20数市町村、前に部局長さん以上でご参加いただいたのが10数市長・首長さんで、その他課長クラスを含めて今回は92自治体から参加をしていただきました。

サミットでは温泉地の活性化や温泉熱の活用について意見交換をしていただいて、長門市の大西市長に中心的なプレゼンテーションをお願いしました。その流れの中で参加自治体から温泉地や温泉を活かした地域活性化、地方創生に関わる提案がありまして、出席者の同意の下で大臣に手渡されております。

次年度は大分県別府市で開催する「世界温泉地サミット」と連携をした形で開催をしていく予定にしております。

要望書の中味としましては、ソフトハードの両面での財政的支援を含めた多角的な支援や、温泉地と企業などとの連携支援、健康づくりや予防医療への寄与、温泉療養の仕組みへの支援、温泉療養への調査研究、特にエビ

デンス、温泉療養の効果についての調査研究についての案を求められた市町村が多かったかと思えます。

さらに世界に通用する温泉地を目指して、温泉のブランド化を図ることや、未利用熱を活かす温泉地の充実、全国温泉地サミットの継続開催などを含めて、自治体間の連携の強化に協力してほしいといった中味で要望書をいただきました。

その他の温泉地活性化策について、幾つか紹介させていただきます。

一つは、日本理学療養士協会と上田市と環境省の三者で温泉を活かした健康づくりの協定を結びました。これは上田市の鹿教湯温泉において、その中にある鹿教湯病院でもの忘れドックと予防エクササイズを実施して、温泉旅館で宿泊して、病院でドックを受けるということを地域一体となって進めていく。協定を結ぶ形でそれを進めていって、また今年の3月にはそうしたことを地域の皆さんにも理解を得るようなフォーラムを開催することを行っておりまして、環境省としても協力をさせていただいております。

温泉ガストロノミーツーリズム

もう一つの地域活性化策の例として、温泉ガストロノミーツーリズムというものが立ち上がっておりまして、そこに可能な協力をさせていただいております。

地域に根ざした食を探す魅力を目的としたツーリズムが、欧米を中心に最近流行っているということで、日本ではそれを温泉と組み合わせようじゃないかと、主に全日空の研究所であるANA総研が中心となって、ぐるなびやサントリーなどが一般社団法人ONSEN・ガストロノミーツーリズム推進機構を立ち上げました。

このように温泉と食と地域の自然を楽しむ、滞在して地域にお金も落とすことを目指した機構が立ち上がっております。この中で目玉として、活動の大きな柱は、ウォ

ーキングイベントを地域で開催していくということがあります。機構ができてから第一回として開催されたのが10日前くらいですね、5月20日に内牧温泉で開催されて330人が参加して、歩いて食べて景色を楽しんでお風呂に入って帰る、お酒も途中でちょっとずつ出すので、そうすると泊まりたくもなるんじゃないかという話もあって、そういうイベントを企画しております。

この週末、天草の下田温泉に行ったのは、これの第二回目の開催をされたということで、初年度の今年は全国各地で10数カ所での開催が予定されています。

この機構が考えている中味として、ウォーキングイベントに加えてですね、ツーリズムに温泉騎士団、何か温泉をサポートしていく、温泉を楽しみながらサポートしていくというような人たちを募集していく。有料で募集をしていくのですが、その中に国民保養温泉地を絡められないかと、温泉地を回ることを促すような仕掛けはできないかといったことも含めて、環境省では協力していきたいと思っています。これ自体は民間事業といった形になりますが、そうした力を温泉地に使っていくことも重要かと思っております。

そのほかの取り組み

これはもう紹介にとどまりますが、先ほど少しお話ししました国立公園満喫プロジェクトが立ち上がっておりまして、先ず8公園、8つのモデル事業、モデル公園のような形で8つの公園で集中的に実証していくことにしています。国立公園はご承知の通りかなり温泉地、昔ながらの観光地を含んでおります。例えば選定された8公園でいうと、十和田八幡平国立公園がステップアッププログラム、全体計画の中で長期滞在を通じた温泉湯治文化の普及といった中味を入れていたり、阿蘇くじゅう国立公園では温泉とマラソンを組み合わせたスポーツツーリズムといったようなこともプログラムの中に入っているのです、こ

ういった取り組みとの連携をしていきたいと思っております。

また、環境省は地球環境対策もやっておりますので、温泉未利用熱の有効活用についても推進をしていきたいと思っております。

例えば、メタンガスシミュレーションシステムを鳥田市で補助事業を使って実施をしたりとか、他の都市では温泉熱のポテンシャル調査を行っているということで、これについてはエネルギー対策特別会計という特別会計があって、一般会計よりは使い勝手が良いと言いますか、予算がある部署があって、そこをお願いして温泉熱にもしっかり使っていたくように相談をしています。

後は温泉総選挙2016ですね。昨年度始まって、それなりに話題になっていたかと思いますが、そこで環境大臣賞といったものを創設しています。

こういったやれることをやってきた一年半ということになります。この後どうしていくかについて、少し整理が必要という話をしておりまして、今週第一回目として、今後の展開をどうしていくか、どこに起点を置いて何をしていくべきかといったことを、有識者会議を開いて提言をまとめていただこうと作業を進めています。5月と6月と7月と一回ずつやって、三回で何とかとりまとめをしたいと思っております。

その時の考え方として、なぜ環境省がやるのかということを含めて議論しなければいけないと思っております。その際に、環境省がやる意味、環境省の強みとは何なのかを考えますと、温泉法を所管しているというのが一番大きな話かと思えます。資源の保護というところも視野に入れながら、活性化支援を図るところができることではないかと思えますし、温泉法の中では国民保養温泉地を指定するという仕組みもあります。その辺りを核としながら進めて行くことができるのではないかと。

その他、国立公園やエコツーリズムを同じ

局の中で施策を進めていますので、そうしたノウハウを活かしていくことも可能かと。また、地球温暖化対策を推進することも環境省全体としてはありますので、温泉熱活用のノウハウや補助制度も持っているという辺りが環境省としての強みかと思っておりますので、ここで申し上げたことを意識しながら、少し基本方針を整理した上で今後の活性化の取り組みを進めていきたいと思っております。

また2年後くらいに、この結果こうなりましてこんなことが出来ていきますと言えれば、と思っております。まだまだ途中段階、最初の段階の話でちょっとまとまりのない話になりましたが、ひとまず私からの話はこれで終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

会場との質疑応答

司会(池永)：ありがとうございます。会場の方からご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願ひします。

会場(前田勇)：今日の山本室長の話とは直接関係はないのですが、最近、いろんな言葉を勝手に使うことの問題が多いのではないかと気になっています。日本語で日本人が作った言葉で、日本人には通じてても国際性がない、もしその言葉に知識を持っている人がいれば首を傾げるのではという言葉が多いように思えてなりません。環境省が直接ではなく、民間事業を支援していらっしゃるわけですが、この言葉は適切なのかと一度検討していただいた方がよいのではないかというのは、「ガストロノミーツーリズム」という言葉はどう考えても変だと私は思います。

良く似ていますが、「グルメ」というのは美味しいモノを食べるとか、美味しいワインを飲むという、人にかかわる言葉です。「ガストロノミー」というのは全然違ひまして、古いギリシャ語の食べ物に関する知識の総体を言います。ガストロノミーという言葉は今ヨーロッパで盛んにやっていると言いますけ

れど、私の見るところでは、ヨーロッパの資料に出ているのは、ガストロノミーではなくて、実は良く似ていますが、違う言葉が使われているのをごっちゃにしているように私には思えます。

要するに、一杯食べる、大食というのは「グルマン」で、グルマンとガストロノミーとは似て非なるものです。環境省の問題でも何でもありませんが、環境省で講演されるたびに、この言葉が良いのかとちょっと考えていただけないかなと思ったのは、食文化、食と観光を研究してきた者の理解で言うと、ガストロノミーというのはヨーロッパ中世に始まる観光形態の中で有力で、美味しいものを探すというのが大きな分野ですが、ガストロノミーというのはいわば知識の総体なので、良いか悪いかはあまり関係ありません。

そのガストロノミーとツーリズムはどうも合わない。ツーリズムというのは一般大衆がやる、広がっていくべき社会事象であり、ガストロノミーというのは反社会的であったり、社会に迷惑をかけてもよいというのが、ガストロノミーの極限です。日本ではガストロノミーで有名な一人は北大路魯山人です。現在おられるガストロノミーの最高の人、最高の人のことを特にガストロノムと言いますが、その最たる者は東京農大名誉教授でいらっしゃる小泉先生でしょう。つまり普通の人を食べないような発酵食品を極めるというような人、これがまさにガストロノミーです。

そうすると普通に、グルメとツーリズムで「グルメツーリズム」でなぜいけなかったのか。ここからは私の推測ですが、グルメという言葉は良い言葉なのですが、困ったことに1983年に日本人のあるジャーナリストが「B級グルメ」という言葉を作りました。これは世界に通じない日本語です。B級グルメという言葉からすると、その食通だと言っている人がB級なんです。日本語の意味は違いますね。安くて大衆的な食べ物で美味しいものがあるというのがB級グルメ。それではまずい

というので、考えた方は存じませんが、ガストロノミーの方が良いだろうと付けたのではないかと思いました。

この前、その団体の責任者に「この言葉はおかしいぞという人たちが出てきたらどうするの」「無理して使わなくてよい言葉じゃないの」と言いました。これを通して温泉利用の拡大というものに繋げようというのでしたら、本当にこれが良いのか、是非もう一度環境省のお立場でなさった方が良いのではないかと。環境省は民間を支援するお立場ですけど、是非一度検討いただければと思います。敢えて申し上げました。失礼しました。

山本：ありがとうございます。主催者の方に伝えて渡したいと思います。

会場（前田真治）：国民保養温泉地についてちょっとだけ会場から質問をさせていただきたいと思います。これの申請に当たっての市町村の熱意が相当違うんじゃないかと思えます。今97温泉地域くらい指定されている中で、あまり意味がなければやめてしまおうというところもありますし、また市町村によってはそのことを知らないところもあるでしょうが、国民保養温泉地というのは高齢者にとって非常に良い環境を整えて、あるいは一般の人にとっても体の状態を整えたりする良い点が沢山ありますので、是非そう言ったところを環境省の方でさらに一般化していただければと思っていますが、何か方策はありますでしょうか。

山本：現時点ではこれといった方策はありませんが、やはり趣旨自体まだ伝わっていないと思います。市や地域によっては一旦忘れ去られた制度、そういえばそんな制度で指定を受けていたなという地域ももしかしたらあるかなと思います。まず国民保養温泉地とはどんなものであり、今後の展開も考えているということをきちんとお伝えしていくということが大事だと思います。

会場（前田真治）：市町村の方もいらっしゃいますので、是非そういったことをしていた

だいて、そうしたものを利用していただければと私自身思っております。ありがとうございました。

会場（浜田真之）：前田先生の肩を持つ訳ではありませんが、ヨーロッパの場合には必ず医者が絡んでいます。日本の場合、温泉療法医のことを書いてはありますが、本当に国民保養温泉地に温泉医が常駐しているかという点、ほとんどない。今指定された数を見れば、多分数えるくらいしかない。それで本当に良いのか。それを徹底してしまうと指定ができなくなることもあるのですが、保養、療養を考えた場合には、きちんと温泉医と連携できるシステムで、歓楽よりも保養とか療養の方に温泉利用を持って行ったほうが良いのではないかと私は思います。特に温泉ができたことによって、実際にその保険料ががたっと減ったという例が新潟県の入広瀬村にあり、温泉ができて保険料がこれだけ減ったと、その村長さんが見せてくれたことがあります。実際には病院から温泉に行く場所が替わったということもありますが、それでも構わない。ですから温泉を利用するシステムをもう少しきっちりやっていただきたいというのが私のお願いですが、何か方策はありますでしょうか。

会場（前田真治）：代わって答えるのはきっと私だと思うのですが、温泉療法医という制度を設けまして、この環境省からの国民保養温泉地に関して、その地域にいなければいけないということはなかなか温泉療法医の数とその地域の分布によってかなり違うものですから、現在は温泉地で何かあった場合には緊急の対応ができなければいけないということと、温泉の療法については必ずそういったところに聞けるような体制をとることでとっております。聞けるような体制の中には、私の属している温泉気候物理医学会があり、そこに問い合わせさせていただくというシステムを作りましたので、その辺りは情報社会ですから、カバーできるかというふうに思ってい

ます。

会場（浜田）：東京には温泉療法医は沢山います。東京に固まらず、地元にいる医者がなれるようなシステムに日本温泉気候物理医学会の方でも努力してくれませんかというのが、私のそちらに対する要望です。

会場（前田真治）：努力はさせていただこうと思います。

司会：それではもう時間が来ましたので、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

講演②

三重県における温泉研究—温泉資源の保護と活用—

森 康則 (三重県保健環境研究所衛生研究課主査研究員)

保健環境研究所衛生研究課の森と申します。今日はどうぞよろしくお願ひします。

三重県の温泉概況

三重県をクローズアップした図の中の点が源泉の位置になりますが、こういうところに偏りがあります。これが榊原温泉ですね。これが犬山、長島温泉になります。源泉総数としては197で全国第31位です。決して多いというわけでは正直ありません。自噴は大体1割弱、後は動力ということになります。源泉総数に対して冷鉱泉が大体半分、4割くらいですね。あと高温泉は23%、全国26位ということで、三重県の場合は火山がないので、非火山性温泉の典型的な分布をしている所です。

総湧出量は44,914リットル毎分、全国第10位ですね。全国で一番多いのが玉川温泉だと思いますけど、あそこは大体毎分1万リットルくらい出ますので、三重県全体でそれ5本くらいになります。

ただし一つ言えるのは、三重県は温泉の宿泊者数が全国15位、収容定員が11位、年間宿泊利用人数が12位ということで、これは多いほうです。去年伊勢志摩サミットがありましたけれども、三重県は観光県として売っています。キャンペーンなどもいろいろして、視察会で行かれた伊勢神宮には本当に沢山の方が昔から来られるわけです。

そういった観光客のニーズとして温泉というのは当然ありますので、温泉のニーズがとても強い地域ですが、ただ資源的にそんなに恵まれているわけではないというところだと思います。我々研究所としても、限られた温泉資源の中でどこまでそれを最大限効果的に

利用できるか、どのように活用できるか、知恵を絞って研究するというのが我々の立場と認識しております。

三重県ではこれまで県内の温泉を対象として、健康づくり、エネルギー、地域振興、温泉資源保護、地球化学、こういった様々なアプローチから積極的に調査研究に取り組んできました。幾つかある中で皆さんに興味を持ってもらえそうな研究課題を4つ、今日を用意しました。

温泉付随ガスのエネルギー活用

まず一つめが、温泉付随ガスの石油代替エネルギーとしてのフィージビリティスタディということで、日本語で言うと、実行可能性試験です。この舞台になるのは桑名市長島町の温泉です。

この実験は東日本大震災があった2011年に始まりました。日本では電力供給のパラダイムシフトがあって、温泉発電も可能性として研究をたくさんできるように、その一環として行いました。

図はちょっと黄色で見にくいですが、木曾川ガス田で描いてあります。三重県と愛知県の境界くらいのところにガス田があります。長島の温泉というのはこの縁に位置しています。この辺りは非常にガスが多い地域ということで、昭和40年くらいに長島のこの温泉は地元で開発が進んでいます。掘削深度は大体1,500～1,600mで、ほぼ一致しています。当時としては千mを超える温泉はクレージーな深度、そんなに深く掘ってどうするのというような深さです。なぜそれだけの深さを当時掘ったかということ、天然ガスを掘る目的があったからです。従いましてこの地域から湧

出する温泉には天然ガスが一杯で、ガスの主成分はメタン、可燃性天然ガスがたくさん含まれているということになります。

平成20年に東京都渋谷区で、シエスパという施設の屋根がどんと吹き飛ぶという事故がありました。その原因物質の一つとされているのがメタンです。その時の事故をきっかけにして、温泉法が改正されます。それまでは全然規制がなかったのですが、今の温泉法では、ガスセパレーターを設備して、安全な場所で大気に放出することになっています。大気放出されているというのが今の状態です。

ただしメタンというのは天然ガスそのものの主成分ですから、ボイラーとかコージェネシステムとかでこのメタンを利用することができれば、エネルギーとして使えるのではないかというのが一つあります。あとメタンはCO₂の21倍の温室効果ガスです。メタンを燃やしてCO₂に変換してあげるだけでも、地球温暖化対策で21分の1にすることができるとことになります。エネルギー化の観点と地球温暖化の観点から、これを実用化できないかと実験調査をしたのがこの研究です。

これが結果です。長島の付随ガスのメタン濃度は、一番濃度が高いところで77.1vol%、3/4くらいがメタン、残りが窒素などという結果がでております。これに湧出量を掛けて、メタンの大気放出量を一日当たりどれくらい出ているか計算しますと、最大で239m³、地域全体で400m³のメタンが大気放出されている計算になります。これをCO₂で換算しますと、最大で日量5019m³、地域全体で8700m³の温室効果ガスが放出されていることになります。これを、ガソリンを燃やした時のCO₂に換算しますと、一日にガソリンを4千リットル燃焼したくらいの量が温室効果ガスとして出ていることになります。

燃料ガスの金額換算ということでは、一番多いところで872万円、地域全体では年間

1500万円くらいの燃料ガスが大気放出されている計算になります。今は大気放出ですから、これを空に捨てていることになり、勿体ないです。

ただしそうせざるを得ない理由もあります。温泉を温泉として掘削して、それを温泉として利用するには環境省が所管している温泉法に基づいて運用すればいいのですが、ひとたびそれからガスを取ってガスを使おうと思うと、鉱業法とか鉱山保安法を介して、鉱山としての取り扱いを受けることになります。こうなると経済産業省の所管になっていきます。

そうしますと鉱業権を取ったり、鉱区税を納めたり、また責任者を置くとか、法規制上のハードルがあって、なかなか厳しい。ただし最近静岡県島田市が温泉付随ガスの実用化を進めておられて、こういったところを参考にしながら、折角このポテンシャルがある地域ですから、一つの可能性として将来的に考えていければと思います。

放射能泉活用の健康づくり

二つめです。菰野(こもの)町に湧出している放射能泉を活用した健康づくりと地域振興に関わる研究ということで、四日市のちょっと山側にある菰野町です。湯の山温泉で有名な地域です。

放射能泉というのは環境省の正式の泉質名です。定義は、温泉水1kg中にラドンを111ベクレル以上(8.25マッヘ単位以上)含んでいる温泉水のことを放射能泉と言います。放射能泉になると適応症として高尿酸血症、痛風のことで、さらに関節リウマチ、強直性脊椎炎といったものを適応症として書くことができます。温泉の研究者の中では有名ですが、オーストリアのバートガシュタインや鳥取県の三朝温泉、新潟の村杉温泉、増富温泉もそうです。放射能泉を有効利用していく事例は国内外にあります。

三重県のラドン含有量を上からランキング

すると、実は第10位までのうちの7つがこの町内に位置しています。これは地域性がすごくあって、要するにその湧出母岩の地質が花崗岩で、地元の方は菰野石と言って、庭石なんかに使っています。それから出てくるラドンがこの温泉水を放射能泉にしています。

菰野町は来年、湯の山温泉開湯1300年を迎えるということと、また今高速道路の菰野インターが開通するというので、その温泉地のキラコンテンツを作りたいという意向はありますので、菰野町との共同研究ということで放射能泉の有効活用に向けて研究を行っていくことになりました。対象としたのは一番ラドン含有量が多いところに調査協力をお願いして、いろいろ調査を行ったということです。

水中ラドン調査

まず放射能泉利用施設の水中ラドン調査ということで、温泉水の中に溶けている水中ラドンの濃度を測定しました。そうすると、タンク水で141という数字が出たのです。そこから配湯すると、最大でも13.3という数字が出ます。ここは循環濾過をしていますので、2日後にもう一回取って測りますと、0.2～0.3ということで、ほとんど残っていない状態なのです。

最初100%だったものが、配湯によって5%になり、そこから循環濾過や加温すると、0.25%になる。これは恐らくラドンそのものがそういう性質を持っているということなのです。ラドンは元素ですが、ヘリウム、アルゴン、クリプトン、クセノン、そういった一番右側の元素、周期表では全部ガスです、だから非常に水中に溶けて湧出しますが、ガスになりやすい性質を持っています。そこで水中ラドンだけではなく、空気中のラドンも測ってみようということで、さらに調査を進めました。

これが空気中のラドンの測定結果ですが、屋内です。先行研究で日本の空気中ラドンの

平均値として、6.1 Bq/m³という数字が出ています。それに比べると結構高めの数値が出てきました。特に浴室が多いです。53.8、当たり前ですね。フロントなどにも充満している感じです。屋内だけではなく、屋外も調査をしましたが、まあn.d.というところもあります。特にタンクの中の空気は当然ですが、すごく高い。中の空気ですから。普段人が入るといふようなところではありません。ラドンを含んだ温泉水がジャバジャバと中に入っていきますので、当然高くなっています。

ここからは自助努力と言いますか、事業者の企業努力もありますが、こういったタンクのラドンが高い点に着目して、この床下に温泉水を這わせて、そこに床を敷き詰めて、壁で温めて、サウナを作るという、ラドン浴を作ったのです。これは三朝も同じようにラドンの放射能泉を使ったところは大概そうですけれど、こういったサウナにしております。ここでは3年位前にそうした形で熱気浴を作りました。

これは今年度に入ってからのもので、菰野町と四日市市にある小山田記念温泉病院という大きな温泉病院と愛知医療学院短期大学の共同研究で、ラドン熱気浴を行っている利用者の深部体温や血流量、あと感情尺度などのモニター実験を行いました。

ラドンというのは不思議な物質で、良いところは勿論ありますが、メタンと同じで悪いところもあります。放射性物質の一つですので、この空気中ラドンをたくさん測り、このラドンによる吸入摂取による人工線量の積算をしてみました。普通はチェックインして、ご飯を食べて、熱気浴に入ってまたお風呂に入って、朝ご飯を食べてチェックアウトというごく普通の一泊二日の施設利用をした場合の人工線量が3.46マイクロシーベルトという数値です。

3.46をミリシーベルトに直すと、0.00346ミリシーベルトで、例えばこの施設を月一で

利用するユーザーを想定して計算すると年間0.0451ミリシーベルト。世界平均が0.24とされていますので、かなり低いとは思いますが、ただし、こうしたことのリスクはあるわけで、三朝温泉もそうですが、医師との連携というものも必要になってくるというふうに考えています。

温泉地として考えていく

この町との共同研究ですが、温泉単体で考えるのではなくてその場ですね、温泉地として考えていこう、と。環境省にできた新しい室の名前も温泉地保護利用推進室ですし、あと全国温泉地サミットというのがあります。温泉単体ではなくて、温泉地で楽しめるような形で関わっていきたいという菰野町の意向もありまして、温泉地周辺を歩くウォーキングによる健康感の調査を行いました。

これは菰野町の住民54名の方を被験者になっていただきまして、温泉地周辺に行く菰野口コースとあと住宅地周辺の鶴川原コースという二つを歩いてもらいました。菰野口コースは、温泉地をずーっと歩いて全長約7キロのコースです。一方、鶴川原コースは田圃とか住宅地がちょっとあるような地域で同じく全長約7キロ。ウォーキングで同じような距離を歩く、温泉地と市街地で比べてみたいという研究になります。

比べたモニター項目は唾液のコルチゾールという成分です。コルチゾールの濃度が高いと、ストレスを強く感じている。低いとリラックスしているということで、こういったストレス研究には使われる指標になっています。

結果ですが、菰野口の方も鶴川原の方も、いずれも統計的有意性を持って下がっているという結果になりました。

コルチゾールだけではなくて、感情尺度、MCL-S2というツールを使って、感情を評価しました。赤で示したポジティブな感情、快感情・リラックスに関してはスコア上昇、

青で示したネガティブな感情、不安感に関してはスコア低下、という結果になっています。

これはどちらのコースでも同じように感情カーブが認められています。あとVASというツールを使ってもやりました。赤で示したポジティブな感情については概してスコア上昇ですね。青で示したネガティブな感情に関してはスコア低下ということで、大体ですがウォーキングコースどちらに関しても感情の改善が見られています。細かく見ると、緊張感であるとか集中力では、菰野口コースだけで感情改善はされているという結果が出ていますので、多少コースの違いというのも出てきているかなというところです。

この研究は私の中でも楽しい研究でした。多分参加していただいた方も楽しく参加していただいたかと思います。エビデンスを作って、それを一つのモチベーションにして菰野町内外の方に来ていただく。菰野町内の方には健康作りの一つのモチベーションにさせていただいて、菰野町外の方にはヘルスツーリズムの一つとして使っていただくという、仕組み作りや動機付けに使っていただければと考えています。

ソーシャルキャピタルの地域拠点

三つめは、公共温泉施設を地域拠点とするソーシャルキャピタルの醸成を目指しての研究というタイトルが付いています。言葉の意味は後ほど説明します。日本には自治体を持っている公共温泉施設がたくさんあります。津にもたくさんあります。日本だけではなくて、『テルマエ・ロマエ』などを見ると、古代ローマから公が温泉施設を作るというのはあったということなので、成る程なと思います。

わが国の公共温泉施設というのは地域の健康増進、コミュニティーの場として、これまでもまたこれからも活用されていくのだろうと思います。その中で公共温泉施設がソー

シャルキャピタルの地域拠点として活用される可能性に着目しました。

ソーシャルキャピタルとは、厚生労働省の健康づくり、健康日本21という計画の中に出てくる概念です。説明しますと、「人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を高めることができる信頼・規範・ネットワークといった社会組織の特徴です。その特徴を有する組織例として自治会や高齢者クラブなどがある」と。一般の方にお話をするときにはソーシャルキャピタルというのは、要するに「絆」ですと言っています。絆が深い地域というのはその地域の健康寿命、健康づくりが促進されるし、絆がない地域ではそうではなくて健康寿命も低くなるといったことになります。

この公共施設は継続的な利用が見込めるということから、地域住民の健康感をもたらす影響についてソーシャルキャピタルの地域拠点として使えるんじゃないかという可能性に着目して、研究をしたのがこの研究です。

一志温泉やすらぎの湯での研究

舞台は「とことめの一志」という、ここから車で行くと20分くらいの所で、津市と一緒にいった事業です。

津市の所有する「一志温泉やすらぎの湯」は、温浴施設だけではなくて福祉センター、図書館、デイサービスセンターなど様々な公共施設が併設されています。この施設の特徴は年間延べ30万人の利用客があること。そんなに大きな地区ではないのですが、非常に多い数になっています。そのほとんどが地域住民で、毎日のように来館するリピーターが多い。年間会員券があって、それで自分の家のお風呂のように使っている方が多いということです。

このリピーターが多いという特徴に着目して、研究プロトコルを考えました。まず一週間被験者の方に温泉入浴を毎日していただきます。週一閉館日があるのはしようがないで

すけど、毎日入っていただいて、就寝前に唾液を採取しました。一週間経ったら、ここで温泉入浴群と対照群をひっくり返して、そこから一週間は非温泉入浴ということで家庭のお風呂に入っていただく。お風呂を禁止するのは流石に酷なので、温泉に入るか、家庭の風呂に入るかという群間比較ですね。

その寝前の唾液を、温泉の方と非温泉の方で比較検討したのがこの結果になります。この縦軸は唾液中コルチゾールの濃度で、濃度が高い方がストレス状態で、低い方がリラックス状態の指標ですが、白丸の方が非温泉入浴群、斜線の方が温泉入浴群、だから温泉入浴の方が矢張りちょっと低めの数値が出ております。

果たして低めの数字が出ているので、目的には適ったデータでしたが、統計処理をするとき有意差は残念ながらなかったという結果になりました。有意差がなかったので、多くを語ると学会では怒られてしまいますが、そうした傾向があったという、可能性として考察をさせてもらおうと、この傾向の要因というのは、やはり施設でのコミュニティー効果なのかと。施設自体の閉館の時間がありますから、生活のリズムの規則化とそういった複合的な要因というのがあってはと思います。

地域の公共温泉施設が、他の公共施設と比べて大きく違うのは、毎日来るという可能性があることですね。しかもそれが苦にならないということなので、特に高齢の方をリピーターとして取り込んでいくことでソーシャルキャピタル、絆を深めるところの場所になる。または温泉施設のサロン化によって医療費削減、病院に行く代わりに温泉施設に行ってもらって地域の医療費を削減するといった効果が期待できるのではないかということを示唆する結果になります。

深部由来流体の寄与の可能性

最後になります。これは三重県中南部の二酸化炭素泉、塩類泉の深部由来流体の寄与の

可能性です。これは地球化学の研究課題です。

フィリピン海プレートというのが日本の南にあります。これがドンドン押して行って、沈み込んで行っているのが南海トラフですね、地震がちょっと危惧されている南海トラフです。南海トラフとほぼ同じ方向に中央構造線がある。日本を横断する大断層です。この中央構造線は、三重県を中断するように通っています。この南海トラフを境にしてフィリピン海プレートが沈み込んでいく、その沈み込んだ深さですね。プレートが沈み込むとそれがスラブという言い方に替わりますが、スラブの深さは大体20キロから40キロと言われています。ここから掘って行って大体40キロくらいになるとスラブがようやく出てくるということになります。これは世界的に見ると結構浅い方です。フィリピン海プレートに由来するスラブ深度が浅いので、深部流体の上昇距離が比較的短いということになりますので、スラブ流体が上昇しやすい地下環境にあると言えます。

温泉というのは基本的にはその場所で降っている雨水が元になっている。天水起源と言いますが、ところがこうしたスラブ流体起源という温泉水の中には、非常に稀ですけど、あるということです。

スラブ流体の特徴というのは、塩化物イオンが非常に多いこと、高温泉であること、二酸化炭素が多いことです。その流体がどんどん上がっていく通り道がないといけません、その通り道として中央構造線が機能しているのではないかとということです。

上がってきたところに出てくる温泉というのが、数は多くないですけどスラブ起源流体の温泉というのが幾つか見つかっています。その中で代表的なのが兵庫県の有馬温泉です。有馬温泉は非常に高塩というか、塩気の強い温泉ですけど、元はフィリピン海プレートなのです。三重県にもそういった温泉があるのではないかと。先ほどの三つの温泉という

のは中央構造線の直ではないが、付近に位置しているということでその可能性を探ってみようというのがこの研究になります。

スラブ系流体の指標

スラブ系流体はいろいろ指標があります。産総研が調べていますが、これは我々が出した結果です。リチウム／塩化物イオン比で、数値が高い方がスラブ起源の特徴とされています。スラブ起源の特徴である深さでは、濃度が高い方が深いのですが、北に比べて南の方がちょっと濃くなっていると思います。

先ほど200本近く三重県に温泉があると申し上げました。そのすべてを計算して、上位5個を見てみますと、中央構造線付近に5つとも分布することが分かりました。

これが中央構造線ですが、ガスの組成でここにCO₂が非常にリッチな温泉湧出帯があります。CO₂が多いということもスラブ起源流体の一つの特徴ですね。

あともう一つ、これは酸素・水素安定同位体比と言いまして、横軸が酸素の同位体という微量成分の比です。縦軸が水素の同位体の比です。このメテオリックウォーターラインというのは天水線と言いまして、雨水を起源とする温泉水はすべてこのラインにだいたい乗ってきます。海水はこの原点になります。三重県にある温泉は大体この辺りにプロットされる。大体天水に乗ってくるわけですね。

例えばこの1とか3とかいう温泉は天水と海水の混合ということになります。不思議なプロットがあります。6、9も不思議で、ここに何かがありそうな気がします。

何があるかということ、これはスラブ起源流体の深さですが、非常にこの辺りと引っ張られているような気がするということですね。30から40の間にありますので、先ほど申し上げました30とか40という数字は20から40、このスラブの深さともうまく一致するというので、勿論だから絶対そうだとということでは勿論ありません。幾つかの状況証拠

を集めながら、スラブ系流体の混合された可能性というのが示唆できるのでは、と。こうしたものがコマーシャルの一つになっていけば良いと考えています。

まとめになります。三重県内の温泉を対象に、健康づくり、エネルギー、地域振興、温泉資源保護、地球化学、こういった様々なアプローチから調査研究に取り組んでいます。その他に検討材料となったものもごさいます。今後積極的に、三重県の温泉を対象として調査研究に取り組んで外部発信に努めて行きたいと考えています。

最後に、三重県観光キャンペーンを2016年の3月まで行っておりました。三重県は非常に観光資源が豊富で、皆さんが知っているビックネームがたくさんあるにもかかわらず、それを三重県だと認識されないというちょっと寂しい県で、実はそれ全部三重なのです、とちょっと自虐的なコピーでキャンペーンをしました。伊勢神宮、夫婦岩、熊野古道、いっぱいありますね。こういったビッグネームの観光資源が並ぶ中で、温泉というのも一つあると。

最初に31位だなんていっていただけでも、温泉に入るために来られる方もいます。私の立ち位置からすると、全国的には温泉研究は一位だと言ってもらえるようにこれからも頑張っていきたいと考えております。

会場からの質問

司会(池永)：ありがとうございます。会場の方から、はいどうぞ。

会場(徳永昭行)：先のスラブ流体、マグマ水という言葉がありますね。先の6番の領域、あの天水線より少し右側の6番の領域に来るのはマグマ水というような呼ばれ方をしていると思うのですが、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

森：それもあります。

徳永：この水質は成分調査の中でヨウ素の含有量はお調べになりましたか。

森：ヨウ素の場合、鉍泉分析法指針が改定されたのが平成26年でした。それ以降は我々も測っておりますので、データが段々集まってきた段階です。全県下のすべてのヨウ素イオンがちょっと今手元にはないのですが、恐らく10年後にはデータが集まるということになっております。

徳永：私のところは長野県の松代温泉ですが、まったく同じタイプなのです。松代地震でかなり研究されていまして、同位体比がさっきの6のところにプロットされてきている。炭酸ガスも多いし、ナトリウムイオンも多いのですが、ヨウ素も多いですね、プレートが沈み込んでいくときに海藻成分も一緒に沈み込んでいって、マグマになってマグマが消えてなくなるときに水と一緒にヨウ素も出てくるのではないかとというふうにも言われています。中央構造線からちょっと離れますが、地形が非常に複雑です。こういう泉質は非常に珍しいので、この一帯を一つに考えた形で一緒にマグマ水の温泉としてPRするのも面白いかと思います。今日来ている花山温泉も同じ成分ですね。これからもっと研究していただいて、そういう意味では天水ではない水ということの中で温泉を活用したPRをできれば良いかなと思います。

森：そういった科学的知見が観光資源に変わっていくというのも一つのあり方だと思っています。松代は、私も信州大学だったので、松原先生の説を非常によく存じ上げております。ありがとうございます。

池永：では時間がまいりましたので、これで終わらせていただきます。

講演③

榊原温泉の医学的効果

前田真治 (国際医療福祉大学リハビリテーション分野)

「ななくりの湯」と榊原温泉

榊原温泉は古い歴史があり、平安時代から利用されてきました。清少納言の『枕草子』117段というところに紹介されていますが、その「ななくり」というのは榊原の地の昔の名前で、5キロくらい東に行ったところに「七栗」として残っています。なぜそれだけ絶賛されたのか。泉質とこの地の持つ特殊性があるのではないかと考えています。

京都から伊勢神宮へ参拝客が大変賑やかに、人力やあるいは牛などで移動していた時代の、途中休むのに適したロケーションにあるというふうに思います。そこで要求されるのは、病気を治すというよりは、疲れた体を休める温泉ではなかったかというふうに考えています。

三重県中央部の地層は、中央構造線の北、領家帯という地質がありまして、花崗岩とか片麻岩などで構成されています。榊原温泉は北に一志断層というのがあり、西に青山高原布引山の断層があって、断層面から低い地に

ありまして、この断層の隙間を流れる温泉水の起源があるかな、と。

この旅館のちょうど真下くらいを泉源とする榊原館の温泉分析表です。ぱっと見てわかりますようにpHが9.6ということで、アルカリ性の単純温泉ですね、それも31.2℃というふうになっています。

特徴は見てわかりますように、単純温泉で成分は非常に少ないことが特徴になっていると思われます。源泉の成分から見ると、含有成分が非常に少ないpH9.6のアルカリ泉で、比較的浅い100～300mの深さから湧出していることがわかります。私が子どもの頃は自然湧出で、川の中から湧出していました。

溶存成分の多い高濃度の溶液は、緩衝作用によりアルカリ性に成れないという性質が物理的にあります。アルカリ性泉は、成分が少なく、花崗岩の成分が多い地盤をすばやく通過することで、水溶性の炭酸塩が溶け出しできると考えられています。

榊原温泉 榊原館 七栗の湯 温泉分析 (平成27年9月測定)

泉質: アルカリ性単純温泉			
源泉温 31.2℃、 pH 9.6、 わずかな硫化水素臭			
動力揚湯 220 L/分			
陽イオン	ナトリウム	98.6 mg	カリウム 1.1 mg
陰イオン	炭酸水素	90.3 mg	炭酸 27.3 mg
	塩化物	35.9 mg	硫酸 30.5 mg
	フッ化	2.7 mg	ホウ酸 3.4 mg
遊離成分	メタけい酸	44.0 mg	
溶存物質 (ガス性を除く) 0.34 mg/kg			
その他の微量成分 0.001 mg/kg			

泉温は31.2℃と、浅い層から出ている割には高いです。やはりこれは炭酸塩などが短時間に溶け込んだことで、泉温が上昇したことを裏付けるのではと思われます。

日本に見られる多くの温泉は、火山の近くで超高温の温泉が形成されるために、種々の物質が溶け込みやすいというような特徴があります。また、厚い堆積層を持つ地域では長時間岩石に接すると、溶存成分が多くなりますが、アルカリ性の温泉は火山周辺や厚い堆積層以外の場所に限定され、この榊原温泉はそれに当てはまるということです。

アルカリ性単純温泉の特色

榊原温泉の特徴として、含有成分の少ないアルカリ性の単純温泉、つるつるした肌触りの泉質を構成すると考えられます。

つるつるした肌触りというのは、アルカリ性による石鹼効果になりますが、皮脂や角質などの回りにずっと囲ってしまうため、水に溶けやすくなる。石鹼の効果による界面活性で、カルシウムイオンとかマグネシウムイオンとか不溶性成分が少ないということも貴重ですね。ナトリウムイオン、あるいは炭酸水素イオンが残留しているというように考えられます。つるつるとした肌触りが持つアルカリ性の泉質には単純温泉が多いというのは、日本全国で言えるかと思っています。榊原温泉もその特質を持っているというふうに思われます。湧出は断層と断層の間の比較的浅い地層で天水由来、先ほど森先生がおっしゃられたように、ここは天水由来で湧出量もあまり多くない。やっぱり汲みすぎると成分の変化を来しやすいというものもありまして、そのためにも厳格なる保護が必要な温泉というふうに考えられます。

歴史的にも示されたように、古くから自噴していた温泉でしたが、やはり近年に温泉掘削も進みまして、自然湧出する自噴泉ではなくなってしまいました。現在はすべてが動力揚湯泉であるということも、将来に向けて注

意する点だと思われます。

美肌湯の医学的効果

次に、美人の湯、美肌の湯というふうに言われる温泉の医学的効果について少し触れたいと思います。

温泉ですので、まず温熱効果があります。それに加えて、アルカリ性単純温泉としての効果があると思われます。アルカリ性が皮膚に対する石鹼作用で脂質などが溶けやすい、ピーリングですね。角質の希薄化が生じます。

角質というのは本来、人間の肌を紫外線とかいろんな外敵の攻撃から守る機能を持った組織ということです。なくなってしまえば無防備な状態になる。これがポイントですが、その防御のために皮膚の再生を急いで促すこととなります。アルカリ性単純温泉への入浴は皮膚の再生を活性化することとなります。

加えて、温熱で皮膚が温まりますので、皮膚の表皮近くの血流が増える。新鮮なタンパク質とか、あるいは酸素、エネルギーなどが皮下に豊富に存在する状態へ変化してまいります。これが模式図で、正常な肌というのは外敵から角質層で皮膚が守られていることになり、これが水分も保湿もきちんとキープできるということになります。

温泉で角質が薄くなった皮膚というのは、皮膚を通して紫外線が中に入ってくる。基底層と言われるところが反応して、体内の水分が奪われるためにこれは守らなければいけないとすぐに人体というのは反応するわけですね。そこで守ろうとするわけで、皮膚を作り出そうとします。

温熱効果によって血流、血の巡りが良くなっておりまして、細胞再生の素材が存在するという事になっています。そしてここで28日間をかけて表皮に達するわけです。そういったことはすぐに効果は出ませんが、こうして1カ月くらいすると、結構な皮膚が出来上がってくるということになります。

最近いろんなところで取り上げていると思いますが、やはり細胞再生のシステムが存在するということで、この温泉地にいると肌がツルツルだなとか、良い肌をしているのかな、そんなことが出てくるかなと考えています。

こちらは炭酸水素ナトリウム泉ですね。その実験で、アルカリ性による皮膚の石鹼乳化作用などがあって、皮膚の皮脂量が抜けてくるというデータがあります。

このアルカリ泉に入浴すると、肌が滑らかになるということになり、さらに天然の保湿成分として、水分を保湿して皮膚をピチピチにするようなものですが、それを水道水と比較すると、統計学的に有意に保湿することが見られます。やはりいったん皮膚をピーリングで剥ぎますと、ツルツルにしますと、皮膚の再生能力が上がるということです。そのため入浴したときにはツルツルの肌として、即時効果として心地よさを感じます。長期的な効果としては皮膚の、肌の再生増進ということがありますので、リフレッシュして新しい肌感というのを感じるようになります。

なぜかはまだ証明されていませんが、全国にある多くの美肌の湯と言われるような温泉地の人は肌つやが良い、おばあちゃんが来ると肌つやが良いねということです。弾力性のある皮膚を保つことが特徴であることと、相反しないと思われます。

塩分などの成分がほとんどないという特徴で、保湿力には乏しいんですが、逆に出浴後、さっぱりとした肌感につながって、夏の入浴には適していることになりますので、こういったことも良いかなというふうに思います。

次に、飲泉では、アルカリ性の泉質ですから、胃の中の酸を中和するという働きがあります。それで効果として、逆流性の食道炎とか酸性胃炎に良いと。さらに、塩分制限のあるようなナトリウムの塩分量が少ないということで、安全ということになりますので、多

少飲み続けても安全かと思われます。

単純温泉の利点

この温泉の最も特徴とするところは単純温泉であると思われます。これは成分が少ないことが、体に対して刺激が少ない、負担をかけないという点です。これは最も良い点だというふうに思われます。

この単純温泉は、2014年の温泉の禁忌症や適応症の改定でもありますように、心理的ストレスなど日常のストレスを改善することにつながります。このデータは東北地方や箱根をはじめとする温泉のデータがありますので、確かに単純温泉はストレスを改善する。体への負担が少ない。非常にまろやかなので、入浴して疲れを癒やすには最適な温泉地と思っています。また子どもや高齢者にも負担が少ない、これが単純温泉の特徴です。なおかつ長く入浴を繰り返しても湯あたりなどの反応を来たしにくいということで、安全な温泉だと思います。

榊原が古くから温泉地として賑わってきた理由は何かということですが、この単純温泉としての特徴というのが古くから今日まで実感できていたというふうに思われます。このことが伊勢神宮に行く途中の体を休めるための温泉地として適しています。病気を治すというよりは、こちらの方がメインだったかと考えられます。

さらに検出できない程度の、危険性のない硫化水素ですね。このほのかな匂いも独特の温泉情緒を醸しだして、温泉地に来ているというようなニュアンスを感じるかもしれません。単純温泉はそういったことで、子どもから大人まで誰もが楽しめます。そして長期間滞在できる。単純温泉の有名な温泉地として、鬼怒川とか箱根湯本とか日光、宇奈月、下呂、道後、由布院などもありまして、当地も同様かというふうに考えています。

まとめとなりますが、榊原温泉というのは非火山地帯かつ花崗岩の地層からアルカリ性

単純温泉が出る。小高い山間地で温暖な地にあります。四季を通じて温泉の入浴を楽しめる温かな環境に恵まれて、まわりを見ても分かりますように緑に囲まれています。

また、泉温は32℃前後で、長時間入浴も可能で、疲れやストレスとかを解放できることになります。温浴ではプラスの効果として肩凝り、腰痛、疼痛性疾患の医学的効果も当然得られるということになります。それに加えてアルカリ性の温泉として、美肌感というのを体験しながら美容効果の高いことが、この柗原温泉の医学的な効果だろうと思われま

す。こういったことが柗原温泉の特徴かと思われま

会場からの質問

司会(池永)：会場から何か質問等ありましたら、どうぞ。

会場(ジュアンド)：素晴らしい温泉に入らせていただいて、食事も美味しくてありがとうございました。前田先生は温泉気候物理医学会の理事でもあられるので、お伺いしたいのですが、温泉気候物理医学会の方では温泉に健康保険を適用させることについてはどうなのでしょう。違和感をどうしても感じざるを得ないのは、フランスなどヨーロッパでは温泉療養に健康保険が適用されているという前提があって、その健康保険が廃止されるかも知れないという危機に直面しています。

その中でどう軽度の鬱病の人を温泉で改善させるかという研究をしたら、この9割の人が減薬の効果が出ましたとか、それからアルツハイマーの人たちとその家族をどういうふうに温泉地で受け入れたらよいかに取り組んで、高い評価を受けたとか、日本とすごく違うなと思うことがあります。やはり健康保健が適用されているかどうかで違ってくると思いますが、先ほどの先生の調査などを考えますと、保険適用の方向に動けたら良いんじ

ないかなと考えますが、いかがでしょうか。

前田：今、温泉気候物理医学会の保険委員をしていますが、日本の保険状態はパンクしていますので、それに新たに加えるというのは相当に難しいということと、確実にその効くということ学会レベルで出さなければいけないということです。

現在もそういったことはやっていないかというところではなくて、単発的には現在は三朝温泉とかあるいは草津とかそういったところはもう温泉利用の適応症の一部にはなっています。さらにフランスも同様ですけど、温熱効果に関しては、それも客観的なデータがないといけませんので、そのデータを集めて厚生労働省には追い打ちをかけているんですが、なかなか厚生労働省は難しい面もあるようでして、フランスとかイタリアとかあるいはハンガリーとかそういったところのデータも示しながら、現在保険が多少なりとも認められることを追求して進めています。

司会(池永)：ありがとうございました。それではこれで講演を終了させていただきます。

書評①

熱海温泉誌作成実行委員会編『市制施行80周年記念 熱海温泉誌』

熱海市 384頁 2017年4月
定価 3,000円(税別)

温泉に従事する者や温泉に興味を抱く者にとって、このような包括的で百科事典的な温泉誌が日本各地の主要温泉地について書かれれば良いと思ってしまうほどの出来映えである。『熱海市史』も温泉地熱海だけあって温泉に関する記述の詳しい本であったが、市史という性格上、温泉に特化はしていなかった。

老大家から若手研究者までを糾合したオールジャパンという印象を与える執筆陣は、既に知悉したことを述べる安定した筆と新しい分野に切り込んでいく鋭い剣が混在するかのようで、その不調和とも思える文体も楽しい。特に女性研究者の優秀さには目を見張るものがある。

A4判オールカラーという大冊のためもあり、そこに数多くの写真・絵・地図が収められており、過去の熱海を知る実に良い縁になっている。熱海の伊豆山温泉も描いた「箱根権現縁起絵巻」などは奥書に天正10年(1582)とあるそうで、戦国(安土桃山)時代の温泉地の様子を垣間見せてくれている。

江戸期の浮世絵も目を楽しませてくれる。湾内に帆を下ろして佇む和船、沖に見える帆影、両手を挙げて周航を喜んでいるかのような小舟の客、地引き網を引く漁村の民、それを眺める笠を被った二人連れと、実景なのか夢なのか分からない風景を「熱海夕照」は示していて、それは恐らく瀟湘八景などを起源としつつも、熱海の長い文化的蓄積の上に生まれたもので、想像力と実際が織りなす交響楽のようなものであったろう。「豆州熱海湯治之図」も二人の女性の旅人が荷物担ぎの供を一人連れて熱海の港を見下ろすところまで来て、「やっと来ましたね」と交わす会話が聞こえてきそうである。泰平の眠りを楽しんでいた日本というべきであろうか。

このことは浮世絵ばかりではなく江戸期の紀行文についても言える。嬉しいことに熱海温泉に関する近世紀行文紹介では、主な紀行文の一覧とその所蔵先までが載っている。さらに熱海市立図書館所蔵の和綴じ本紹介まである。ただ明治以降の文学作品に関してはあまりの煩瑣を避けたのか、「文学が映す熱海の近代」の章では成島柳北や坪内逍遙の紹介はあっても、一覧表にまではしていない。熱海市立図書館には温泉資料コーナーがあるだけにやや惜しまれる。

無論本書は、熱海が走湯(はしりゆ)と大湯という特殊な温泉の湧出条件で成立したことを忘れてはいない。走湯という類い希な温泉が超自然的なものと考えられ、走湯権現(現伊豆山神社)となり、走湯山が日本各地に知行を持ち、政治権力と関係していく過程は歴史読み物としても面白い。

大湯が万巻上人の法力によって海中から陸地に移ったという伝説は、源泉の湧出機構の変化としても自然科学的な興味を抱くところだが、熱海は徳川家康の愛顧によって江戸期を通じてほぼ幕府領で統治され、湯戸と呼ばれる一種の独占的な営業がなされていたこと、明治維新によりこれが変化し、旅館業ではない別荘としての利用等が介入することで、熱海が変化していく過程は子細に読めば探偵小説のようである。

これだけ大部で百科事典的な内容を含んでいる本書であるが、残念なことに索引がない。恐らく市制施行80周年記念に間に合わせるためにそこまで手が回らなかったことは想像がつく。しかし本書を十分に活用するためには是非別冊でも索引の追加を望みたい。また将来の熱海のため「諭瀛(きゅうき)館」の復活も望みたい。(浜田眞之)

書評②

由佐悠紀著：『地球のはなし—別府温泉より—』

(株)電子印刷センター 349頁 2016年3月
自費出版(非売品)

著者の由佐悠紀氏は著名な地球科学者で、2001(平成13)年まで京都大学地球熱学研究施設に勤務し、2004年に京都大学を退官後、京都大学名誉教授となった。その間、大分県環境審議会委員(温泉部会長)、大分県温泉調査研究会会長等を勤め、別府温泉地球博物館館長としても活躍している。また、日本温泉科学会元会長(現副会長)で、本学会(日本温泉地域学会)の理事でもある。

この度、著者は、本書『地球のはなし—別府温泉より—』を自費出版した。専門書としてではなく、氏の生い立ちや家族のことなどを写真や挿し絵を交えて紹介する他、これまでの氏の多岐にわたる研究、調査活動の内容をエッセイの形で分かりやすく解説している。

すなわち、本文には「いろいろ雑記」として5編、「地球のはなし」(「月刊アドバンス大分」連載)として18編、「灯」(「大分合同新聞」夕刊に連載)として184編のエッセイが収録されている。特に「灯」は大分合同新聞に1991年から2010年まで20年にわたって長期連載されたものである。専門の地球物理学、温泉科学ばかりでなく、南極や中国での調査旅行、ヨーロッパ旅行での見聞録、別府における身近な話題など、豊富な内容で、たいへん読み応えがある。

温泉に関しては、「南極で温泉を見つけそこなった」(地球のはなし)、「別府温泉十萬歳」(灯17)、「雲南紀行4、騰沖の熱海」(灯31)、「上総掘り」(灯39)、「温泉水の源は何か?」(灯41)、「別府の温泉総調査」(灯54)、「温泉の観測」(灯67)、「温泉分析書」(灯71)、「大分県温泉調査研究会」(灯75)、「世界地熱会議」(灯79)、「モンゴルの温泉」(灯

85)、「子供たちの温泉科学」(灯89)、「温泉温故知新」(灯91)、「役に立たない研究?」(灯97)、「時間の尺度」(灯113)、「国際温泉科学会あれこれ」(灯118)、「明治三十八年の別府温泉調査」(灯125)、「トルコ・パムッカレの石灰棚」(灯132)、「ポンティング*と鉄輪」(灯144)、「ポンティング*と鉄輪2」(灯145)、「鉄輪の蒸し湯」(灯146)、「別府温泉の湯量」(灯149)、「非火山性温泉のガス」(灯154)、「自家用源泉」(灯160)、「湯けむりの見え方」(灯172)など、非常に広範囲な話題で満ちている。*ポンティングとは、「二十世紀初め頃の写真家で、英国のスコット大佐の二回目の南極探検(1910-12年)に、カメラマンとして同行したことで知られている。」

評者は、筆者と同世代で、しかも日本温泉科学会などでも長年お付き合い・ご指導いただいているので、共感できることがたいへん多い。また、評者は南極のバンダ湖の調査についても、間接的ではあるが、関わったことがあるので、本書を読んで益々「地球のはなし」は身近に感じられた次第である。

本書から、温泉は、単なるサイエンスの一分野ではなく、地球規模の歴史、文化、環境と深くかかわっていることが分かる。是非、多くの方々に読んでいただきたい。

なお、ウェブ上の別府温泉地球博物館では、「地球のはなし」から温泉に関する話題が順次掲載されているのでご覧いただくとともに、本書の入手に関することも問い合わせいただきたい。

(長島秀行)

資料

ヘレン・ケラーの心身を癒やした雲仙温泉

池永正人(長崎国際大学)

1 ヘレン・ケラー来日の経緯

アメリカ人の社会福祉活動家であったヘレン・アダムス・ケラー(Helen Adams Keller, 1880～1968年、87歳没)は、1歳7ヵ月で目が見えず、耳が聞こえず、口がきけない不自由な身になりながらも、両親の深い愛情と家庭教師アン・サリヴァン(1866～1936年、70歳没)の献身的な教育、電話を発明したベル博士など多くの支援者によって、盲目と聾啞の三重の障害苦を乗り越え、1904年に24歳で名門ハーバード大学を卒業した¹⁾。卒業後は、障害をもつ人々の救済のために生涯を捧げた女性として、世界中に知られた偉人である。

ヘレン・ケラーは、講演旅行で1937(昭和12)年、1948(昭和23)年、1955(昭和30)年の3度日本を訪問している。この日本への関心は、古代から江戸時代初期までの歴史書や文学作品を収集して、『群書類従』(ぐんしょるいじゅう)を編纂(1819年)した江戸時代の盲目の国学者・埴保己一(はなわほきいち、1746～1821年、75歳没)の生き方を、ヘレン・ケラーが幼少時に母親から教えられたことにある²⁾。

ヘレン・ケラーの3度の来日は、社会福祉事業家の岩橋武夫(1898～1954年、56歳没)との縁であった。岩橋は早稲田大学在学中に失明したが、1922(大正11)年に日本初の盲人福祉施設である日本ライトハウスを開設するとともに、1949(昭和24)年の身体障害者福祉法の制定に尽力した人物である。1934(昭和9)年に、岩橋はアメリカ講演旅行中にヘレン・ケラー邸を表敬訪問し、その後の生涯をヘレン・ケラーと友好を深めている³⁾。そして、ヘレン・ケラーが雲仙温泉を訪れた

のは、初来日の57歳の時であった。

2 雲仙温泉での休養と印象

1937(昭和12)年4月15日に、ヘレン・ケラーを乗せた豪華客船浅間丸が横浜港に到着した。ヘレン・ケラーは、7月に帰国の途につくまでのおよそ100日間、東京・大阪をはじめ日本各地の盲聾啞学校と、当時日本の統治下にあった朝鮮・満州各地の盲聾啞学校を講演旅行で訪問している。それは、全行程1万4000km、訪問地39ヵ所、講演回数97回をこなす過密な旅程であったが、日本の社会福祉活動を活発させ、福祉施設の設立に大いに寄与したという⁴⁾。なお、これから説明するヘレン・ケラーの雲仙温泉滞在に関する内容は、当時の新聞記事(長崎日日新聞、島原新聞)にもとづくものである。

ヘレン・ケラーは、5月29日10時から長崎市の勝山小学校において、市内の男女中等学校および盲聾啞学校の生徒3,000余名のために1時間半の講演を行った。そこでは、「盲人聾啞の友よ、大きな心の扉を開いて喜びに生きることです。健全な人々よ、貴方の感激は盲聾啞者をたすけることです」の名言を残している。

その日の午後、ヘレン・ケラーは、ポリー・トムソン秘書、関西大学教授岩橋武夫夫妻とともに自動車で雲仙温泉に向かい、17時に雲仙ホテル⁵⁾に投宿した。ここ雲仙温泉は、3年前の1934(昭和9)年に、瀬戸内海、霧島とともに日本初の国立公園に指定された集団施設地区である。島原半島の標高700mに位置する雲仙温泉は、丁度さわやかな新緑の季節であり、ヘレン・ケラーは温泉入浴で講演旅行の疲れを癒やしたようである。湯上が

り後は、パジャマ姿でベランダの椅子に腰掛け、香りの良い新茶で喉を潤し、トムソン秘書の手話で松虫の啼き声を知り、「ミーン、ミーン」と真似て子供のように喜んだという。ヘレン・ケラーの来訪を知ったホテルの外国人客たちが、彼女に握手を求めてきた。やがて部屋に戻ったヘレン・ケラーは、来日して唯一の休養地であった雲仙温泉の印象を点字盤で次のように記している。「雲仙はまるで緑の湖水のようで、また母の懐のようだ。緑の波紋と深い山の精気が全身を柔らかく押し包む。日本に来て、ここほど落付きを感じたことはない・・・」。引き続き、ヘレン・ケラーは世界の全盲人の福音書とも言うべき著書『愛盲人』を年内に出版するため点字を記したという。

夕食をすませて20時に日本式の風呂を浴び、湯上がり後は早めに床に就いた。翌朝は8時に起床して入浴と朝食を済ませ、10時にホテルの外に出て雲仙地獄を構成する清七地獄のそばに立って記念写真に微笑みをたたえた。そして、10時半に一旦ホテルに戻り、トムソン秘書、岩崎夫妻の4人でゆっくりと地獄めぐりを楽しんだ。午後は、雲仙温泉から北西方向に1km離れた雲仙ゴルフ場を見物した。雲仙ゴルフ場は、1913(大正2)年に日本で4番目、九州では最初に開業したゴルフ場であるが、特定の会員への優遇なしに平



写真 ヘレン・ケラーの雲仙来訪(1937年)

説明：写真の左からヘレン・ケラー、トムソン秘書、岩橋武夫夫妻。雲仙ホテル玄関にて撮影。

等にプレーできるパブリックコースのゴルフ場としては日本初である。

2泊3日の雲仙温泉での休養を終えたヘレン・ケラーは、5月31日の朝、島原に下った。島原港には島原高等女学校の教職員と生徒一同がヘレン・ケラーを見送りに来ていた。そして、熊本県三角(みすみ)港へ向かう13時50分発の長山丸の船上から、彼女は両手を高く挙げて見送りに感謝した。ヘレン・ケラー一行は、三角を経由して熊本・阿蘇山・別府を結ぶ九州横断の観光を楽しみ、別府から船で大阪に向かったという。

「私は山が大好きで、雲仙の硫黄の香りが一入気持ち良く感じられる。山上の地熱は言い知れない温情を湛へ、湧き出ずる熱湯は自然の音楽を聞く様な気がする私は、此処に来て初めて心から落ち着いた気持ちになった。日本は到るところ火山があり、此の神秘に接して私は言いしれない感に打たれた。」

初来日の3カ月におよぶ講演旅行で、唯一の休養地であった雲仙温泉が、ヘレン・ケラーの心身を癒やしたことをこの言葉から窺い知ることができる。

注・参考文献

- 1) 村岡花子(2014)：『伝説ヘレン・ケラー 村岡花子が伝えるその姿』偕成社文庫。
- 2) 佐藤隆久(2014)：『日米の架け橋—ヘレン・ケラーと埴保己—を結ぶ人間模様』熊本第一ライオンズクラブ、7-25頁。
- 3) 前掲2)、181-189頁。
- 4) 前掲2)、9-11頁。
- 5) 雲仙ホテル(旧名：温泉ホテル)は1980年代に廃業し、その跡地には、雲仙お山の情報館(国立公園のビジターセンター)とグリーンテラス雲仙(レストラン)が建てられ営業している。

温泉地情報

下諏訪温泉における入浴施設の住み分けと課題

澤田陽介 (温泉ライター)

1 下諏訪温泉の概要

下諏訪温泉は長野県の中央部、諏訪郡に位置する温泉地である。その歴史は非常に古く、鎌倉時代には存在していたと伝えられている。そんな歴史の深い下諏訪の町は、全国的に信仰を集める諏訪大社下社の門前町として、また、中山道の宿場町として栄えてきた。特に宿場町である側面は大きく、中山道と甲州街道の交差点にあたる好立地であったことに加え、中山道で唯一、温泉が湧く宿場として賑わいをみせていた。

下諏訪温泉の泉源は大小合わせて20か所以上、湧出量は毎分5,000リットル以上にのぼる。主な泉質は単純温泉とナトリウム・カルシウム-硫酸塩・塩化物泉であり、無色透明で高温が特徴のお湯である。町の中には、源泉に触れられるモニュメントや垂れ流される源泉蛇口が点在している。それらを探して散策するのも、下諏訪温泉の魅力の一つである。

2 下諏訪の宿泊施設

下諏訪温泉には諏訪大社近辺から諏訪湖の周辺にかけて、温泉を引く宿が15軒ほど存在している。たとえば、仕事などで手軽に利用するならばビジネスホテル「グリーンサンホテル」がその役割を担い、諏訪大社に近い「かめや」は豪華な温泉旅行向きである。「桔梗屋」は宿場の町並みに溶け込む旅籠調の宿であるし、「ぎん月」には湯船に木札を浮かべて恋を占う、全国的にも珍しい「温泉恋札」がある。このようにどの宿も宿泊対象が異なり、趣向に差異を付けるなど、確かな住み分けができています。

3 下諏訪の共同浴場

下諏訪温泉には、古くから多くの共同浴場が存在していた。なかでも、「兎湯(こゆ)」「綿の湯」「旦過(たんが)の湯」は伝統的な浴場で、「諏訪の三名湯」と呼ばれるほどであった。三名湯の名残は現代でも色濃く、素朴な内外観の「新湯」をはじめ、旦過の湯と昭和後期に新装した兎湯の三か所を回る入浴プランである「三湯めぐり」は好評を呼んでいる。浴場の共存策としての温泉めぐりは、大変有意義なプランと言い得るだろう。

下諏訪の共同浴場は四種類に大別でき、厳密にはないが利用者の住み分けも進んでいる。一つ目は、組合費を納める地元住民のみが入れる浴場。二つ目は新湯や「みなみ温泉」など、番台があり内湯が存在するのみで、熱めの源泉が掛け流される昔ながらの浴場である。これらの浴場は地元住民が長湯せずに入ることが多い。三つ目は、プールや露天風呂を併設した浴場である。諏訪湖畔の「湖畔の湯」や「ゆたん歩[®](ゆたんぽ)」にみることができ、旅行者や子ども連れの家族が多く訪れている。四つ目は、既述の兎湯と旦過の湯に該当する、伝統的な浴場を現代風に改築した浴場である。古風なタイルの内湯が特徴であった旦過の湯は、2012(平成24)年の全面改装で大理石調の立派な浴室になり、明るい露天風呂も新設された。利用者も、地元住民から旅行者まで実に幅広い。

4 今後の課題

昨今の下諏訪温泉では、複数の宿泊施設のほか、「高木温泉」や「富部温泉」等の伝統的な共同浴場が相次いで廃業している。それは、明確な住み分けが進む一方で、客が離れ

た施設や浴場が経営難に陥る負の一面でもある。例えば、昔ながらの浴場に入ると、地元の湯客が体を流さず入浴したり、泡が付いた頭を湯船で洗うなど、乱暴な場面をしばしば目撃する。そのような振る舞いがあれば他の利用者が敬遠するのも当然であり、湯客が減る経営難の一因ともなる。地元で管理され、地域に根ざす共同浴場であるが、一般開放している以上、利用客は公衆浴場としてのマナ

ーを守る必要がある。

また、伝統的な浴場の現代風改築については苦言も多い。「改築されて、みな同じ顔になっていく」とは、とある浴場の番台に座る女性の言である。住み分けにより、利用者が浴場の選択をしやすくなった点は大きな成果だが、共存の面をさらに強化していかねば、宿や伝統的な浴場の廃業が一段と進んでしまう危うさもはらんでいる。

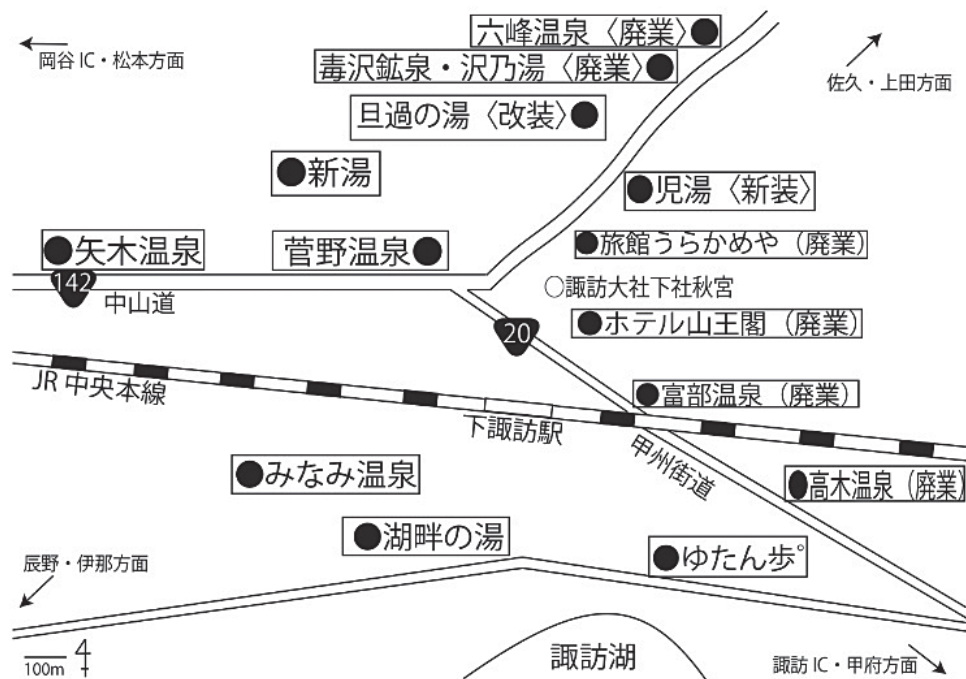


図1 下諏訪温泉の浴場分布と現況
筆者作成。



写真1 三名湯のひとつ「綿の湯」源泉
筆者撮影。2017年7月2日。



写真2 情緒を残す「みなみ温泉」
筆者撮影。2016年9月19日。

学会記事

●日本温泉地域学会第30回研究発表大会

2017(平成29)年11月26日(日)・27日(月)の両日、日本温泉地域学会第30回研究発表大会を栃木県那須塩原市の塩原温泉郷にて開催します。塩原温泉郷は温泉資源に恵まれた栃木県を代表する温泉郷の一つで、「塩原十一湯」と呼ばれる温泉地が最上部の新湯、元湯に始まり、大網温泉まで箒川溪谷に沿って並んでいます。泉質も多様で、地名の由来となった塩化物泉をはじめ大分類で6種類がそろった貴重な温泉郷です。

大会会場は塩原温泉郷の中心に温泉街が広がる門前温泉です。塩原温泉旅館協同組合と観光協会にご協力いただき、視察会コースには最奥の新湯、元湯(体験入浴含む)、塩原もの語り館もコースに含めました。自由論題の研究発表も多く、ふるって参加ください。

日本温泉地域学会第30回研究発表大会スケジュール

- 開催温泉地：栃木県那須塩原市塩原温泉郷門前温泉
〒329-2921 栃木県那須塩原市塩原705
- 開催日：2017(平成29)年11月26日(日)・27日(月)
- 発表会場：塩原温泉「ホテルニュー塩原」TEL.0287-32-2611 FAX.0287-32-3312
- 宿泊施設：ホテルニュー塩原
- 懇親会場：ホテルニュー塩原
- 視察会集合：11月26日(日) 12時30分 東北新幹線・東北本線那須塩原駅前
すぐに視察会に出発しますので、時間厳守をお願いします
- 受付：11月26日(日) 17:00～ホテルニュー塩原
11月27日(月) 8:50～ホテルニュー塩原
- 参加費：一般会員・賛助会員2,000円、学生会員1,000円、会員外2,000円、大会
要旨集のみ1,000円
- 懇親会費：5,000円(学生3,000円)。学会指定宿泊施設を利用する場合、懇親会費は
宿泊費に含まれています
- 宿泊費：学会指定宿を利用する場合、懇親会費・朝食込みの1部屋3～4名利用基
本で一人当たり料金12,000円(消費税+入湯税込)です。なお、1名1室
希望の場合は17,000円(同)、2名1室は14,000円(同)です
- 参加申込：参加者は**10月27日(金)(必着)**までに学会事務局振替口座宛に郵便振替で、
参加内訳を具体的に明記して払い込んでください
- 交通案内：集合場所の那須塩原駅に、視察会集合時間までに到着する主な鉄道の時刻
は下記の通りです
東北新幹線東京駅11時08分発「なすの257」号(郡山行き)→那須塩原駅
12時21分着。宇都宮駅11時11分発普通(黒磯行き)→那須塩原駅11時
56分着。新幹線郡山駅11時39分発→那須塩原駅12時01分着
帰りは大会終了後、宿のマイクロバスで那須塩原駅まで送ります。路線バ
スも1時間に1本、西那須野駅経由那須塩原駅まで運行しています
東北新幹線那須塩原駅14時02分発「なすの276号」→東京駅15時16分着。
那須塩原駅15時02分発「やまびこ214号」→東京駅16時16分着

研究発表大会に参加される会員は、以下の参加形態によって郵便振替で学会事務局振替口座宛に相当金額を10月27日(金)必着で前納してください。払い込みによって学会参加申し込みとします。また、本年度年会費(賛助会員:3万円、一般会員:4,000円、学生会員2,000円)未納の会員はプラスして送金してください。その際、振替用紙の記載欄に振込額の内訳(年会費、宿泊費・参加費・懇親会費、1名1室または2名1室の場合はその旨、体験入浴希望の方は入浴料300円前納)を必ず記入ください。内訳が示されていないと、そのつど学会事務局が本人と確認をとるなど大変苦勞しますので、協力ください。

学会指定宿泊+学会参加:12,000+2,000=14,000円(学生:13,000円)

懇親会参加+学会参加:5,000+2,000=7,000円(学生:4,000円)

視察会・学会参加のみ:2,000円(学生:1,000円)

塩原元湯体験入浴料:300円(希望者のみ。先着順で締切。もれた場合は返却)

郵便振替口座番号:00190-6-462149

加入者名:日本温泉地域学会

日程

11月26日(日) 視察会、懇親会(ホテルニュー塩原)

12:30 東北新幹線・東北本線那須塩原駅西口集合

12:30 那須塩原駅前をマイクロバス2台出発。マイカーの会員はマイクロバスの後を付いてきて下さい

塩原新湯～爆裂火口跡～塩原元湯(元泉館とあびす屋の2軒について、事前に入浴料300円を振込んで申込みした会員に限り、体験入浴可。なお、元泉館は男性15名、女性8名まで。あびす屋は男性8名、女性5名まで)～上塩原集中ポンプ室～塩原もの語り館～湯っ歩の里

17:00 会場のホテルニュー塩原で宿泊・懇親会の受付

18:30 懇親会(ホテルニュー塩原)

11月27日(月) 研究発表大会(ホテルニュー塩原)

8:50 受付

9:10～10:10 研究発表

10:10～10:20 休憩

10:20～11:20 研究発表

11:20～11:30 休憩

11:30～12:10 研究発表

12:10～12:20 休憩

12:20～13:00 講演(公開)・質疑応答

*今大会は早く終了しますので、とくに昼食時間は設けていません。会場周辺ならびに那須塩原駅西口には食堂も複数ありますので、各自利用ください。

研究発表大会プログラム

11月27日(月)

自由論題 発表時間：20分(発表15分、質疑5分)

座長：谷口清和(温泉地活性化研究会)

9:10～9:30 西村りえ(温泉ライター)・滝野沢優子(フリーライター)：「温泉地の猫から考える地域と人の結びつき」

9:30～9:50 松本 馨(岡山県立大学)：「酸性泉の温泉分析書と浴槽の実際の成分量調査」

9:50～10:10 高橋祐次(東洋大学大学院)：「入湯税の現状と観光振興について」

10:10～10:20 休憩

自由論題

座長：小堀貴亮(川村学園女子大学)

10:20～10:40 樽井由紀(奈良女子大学)：「温泉と祭り」

10:40～11:00 高柳友彦(一橋大学)：「近代日本における温泉資源の開発と規制
---静岡県的事例を中心に」

11:00～11:20 内田彩・今井重男(千葉商科大学)：「新婚旅行における『温泉地』
---1950～60年代を中心に」

11:20～11:30 休憩

自由論題

座長：池永正人(長崎国際大学)

11:30～11:50 前田勇(立教大学名誉教授)：「『新日本八景(1927年選定)』と別府温泉
---油屋熊八の果たした役割についての考察」

11:50～12:10 甘露寺泰雄(公益財団法人中央温泉研究所)：「温泉に関する用語の正確な理解の重要性について その2 酸化還元電位(ORP)と水位について」

12:10～12:20 休憩

講演(公開)

12:20～13:00 大塚好一(塩原温泉観光協会)：「知っていたら…ちょっと嬉しい塩原のこと」

● 上記の塩原温泉での自由論題発表者は、大会要旨集ワード原稿(図表を含めて各見開き頁：一頁はタイトル・発表者氏名・肩書を含めて40字詰×40行見当)を10月14日(土)までに編集委員会(編集担当メールアドレス mi-ishikawa@ac.auone-net.jp)宛にメール添付で送付してください。

● 春(例年5月下旬頃)と秋(例年11月下旬)の研究発表大会で自由論題の研究発表を希望される会員は、春の大会では2月1日までに、秋の大会では8月1日までに事務局宛に簡単な発表要旨をつけて申し込んでください。この期限を過ぎると、大会プログラムを作成して学会記事に掲載する締切に間に合わなくなりますので、よろしく願います。

同時に、研究発表予定者は大会要旨集作成のため、上記のように発表要旨原稿を各大会開催日の遅くとも1カ月以上前(春は4月15日、秋は10月15日まで)には編集委員会宛に送付してください。

- 今回で4回目にあたる**熱海温泉観光士+温シエルジェの養成講座**を熱海市と共催で、**2018(平成30)年2月16日(金)・17日(土)・18日(日)**午前中まで2日半の日程で開催します。受講受付先は熱海市の温シエルジェ&温泉観光士養成講座実行委員会になります。講座の詳しい内容や受付先等は今後学会ホームページにて案内します。

- 来春開催の**第31回研究発表大会・総会の開催地と開催日**が決まりました。開催地は**熊本県南小国町黒川温泉**、開催日は**2018年5月27日(日)・28日(月)**です。なお、別府市が5月25日から27日まで開催予定の「世界温泉地サミット」参加の会員も合流できるように大会スケジュールを組む予定です。

詳細は2018年3月25日刊行予定の『温泉地域研究』第30号に掲載します。また、それ以前に学会ホームページにて第二報を案内します。研究発表を予定されている会員は、次号第30号の学会記事掲載に間に合うよう**2月1日(木)**までに事務局まで発表タイトルと簡潔な要旨を添えて申し込んでください。なお、研究発表申込みは常時受付けています。

- 日本温泉地域学会第29回研究発表大会は、2017(平成29)年5月28日(日)・29日(月)の両日、三重県津市榊原温泉にて湯元榊原館を会場に開催されました。前回の猿ヶ京温泉での大会に続き、参加者は73名(うち会員66名)という盛況でした。今回も好天に恵まれ、大型バスにマイカー参加が続いた視察会では、大勢の観光客・参拝客でにぎわう伊勢神宮内宮とおはらい町見学の後、榊原温泉の温泉神社である射山神社、旧泉源跡、現泉源などを地元の方々のご案内で視察しました。参加者には榊原温泉のぬる湯の美肌湯の源泉入浴がとても好評でした。

第一日目の懇親会では、三重県環境生活部大気・水環境課の森口泰行課長補佐、湯元榊原館の前田幹弘会長からあいさつをいただきました。今大会で講演いただきました環境省自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室の山本麻衣室長、三重県保健環境研究所の森康則主査研究員、国際医療福祉大学の前田眞治教授のお三方、榊原温泉現地視察で案内役を務めてくださった地元の皆様、そして本大会実行委員長としてもすべてにご尽力いただいた前田眞治先生と眞理子夫人にあらためて感謝申し上げます。

- 次号の学会誌『温泉地域研究』第30号(2018年3月25日刊行予定)への論文・研究ノート・温泉裁判例研究・書評・資料・温泉地情報などの原稿を募集します。必ず**投稿規程・執筆要領(学会ホームページに掲載。2017年5月29日改訂を本誌に掲載)**に従い、これまでの学会誌を**参考**にして、直接編集委員会(編集担当メールアドレス mi-ishikawa@ac.auone-net.jp)宛に原稿送付状とともに本文ワード原稿ならびに掲載図表・画像等は別途添付(本文はレイアウト指定のみ)にて送付してください。

投稿規定や学会誌のフォーマットに適さないかたちで作成された図版を本文ワード原稿に貼り付けた状態で送付されると、修正が困難で編集処理作業も大変です。

原稿は常時受付けていますので、常に早めの投稿・送付をお願いします。なお、**第30号への原稿送付締切は1月15日(月)必着**です。論文と研究ノートは、査読を受けてパスしたのから順次掲載します。会員の積極的な投稿を期待します。

- 学会事務局では、創刊第1号から前号第28号までの学会誌『温泉地域研究』バックナンバーをすべて取りそろえています。バックナンバーを希望される会員は事務局までファクスにて申込みください。頒価は一冊**1500円(送料別)**です。

- **住所を変更された会員は住所変更届を必ず学会事務局へファクスまたはメールにて送ってください。**郵便局には住所変更届けを出しても、学会誌はメール便にて発送していますので、毎号「移転先不明」で複数戻りがあり、再発送に手間どっています。

- 学会ホームページでは、学会ニュース、大会案内、温泉観光士養成講座開催案内などをたえず最新のものに更新しています。会員はふだんから閲覧するようにお願いします。

『温泉地域研究』の投稿規程・執筆要領

(2017年5月29日改訂)

【投稿規程】

1. 投稿資格

投稿者は本学会会員とする。ただし、連名の場合は筆頭著者名が本学会会員であればよい。また、編集委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

2. 投稿原稿

- ①『温泉地域研究』で発表する原稿は、温泉地の研究に関わる未発表のものとする。
- ②原稿の種類は、論文、研究ノート、温泉裁判例研究、書評、資料、温泉地情報とする。
 - 論 文 …………… 実証的または理論的研究の成果として論述した原稿。
 - 研究ノート …………… 温泉地の調査報告、研究の中間発表的内容の原稿。
 - 温泉裁判例研究 …… 温泉資源ならびに温泉地にかかわる裁判例を論述した原稿。
 - 書 評 …………… 新刊書等の批評と紹介をした原稿。
 - 資 料 …………… 温泉地の歴史・文化・温泉資源・観光経営など諸々のデータの提示と解説した原稿。
 - 温泉地情報 …………… 温泉地の観光事情や活性化の取り組みなどの原稿。
- ③論文、研究ノートの原稿は関連分野の学会員による匿名の閲読審査をすることにし、その査読結果をうけて、編集委員会(常務理事会兼務)が掲載の可否を決定する。修正意見がある場合は、修正原稿の提出を経て受理される。
- ④『温泉地域研究』に掲載されたすべての著作については、日本温泉地域学会が著作権を有する。転載・複写にあたっては、本学会の承認を受けなければならない。

3. 原稿の提出

- ①提出書類 原稿一式(本文、図・表・写真)、原稿送付状
- ②提出方法 電子メールに添付して送付する。
- ③提出先 編集委員会 委員長 石川理夫 mi-ishikawa@ac.auone-net.jp
- ④受 付 随時

4. 原稿の校正

初校は執筆者が行い、最終校正は編集委員会が対応する。

5. 抜刷

抜刷は「論文」と「研究ノート」を対象とし、50部、100部単位の実費とする。なお、筆頭著者には、当該『温泉地域研究』を2部進呈する。

【執筆要領】

1. 本文

- ①原稿は、ワード(Word)を使用し、A4版用紙を縦にして1段組み横書きとする。
- ②原稿の構成は、表題、著者名(肩書)、キーワード、本文、注・参考文献とする。なお、表題、著者名(肩書)、キーワードは英語併記する。
- ③1頁の文字数 40字×40行=1,600字(刷り上がりはB5版2段組みに相当)

④執筆分量(図・表・写真を含む)は、以下の印刷頁数とする。

論 文	8頁、10頁、12頁
研究ノート	6頁、8頁
温泉裁判例研究	4頁、6頁、8頁
書 評	1頁
資 料	2頁
温泉地情報	1頁、2頁

⑤字体と文字の大きさ

- ・字体は、本文(日本語)はMS明朝、数字と欧文はセンチュリー(Century)を使用する。
- ・文字の大きさは、タイトルまわり12ポイント、大見出しは11ポイント、以下本文は10.5ポイントとする。
- ・日本語タイトルはMS明朝ボールド、英文タイトルと英文肩書き、キーワードの英文はセンチュリー、本文大見出しはMSゴシックとする。

⑥頁番号は用紙下中央に付ける。

⑦人名や術語等は特別なものを除き、常用漢字および新仮名づかいを使用する。

⑧句点は「。」を、読点は「、」を用いる。

⑨数字(センチュリー)は単数字(1から9)を除き、半角文字とする。

【例】3人 23人

[例]

草津温泉における景観保全の現状と課題

Present Condition and Problem of Landscape Conservation in Kusatsu Spa

中沢 秀夫*

Hideo NAKAZAWA

(脚注)*草津大学(Kusatsu University)

キーワード：草津温泉(Kusatsu spa)・温泉(hot spring)・景観保全(landscape conservation)

1 はじめに(章)

(1) 草津温泉の開湯伝承(節)

草津温泉の開湯については……という伝承がある¹⁾。

⑩単位・年号・標高などを除き、4桁以上の数字には3桁区切りのカンマ(,)を入れる。

【例】125,800人 12万5800人 2017年 富士山(3776m)

⑪年号は原則として西暦を使用し、元号が必要な場合は()に入れる。原文の引用の場合はそのかぎりではない。

【例】2017(平成29)年 …によると「元禄三年(1690)…」

⑫動植物等の学名は斜字体(イタリック)を使用し、可能な限り和名を併記する。

⑬特殊な活字は、斜字体(イタリック)、太字体(MSゴシック)で表示できる。

⑭章・節・項のタイトルは、数字はアラビア数字、字体はMSゴシックとする。

【例】章 MSゴシック 11ポイント

1 はじめに 2 ○○○○ 3 ○○○○ 4 むすび

節 MSゴシック 10.5ポイント

(1) ○○○○ (2) ○○○○ (3) ○○○○

2. キーワード

キーワードは、本文の内容を端的に表現する3～5語とする。

3. 注・参考文献の表記

①注および参考文献の該当箇所は、本文の該当箇所の右肩にポイントを小さくして上付きで¹⁾²⁾…の番号を示す。

【例】…である¹⁾。中沢秀夫²⁾によれば…。

②文字の右肩に記した番号¹⁾²⁾…に関する注・参考文献は、文末に以下のように明記する。文字の大きさはポイントを本文より一つ下げ、10ポイントとする。

- ・著者(編者や訳者等を含む)が複数の場合も、省略せずに全著者名を記す。
- ・同一著者による複数の文献が連続する場合も、文献ごとに著者名を省略せずに記す。
- ・欧文の文献は、書名または雑誌名を斜字体(イタリック)で表示する。
- ・ウェブサイトは、サイト名とアドレスを併記し、閲覧日も明記する。

【例】

- 1) 中沢秀夫(1992)：『草津温泉誌 第2巻』草津町、180-190頁。
- 2) 中沢秀夫(1995)：「草津温泉の町並み保存」『地理学報告』、第5巻2号、15-25頁。
- 3) 1712(正徳2)年自序の寺島良安著『和漢三才図絵』巻第七十六「紀伊」項に「本宮ノ温泉在湯峯」と記す。
- 4) 前掲2)、18頁。
- 5) Barker, M. L. (1982) : Traditional landscape and mass tourism in the Alps. *Geographical Review*, 72, pp. 395-415.
- 6) Paldele, B. (1994) : *Die aufgelassenen Almen Tirols*. Innsbrucker Geographische Studien, 22.
- 7) 長崎県観光統計
<http://www.nagasaki-tabinet.com/public/statistics/> (2017年4月1日閲覧)

4. 図・表・写真

①図と表はワード、エクセル、パワーポイント、写真は .jpg 画像として作成し、本文に貼り込み・挿入せず、別途にまとめて送付する。

②図番号は図1、図2、表番号は表1、表2、写真番号は写真1、写真2のようにする。

③本文における各図・表・写真の挿入希望位置を本文右の余白に朱書きする。

④図・表はそのまま印刷できるように完成されたものとし、大きさと文字のバランスを考慮する。

⑤図・写真のタイトルは下中央位置に、表のタイトルは上中央位置に表記し、図・表・写真の下に出典・撮影日等を明記する。また、地図には縮尺と方位を入れる。



図1 ○○○○○○
(注)○○により筆者作成。



(注)○○により筆者作成。



写真1 ○○○○○○
(注)筆者撮影。2017年4月1日。

Journal of Studies on Spa Region

No.29
2017.9

contents

Articles

- The Function and Changes of the “Food” during the Hot Springs Stay from the Early
Modern Period to the Modern Period..... Aya UCHIDA (1)
- Establishment of Taketa City, Oita Prefecture and Development of the Spa
Utilization Measures Shinichiro OKAMURA (13)
- A Study of Appearance and Change of Operational Concept of Japanese Term
“Tohji” Related with Hot Spring Cure Michio ISHIKAWA (25)

Lectures

- Approaches of Ministry of the Environment to Revitalization of Hot Spring Areas
..... Mai YAMAMOTO (35)
- Studies of Hot Springs in Mie Prefecture : Protection and Utilization of
Hot Spring Resources Yasunori MORI (44)
- Medical Effectiveness of Sakakibara Hot Spring Masaharu MAEDA (51)

Book Reviews

- Creating Executive Committee of Atami Ed. [History and Chorography of Atami
Hot Springs] Masayuki HAMADA (55)
- Yuki Yusa [Essays on the Earth – about Beppu Spa–] Hideyuki NAGASHIMA (56)

Material on Spa

- The Unzen Hot Spring where Helen A. Keller’s Mind and Body was Healed in 1937
..... Masato IKENAGA (57)

News on Spa

- Coexistence and Problems of Bathing Facilities in Shimosuwa Onsen
.....Yosuke SAWADA (59)

- Notes and News (61)